5次公募用

令和７年度補正予算
省エネ・非化石転換補助金
（工場・事業場型）

公募要領

（Ｉ）工場・事業場型
（Ⅳ）エネルギー需要最適化型

令和7年度補正予算「省エネ・非化石転換補助金」の公募は5次公募をもって終了となり、6次公募を実施する予定はありません。

なお、5次公募においては複数年度事業のみ公募を実施し、単年度事業は対象外です。

２０２６年１１月

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

DNP 大日本印刷株式会社

本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブが代表幹事として大日本印刷株式会社との共同事業体で執行する事業です。

補助金を申請及び受給される皆様へ

本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）が代表幹事として大日本印刷株式会社（以下「DNP」という。）との「共同事業体」として執行する補助金事業です。補助金の交付を申請される間接補助事業者の皆さまとの手続等については、代表幹事であるSIIが行います。

補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、当共同事業体としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、及び共同事業体が定める「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）」をよくご理解のうえ、また下記の点についても十分にご認識いただいたうえで補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、代表幹事SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。

③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10．95％の利率）を加えた額を代表幹事SIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、代表幹事SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。

④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解したうえで本事業の申請手続きを行うこととしてください。

⑤ 代表幹事SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。

⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について代表幹事SIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、代表幹事SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう。（以下同じ）
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。

⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、代表幹事SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。

⑨ 代表幹事SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をホームページ等で公表することがあります。（個人・個人事業主を除く。）

一般社団法人環境共創イニシアチブ
大日本印刷株式会社

目次（1）

1. 事業概要
1－1.　事業名称 …… 11
1－2.　事業目的 …… 11
1－3.　予算額 …… 11
1－4.　補助対象事業 …… 12
1－5.　補助対象事業者 …… 15
1－6.　GX要件について …… 22
1－7.　省エネ法特定事業者等の要件について …… 24
1－8.　申請単位 …… 25
1－9.　申請パターン …… 25
1－10. 工場・事業場間一体省エネルギー事業 …… 26
1－11. 複数事業者の連携事業（連携省エネルギー計画の認定制度） …… 26
1－12. 複数年度事業 …… 27
1－13. 補助対象経費 …… 29
1－14. 補助率及び補助金限度額 …… 30
1－15. 補助事業期間 …… 32
1－16. その他留意事項 …… 32
1－17. 事業全体スケジュール（複数年度事業）（5次公募） …… 33

2. 各事業区分の概要 （Ⅰ）工場・事業場型
2－1.　補助対象設備 …… 45
2－2.　（Ⅰ）の省エネルギー効果の要件 …… 48

3. 各事業区分の概要 （Ⅳ）エネルギー需要最適化型
3－1.　補助対象事業 …… 53
3－2.　補助対象設備 …… 53
3－3.　エネルギー管理支援を行えるエネマネ事業者 …… 53
3－4.　申請要件 …… 54
3－5.　事業スキーム …… 57

4. 非化石化の要件について
4－1.　非化石化について …… 59
4－2.　非化石化を図る事業の省エネルギー効果の要件 …… 60
4－3.　非化石化要件の考え方 …… 61
4－4.　「増エネとならないこと」の計算方法 …… 61

目次（2）

5. 交付申請～採択
5－1.　公募 …… 65
5－2.　交付申請 …… 65
5－3.　申請手続 …… 66
5－4.　提出書類一覧 …… 67
5－5.　書類提出先と締切日 …… 71
5－6.　交付決定前の変更等 …… 72
5－7.　審査 …… 72
5－8.　交付決定 …… 76
5－9.　公表 …… 76
5－10. 個人情報の取得と利用について …… 76

6. 事業の実施
6－1.　補助事業の開始 …… 81
6－2.　交付決定後の計画変更等 …… 81
6－3.　中間報告 …… 82
6－4.　中間検査 …… 82
6－5.　概算払請求書及び年度末実績報告 …… 82
6－6.　実績報告及び補助金の確定 …… 82
6－7.　精算払請求書及び補助金の支払い …… 83
6－8.　取得財産等の管理 …… 83
6－9.　成果報告 …… 83
6－10. 交付決定の取消し、罰則等 …… 84

7. 資料
【付録】 原油換算係数表 …… 87
別表1　（Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表 …… 91
別表2　エネルギー需要最適化型におけるシステム機器要件 …… 115
資料1　日本標準産業分類 …… 120

更新履歴

No.	Ver.	更新日	更新ページ	更新内容
1	1.0	-	-	初版

各事業区分概要

※ 本事業は、SIIが代表幹事としてDNPとの共同事業体で執行いたします。補助金の交付を申請される間接補助事業者の皆さまとの手続等については、代表幹事であるSIIが行うため、以降のページにおける事業実施主体は、すべてSIIと記載いたします。

（Ⅰ）工場・事業場型には4つの事業区分があり、各事業区分で補助対象となる設備や申請要件や補助率等が異なります。事業特性に応じて申請する事業区分を選択すること。

事業区分		先進枠
事業要件		資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した「**先進設備・システム**」へ更新等する事業
GX要件	補助事業者	必須
	メーカー等※1	ー
対象設備		先進設備・システム
更新/新設		更新
申請要件 （省エネ要件）		申請単位において、原油換算量ベースで、 以下のいずれかの要件を満たす事業 ① 省エネ率＋非化石割合増加率：30%以上 ② 省エネ量＋非化石使用量　　：1,000kl以上 ③ エネルギー消費原単位改善率：15%以上 ※ 非化石転換の場合も増エネ設備は対象外。 ※「一般枠」の補助対象設備を組み合わせて上記要件を満たすことも可とする。
変更点①	設備単位	ー
投資回収要件		投資回収年数が5年以上であること
その他の申請要件		• 「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。 • 経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上の事業であること。 • 導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。
補助対象経費		設計費・設備費・工事費
補助率	中小企業者等※2	2/3以内
	大企業・その他※3※4（みなし大企業を含む）	1/2以内
補助金限度額	複数年度事業	【上限額】 30億円/事業全体（15億円/年度） 非化石転換の場合は40億円/事業全体（20億円/年度） 【下限額】 100万円/年度※初年度を除く
	連携事業	【上限額】 30億円/事業全体（15億円/年度） 非化石転換の場合は40億円/事業全体（20億円/年度） 【下限額】 100万円/年度※複数年度事業の場合は初年度を除く

※1　メーカー等とは、製品型番登録申請を行う製造事業者。
※2　中小企業者等とは、「中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く）」、「個人事業主」、「中小企業団体等」及び「会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外（医療法人、社会福祉法人、NPO法人 等）であり、かつ従業員が300人以下の法人」。
※3　大企業とは会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。

変更点①:(Ⅰ)工場・事業場型の申請において、事業所全体の要件に加えて、設備単位でも省エネ要件を課す。

(Ⅰ)工場・事業場型
（省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費）

一般枠	中小企業投資促進枠
機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する「**オーダーメイド型設備**」、又はSIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として公表した「**指定設備**」へ更新等する事業 ※オーダーメイド型設備と指定設備を組み合わせる事業や、複数の指定設備を更新する事業も対象となる。	
必須	
ー	
オーダーメイド型設備と指定設備	
更新	
申請単位において、原油換算量ベースで、以下のいずれかの要件を満たす事業 ① 省エネ率＋非化石割合増加率: 10%以上 ② 省エネ量＋非化石使用量　　: 700kl以上 ③ エネルギー消費原単位改善率: 7%以上 ※ 非化石転換の場合も増エネ設備は対象外。	申請単位において、原油換算量ベースで、以下のいずれかの要件を満たす事業 ① 省エネ率＋非化石割合増加率: 7%以上 ② 省エネ量＋非化石使用量　　: 500kl以上 ③ エネルギー消費原単位改善率: 5%以上 ※ 非化石転換の場合も増エネ設備は対象外。 ※ SIIが指定するフォーマットにより、一般枠の効果を満たす事業計画書を作成・公表すること。
指定設備は、以下のいずれかを満たすこと。また、オーダーメイド型設備は③のみ満たすこと。 ①省エネ率:10%以上　②省エネ量:1kl以上、③経費当たり省エネ量:1kl/千万円以上	
投資回収年数が5年以上であること	投資回収年数が3年以上であること
「先進枠」と同じ	
設計費・設備費・工事費	
1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内	1/2以内 ※投資回収年数5年未満の事業は1/3以内
1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内	対象外
【上限額】 20億円/事業全体（15億円/年度） 非化石転換の場合は30億円/事業全体（20億円/年度） 【下限額】 100万円/年度※初年度を除く	
【上限額】 30億円/事業全体（15億円/年度） 非化石転換の場合は40億円/事業全体（20億円/年度） 【下限額】 100万円/年度※複数年度事業は初年度を除く	

なお大企業については、次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。
- 省エネ法の事業者クラス分け評価制度において『Sクラス』に該当する事業者（原則、公募締切時点で「令和7年度報告（令和6年度実績）によるクラス分けの結果」として資源エネルギー庁ホームページにて、『Sクラス』として公表されていることが確認できる事業者）
- 省エネ法の事業者クラス分け評価制度において『Aクラス』に該当する事業者
- 中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

※4　その他とは、「みなし大企業に該当する法人」又は「会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外（医療法人、社会福祉法人、NPO法人 等）であり、かつ従業員が300人超えの法人」。

変更点②：サプライチェーン上の4者以上が共同実施で実施する取り組みを支援する「サプライチェーン連携枠」を新たに創設。

事業区分		（Ⅰ）工場・事業場型 （省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費） サプライチェーン連携枠 変更点②
事業要件		サプライチェーン上の4者以上が共同で立案した設備更新計画を支援する事業 事業要件は「一般枠」「中小企業投資促進枠」と同じ
GX要件	補助事業者	必須
	メーカー等※1	―
対象設備		オーダーメイド型設備と指定設備
更新/新設		更新
申請要件（省エネ要件）		それぞれの事業者が以下の要件を満たす事業 省エネ率＋非化石割合増加率：5%以上 ※ 非化石転換の場合も増エネ設備は対象外。
	設備単位	指定設備は、以下のいずれかを満たすこと。また、オーダーメイド型設備は③のみ満たすこと。 ①省エネ率：10%以上　②省エネ量：1kl以上、③経費当たり省エネ量：1kl/千万円以上
投資回収要件		投資回収年数が中小企業者等は3年以上、大企業・その他は5年以上であること
その他の申請要件		「先進枠」と同じ
補助対象経費		設計費・設備費・工事費
補助率	※2 中小企業者等	1/2以内 ※投資回収年数5年未満の事業は1/3以内
	※3 ※4 大企業・その他（みなし大企業を含む）	1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内
補助金限度額	複数年度事業	それぞれの事業者が計画する事業1件当たりの補助金限度額は以下とする。 【上限額】 20億円/事業全体（15億円/年度） 非化石転換の場合は30億円/事業全体（20億円/年度） 【下限額】 100万円/年度※初年度を除く

※1　メーカー等とは、製品型番登録申請を行う製造事業者。
※2　中小企業者等とは、「中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く）」、「個人事業主」、「中小企業団体等」及び「会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外（医療法人、社会福祉法人、NPO法人 等）であり、かつ従業員が300人以下の法人」。
※3　大企業とは会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。

変更点③:これまで既存事業所へのEMS導入のみ認められていたところ、新設の事業所や新規の製造ライン等へのEMS導入も対象化。

(Ⅳ)エネルギー需要最適化型
(省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費)

SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業
※ 新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入するEMS及び、既存の事業所において、新たな製造ラインやエリアに設置するEMSも対象とする。 変更点③

―

―

SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として登録及び公表したEMS

―

- SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として登録及び公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。
- EMSを活用した省エネのEMS活用計画を作成、改善による成果の公表を行うこと。
- 原油換算量ベースで2%改善を目安とする。
- 単独申請も可とする。

設計費・設備費・工事費

1/2以内

1/3以内

【上限額】 1億円/事業全体
【下限額】 30万円/事業全体

※ 事業区分(Ⅳ)と(Ⅰ)を組み合わせて申請する場合は、各事業区分と(Ⅳ)エネルギー需要最適化型のそれぞれの上限額の合計を事業全体の上限額とする。

なお大企業については、次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。
- 省エネ法の事業者クラス分け評価制度において『Sクラス』に該当する事業者(原則、公募締切時点で「令和7年度報告(令和6年度実績)によるクラス分けの結果」として資源エネルギー庁ホームページにて、『Sクラス』として公表されていることが確認できる事業者)
- 省エネ法の事業者クラス分け評価制度において『Aクラス』に該当する事業者
- 中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

※4 その他とは、「みなし大企業に該当する法人」又は「会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外(医療法人、社会福祉法人、NPO法人 等)であり、かつ従業員が300人超えの法人」。

省エネ・非化石転換補助金の全体予算

本補助金は、以下の2事業によって構成されている。

- 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金　（原資：GX経済移行債）
- 省エネルギー投資促進支援事業費補助金　（原資：エネルギー対策特別会計）

また、国庫債務負担行為を活用することで、複数年にわたる支援が可能である。
「工場・事業場型」は最大4年間、「設備単位型」は最大2年間の支援期間が設定されている。

	令和7年度補正（令和8年度）	令和9年度	令和10年度	令和11年度
本公募要領の適用範囲	507億円	985億円	598億円	126億円
＜工場・事業場型＞　最大4年 （Ⅰ）工場・事業場型 （Ⅳ）エネルギー需要最適化型				
＜設備単位型＞　最大2年 （Ⅱ）電化・脱炭素燃転型 （Ⅲ）GX設備単位型［トップ性能枠］				
（Ⅲ）GX設備単位型［メーカー強化枠］	（250億円） ※507億円の内数	（125億円） ※985億円の内数		
（Ⅲ）設備単位型［従来枠］ ※（Ⅳ）エネルギー需要最適化型との組み合わせ含む	96億円	48億円		

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金　　省エネルギー投資促進支援事業費補助金

1. 事業概要

1. 事業概要

1－1. 事業名称

令和7年度補正予算　省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場単位）
正式名称：省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

1－2. 事業目的

地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況の下、我が国は、以前より省エネルギー設備投資やエネルギー管理の適正化等を推進し、世界の中でも高い省エネルギー水準を達成しているところではあるが、2030年のエネルギーミックスの達成、また2050年のカーボンニュートラル実現に向け、2021年10月に「第6次エネルギー基本計画」が策定され、更なる野心的な目標が掲げられた。2030年までに6,200万kl程度のエネルギーを削減するためには、産業・業務部門において更なる省エネ設備投資を積極的に呼び込むグリーンリカバリー投資を推進していくことが重要である。

加えて、直近の中東情勢により、原油市場が影響を受けて価格が高騰し始めており、エネルギー使用量を削減する省エネ型設備の導入は、一層重要性が増している。

本事業は、事業者が計画した省エネルギーの取組のうち、導入ポテンシャルの拡大等が見込める「先進的な設備・システム」の導入、「機械設計が伴うオーダーメイド型設備」及び「省エネ効果が高い高効率な指定設備」への更新やプロセス改修、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステムを導入することにより省エネルギー効果の要件を満たす事業（以下、「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助する事業を実施することにより、各分野の省エネルギー化を推進し、内外の経済的社会環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需要構造の構築を図ることを目的とする。

1－3. 予算額

本補助金は、下記の予算により、公募を行う。

また、本公募では複数年度事業のみを対象とし、単年度事業は対象外とする。

※ 複数年度事業は最大で4年事業となる。各年度毎の予算額の配分を十分に鑑みて、事業計画を行うこと。

各年度の予算額は以下のとおり。

予算額	5次公募予算
2026年度分（1年度目）	約58億円
2027年度分（2年度目）	約469億円
2028年度分（3年度目）	約268億円
2029年度分（4年度目）	約73億円

※ 上記の予算額は、省エネ・非化石転換補助金のうち、「（Ⅰ）工場・事業場型」「（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型」「（Ⅲ）GX設備単位型」「（Ⅳ）エネルギー需要最適化型」全ての事業区分を合わせたものである。

※ 公募における交付申請額の合計額が予算額を超える場合には、総合評価の結果、不採択となることがある。

※ 3次公募・4次公募の採択結果により、5次公募の予算が変動する場合がある。

1－4．補助対象事業

エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場等（以下、「事業所」という。）において実施する次に掲げる事業区分（Ⅰ）、（Ⅳ）に該当するものを補助対象事業とする。

（Ⅰ）工場・事業場型 （詳細は45～51ページ参照）

導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な設備・システムの導入、機械設計が伴うオーダーメイド型設備又は、SIIが公表した指定設備へ更新等することにより、原油換算ベースで省エネルギー効果の要件を満たす事業。

【補助対象設備】

- 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択し、公表した設備（以下、「先進設備・システム」という。）
- 機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（以下、「オーダーメイド型設備」という。）
- SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが公表した設備（以下、「指定設備」という。）

【省エネルギー効果の要件】

＜先進枠＞

先進設備・システムを含む設備導入により、以下のいずれかの要件を満たす事業。
先進設備・システムに加えて、オーダーメイド型設備及び指定設備を導入して、要件を満たすことも認める。

- 省エネルギー率＋非化石割合増加率　：　30%以上
- 省エネルギー量＋非化石使用量　：　1,000kl以上
- エネルギー消費原単位改善率※　：　15%以上

＜一般枠＞＜中小企業投資促進枠＞＜サプライチェーン連携枠＞

オーダーメイド型設備、複数の指定設備のいずれかあるいは両方の設備導入により、以下のいずれかの要件を満たす事業。

	一般枠	中小企業 投資促進枠	サプライチェーン 連携枠
省エネルギー率＋ 非化石割合増加率	10%以上	7%以上	1者当たり 5%以上
省エネルギー量＋ 非化石使用量	700kl以上	500kl以上	―
エネルギー 消費原単位改善率　※	7%以上	5%以上	―

※　エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつエネルギー使用量が増加する事業に限る。

※　上記に加えて、更新対象となる設備単位ごとに定められた省エネ要件を満たすこと。

また、事業区分（Ⅰ）は、以下全てを満たす事業であること。
以下の要件は事業区分（Ⅰ）における共通要件となり、「先進枠」「一般枠」「中小企業投資促進枠」「サプライチェーン連携枠」それぞれで別途定める要件については、各事業説明ページを参照のこと。

① 投資回収年数は事業区分毎に定められた要件を満たすこと。
「先進枠」「一般枠」　　：5年以上
「中小企業投資促進枠」　：3年以上
「サプライチェーン連携枠」：中小企業者等は3年以上、大企業・その他は5年以上

（投資回収年数について）
投資回収年数は、以下の式により算出する。
投資回収年数＝補助対象経費[円]÷（計画省エネルギー量[kl/年]
×燃料評価単価[円/kl]）
燃料評価単価は、以下の式により算出する。
燃料評価単価＝2025年4月～2026年3月の事業所単位のエネルギーコスト[円]
÷同期間の事業所単位のエネルギー使用量[kl]

② 「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画書等に記載されている事業であること。

③ 経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上の事業であること。

（経費当たりの計画省エネルギー量について）
経費当たりの計画省エネルギー量は、以下の式により算出する。
経費当たりの計画省エネルギー量＝計画省エネルギー量[kl/年]
÷補助対象経費［千万円］

④ 導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できる事業であること。

（Ⅳ）エネルギー需要最適化型　（詳細は53～57ページ参照）

SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択し、SIIが公表したエネマネ事業者からエネルギーマネジメントシステム（以下、「EMS機器」という。）を導入し、EMS機器を活用した省エネのEMS活用計画を作成、その後改善による成果の公表を行うことにより、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業。

➢ 補助対象事業と認められない場合

- 新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する設備は対象外とする。（Ⅳ型は除く）
- 既存の事業所において新たに設備を追加する増設の場合は対象外とする。（Ⅳ型は除く）
- 事業活動に供していない設備※を更新する事業は対象外とする。

※ ただし、天災その他の不可抗力（令和8年熊本地震による被災など）により事業活動に供せない設備を更新する場合は、認められる場合があるので、申請時に必ずSIIに申し出て事前協議を行うこと。

- 専ら居住を目的とした事業所又は居住エリアにおける設備更新は対象外とする。
- 発電設備を新たに導入する場合は、売電を目的とする事業は対象外とする。
- 売電する事業所であって発電設備を更新する場合は、売電量が増加する事業は対象外とする。
- 環境アセスメント制度対象（出力11.25万kW以上の火力発電所に該当）の事業所に設置するコンバインドサイクル発電方式の設備は補助対象外とする。ただし、廃熱を事業所内で活用する熱電併給が可能なコンバインドサイクル発電方式の設備はその限りではない。

➢ 他の補助金等との併用

- 本補助金と他の補助金等で、補助対象経費が重複する場合の併用は出来ない。ただし、地方公共団体の一般財源（地方税や地方交付税交付金など使途が特定されていない財源）により実施する補助金等との併用は認める。この他、併用を認める補助金等がある場合にはSIIのホームページ（よくあるご質問）に掲載する。判断に迷う場合は、SII及び地方公共団体に問い合わせのこと。
- 税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口に問い合わせのこと。
 なお、中小企業経営強化税制との併用は可能である。
- 本事業で申請している補助対象設備を、他の補助金等及び間接補助金等でも申請し、交付決定前に他の補助金等及び間接補助金等が交付された場合、速やかにSIIに連絡すること。

1－5. 補助対象事業者

本補助金の交付申請をする者（以下、「申請者」という。）は、以下の要件を全て満たすこと。

① 国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であること（企業体の定義は17～18ページを参照のこと）。

年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者（特定事業者等）は、省エネ法に基づき中長期計画書及び定期報告書を提出していること。

※申請時に「省エネ法定期報告書の特定第1表」の写しを提出すること。

大企業については、以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

（5次公募）

- 省エネ法の事業者クラス分け評価制度において『Sクラス』に該当する事業者は、原則、公募締切時点で「令和7年度報告（令和6年度実績）によるクラス分けの結果」として資源エネルギー庁ホームページにて、『Sクラス』として公表されていることが確認できる事業者であること。
- 省エネ法の事業者クラス分け評価制度において『Aクラス』に該当する事業者は、令和7年度定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況」を提出すること。
- 中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者は、必ず、経済産業局へ提出した中長期計画書の写しを、SIIへ提出すること（ベンチマーク対象業種については19ページ参照のこと）。

 ※経済産業局へ提出したものと異なる中長期計画の写しをSIIへ提出し、ベンチマーク指標の見込みがベンチマーク目標を達成しないことが判明した場合、SIIは交付決定の取消し等を行うことがある。

個人事業主は、青色申告者であり、確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを提出すること。ただし、電子申告（e-Tax）を行った場合は、国税電子申告・納税システムで確認できる受信結果（受信通知）を提出すること。

中小企業団体等に該当する以下の法人は、設立の認可証を提出すること。

- 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合
- 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会
- 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立した商店街振興組合、商店街振興組合連合会

② 本事業を実施するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。

※導入する補助対象設備の所有者が直近の年度決算において債務超過の場合は対象外とする。

（つづき）

③ 本事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であり、その補助対象設備の処分制限期間、継続的に使用する者であること。
※導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合、導入する補助対象設備の所有者と使用者が共に補助対象事業者となり、共同申請を行うことを原則とする。
※導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合の申請については20～21ページを参照すること。

④ 本事業により取得した補助対象設備を、SIIが交付規程で定める取得財産等管理台帳に記載のうえ、善良な管理者の注意をもってその補助対象設備等を管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る者であること。
※SIIが検査等で固定資産台帳の提出を求めた場合は、これに応じること。

⑤ 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
※補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合、もしくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者（注）を契約の相手方とすることは原則できない。
（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）
（注）http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

⑥ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者でないこと。

⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む事業所ではないこと。

⑧ 成果報告時に、事業区分毎に定める期間において、補助対象設備のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できる事業者であること。
- （Ⅰ）工場・事業場型は、1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告すること。
- （Ⅳ）エネルギー需要最適化型は、省エネ量、省エネ推進体制、実施した省エネ対策を報告すること。

⑨ 会計検査院による現地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応することが可能な事業者であること。

➢ 企業体の定義

本事業においては中小企業者等、大企業を以下のとおり定義する。

※障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の対象となる従業員は、本事業において従業員数に含めなくてもよい。ただし、当該従業員を含めない扱いとする場合においては、個別事情を考慮して判断するため、個別にSIIに相談すること。

【中小企業者等】

＜中小企業者＞

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じて、以下のとおり中小企業者を定義する。

業種	以下のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下

※業種の類型については、日本標準産業分類第14回改定に伴う中小企業の範囲の取扱いについて（ http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_14.pdf ）を参照のこと。

※資本金基準又は従業員数基準のいずれか一方を満たせば中小企業者とする。

※ただし、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」（注）は除く。

- 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。
 ※ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。
- 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。

（注）みなし大企業に該当しない場合は、補助事業者の責任においてその旨を宣誓すること。宣誓内容に虚偽があった場合には、SIIより補助金の返還を求める。

＜中小企業団体等＞

以下のいずれかに該当する法人。

- 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合
- 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会
- 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立した商店街振興組合、商店街振興組合連合会

（次ページへつづく）

（つづき）

＜個人事業主＞

青色申告者に限る。

＜その他中小企業等（会社法上の会社以外）＞

- 会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外の法人であり、かつ従業員が300人以下の法人。
 ※ 会社法上の会社以外の法人とは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人（NPO法人）」「中小企業団体等以外の協同組合」等をいう。
 ※ 従業員とは、雇用形態を問わず、当該法人に雇われている労働者をいう。

【その他】

- みなし大企業に該当する法人
- 会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外の法人であり、かつ従業員が300人超えの法人。

【大企業】

- 会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。

➢ ベンチマーク対象業種

ベンチマーク対象業種は、以下のとおりとする。
なお、以下の事業内容はベンチマーク対象事業の概要を示した表のため、詳細は省エネ法で定めるベンチマーク制度に準ずる。

区分	事業	
1A	**高炉による製鉄業**	高炉により銑鉄を製造し、製品を製造する事業
1B	**電炉による普通鋼製造業**	電気炉により粗鋼を製造し、圧延鋼材を製造する事業（高炉による製鉄業を除く）
1C	**電炉による特殊鋼製造業**	電気炉により粗鋼を製造し、特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品）を製造する事業（高炉による製鉄業を除く）
2A	**電力供給業**	電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項の電気を発電する事業の用に供する火力発電設備を設置して発電を行う事業
2B	**石炭火力電力供給業**	電力供給業であって、石炭火力発電を行う事業
3	**セメント製造業**	ポルトランドセメント（JIS R 5210）、高炉セメント（JIS R 5211）、シリカセメント（JIS R 5212）、フライアッシュセメント（JIS R 5213）を製造する事業
4A	**洋紙製造業**	主として木材パルプ、古紙その他の繊維から洋紙（印刷用紙（塗工印刷用紙及び微塗工印刷用紙を含み、薄葉印刷用紙を除く）、情報用紙、包装用紙及び新聞用紙）を製造する事業（雑種紙等の特殊紙及び衛生用紙を製造する事業を除く）
4B	**板紙製造業**	主として木材パルプ、古紙その他の繊維から板紙（段ボール原紙（ライナー及び中しん紙）及び紙器用板紙（白板紙、黄板紙、色板紙及びチップボールを含む））を製造する事業（建材原紙、電気絶縁紙、食品用原紙その他の特殊紙を製造する事業を除く）
5	**石油精製業**	石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第5項に定める石油精製業
6A	**石油化学系基礎製品製造業**	一貫して生産される誘導品を含む
6B	**ソーダ工業**	ー
7A	**通常コンビニエンスストア業**	統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類5891に定めるコンビニエンスストアを営業する事業のうち、主として店舗面積が100㎡以上の店舗を運営する事業
7B	**小型コンビニエンスストア業**	統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類5891に定めるコンビニエンスストアを営業する事業のうち、主として店舗面積が100㎡未満の店舗を運営する事業
8	**ホテル業**	旅館業法において旅館・ホテル営業を行うものとして許可を受けているもののうち、15平方メートル以上のシングルルームと22平方メートル以上のツインルーム（ダブルルーム等2人室以上の客室を含む）の合計が客室総数の半数以上であり、朝食、昼食及び夕食を提供できる食堂を有するホテルを営業する事業
9	**百貨店業**	商業統計で掲げる業態分類表における百貨店業
10	**食料品スーパー業**	商業統計で掲げる業態分類表における食料品スーパーを営業する事業
11	**ショッピングセンター業**	統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類6911に定める貸事務所業のうち貸事務所業又は貸店舗業に該当し、かつ次の①から③を満たす施設を営業する事業 ①小売業の店舗面積が1,500平方メートル以上であり、主たる貸店舗を除く10店舗以上の貸店舗を有する ②主たる貸店舗の面積が施設全体の8割を超える場合は、その他の小売業の店舗面積が1,500平方メートル未満である ③共用部の大部分が屋外にある施設及び地下街に該当しない
12	**貸事務所業**	統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類6911に定める貸事務所業のうち貸店舗業及び貸倉庫業を除く事業
13	**大学**	統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類8161に定める大学のうち文系学部（学校基本調査の学科系統分類表における大分類が人文科学、社会科学、家政、教育又は芸術に該当）、理系学部（学校基本調査の学科系統分類表における大分類が理学、工学、農学又は商船に該当）、医系学部（学校基本調査の学科系統分類表における大分類が保健に該当）及びその他学部（学校基本調査の学科系統分類表における大分類がその他に該当）に属する施設で行う事業
14	**パチンコホール業**	統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類8064に定めるパチンコホールのうちパチンコ店及びパチスロ店を営業する事業
16	**データセンター業**	データの処理を目的とした、データセンター（コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室）を運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する事業
17	**圧縮ガス・液化ガス製造業**	深冷分離法により圧縮し、又は液化した酸素、窒素又は アルゴンを製造する事業

➢ 共同申請に該当する申請

【複数の事業者の事業所でエネルギーを一体管理している場合】

エネルギー管理を一体で行う単位が、複数の事業者の場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること。

【導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合】

（1）ESCO（エネルギーサービスを含む）を利用する場合

- ESCOを利用する場合は、シェアード・セイビングス契約に限る（ギャランティード・セイビングス契約等は対象外）。
- 設備使用者とESCO事業者は共同申請を行い、原則ESCO事業者は1申請につき1社とする。
- 導入による省エネルギー量がESCO事業者によって保証される契約（パフォーマンス契約）を行う事業とする。（エネルギーサービス契約の場合はその限りではない。）
- ESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、ESCO料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示する書類）を提示すること。
- 同一事業において、設備使用者による設備購入とESCO事業者による設備購入を併用しないこと。
- 補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。

※地方公共団体等が実施する公募型ESCOにおいて、既に公募が行われ、公正な審査によりESCO事業者及び導入する設備が交付申請時に選定されていると認められる場合は、必ずしも3者見積を課さない。

※共同申請を行うESCO事業者には、大企業についての補助事業者要件は課さない。

（2）リースを利用する場合

- リースを利用する場合は、設備使用者とリース事業者等は共同申請を行い、リース事業者は1申請につき1社とする。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示する書類）を提示すること。
- 同一事業において、設備使用者による設備購入とリース事業者による設備購入を併用しないこと。
- リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約と判断される場合は対象外とする。
- 補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。
 なお、処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象とする。

※地方公共団体等が実施する公募型プロポーザル方式において、既に公募が行われ、公正な審査により、設備が交付申請時に選定されていると認められる場合は、必ずしも3者見積を課さない。

※共同申請を行うリース事業者には、大企業についての補助事業者要件は課さない。

（次ページへつづく）

（つづき）

【サプライチェーン連携枠で申請する場合】

- サプライチェーン連携枠で申請する場合は、補助金の交付を受けない下流の幹事企業も共同で申請すること。

※共同申請を行う幹事企業には、大企業についての補助事業者要件は課さない。

➢ 共同申請に該当しない申請

【導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合】

- 建築物の所有者が補助対象設備の設置を行い、店子がその補助対象設備を使用する場合は、建築物の所有者が申請者となり、店子との契約書等の写しを提出すること。
- 申請者が店子の場合（自社所有でない建物等に補助対象設備を設置する場合）は、建築物の所有者の承諾書（設備設置承諾書）を提出すること。
- 申請者が店子（A)であり、かつそのエネルギー管理単位の管理下に他のエネルギー使用者（B、C…）を含む場合は、店子（A)と他のエネルギー使用者（B、C…）との契約書等の写し及び建築物の所有者の設備設置承諾書を提出すること。

1－6．GX要件について

本事業は、2050年カーボンニュートラルに向けた「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」（令和5年7月閣議決定）における「GX経済移行債を活用した先行投資支援」の取り組みを通じて経済成長を実現し社会システムの変革へ挑戦し協働（グリーントランスフォーメーション。以下「GX」という。）する取り組みの一環として位置づけられた事業である。
先行投資支援の基本原則として、「企業が経営革新にコミットメントすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象とする」ことが定められている。

本事業の事業区分（Ⅰ）の申請者は、以下の要件を満たすこと。

（1） GX推進への取組に関する要件

会社法上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）に該当する法人（民間企業）については、原則、以下GX推進への取組の実施について表明する事業者。

- SIIのホームページで公表するフォーマットにて、以下の取組にかかる意思を表明すること。

※以下要件のうち①について、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2022年度CO_2排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、本事業により見込まれる省エネ効果を含めた省エネ計画の提出をもって、これに替えることができる。

	CO_2排出量が20万t以上の民間企業	CO_2排出量が20万t未満の民間企業又は中小企業
①	以下、A及びBの温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。 （GXリーグに参加している場合には、これらの取組を実施したものとみなす） A：2025年度以前分の排出実績に関する実施内容 （ⅰ）国内におけるScope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を2025年度及び2030年度について設定し、間接補助事業実施期間が含まれる年度分の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。 （ⅱ）（ⅰ）で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCMその他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表すること。 B：2026年度以降分の排出実績に関する実施内容 Aと同様の実施内容について対応すること。ただし、現在検討が進められている2026年度以降の次期GXリーグ（GXフューチャーリーグ）等の内容次第で、2026年度以降分の排出実績における（ⅰ）（ⅱ）相当の要件については変更となる可能性があり、改めてコミットする必要があることに留意すること。	本事業により見込まれる省エネ効果を含めた省エネ計画の提出をもって、それに替えることができる。
②	企業の成長（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得）につながる今後の方針を策定すること。	
③	必要な人材の確保に向けた取組（例：継続的な賃上げ）を進めること。	

（つづき）

本事業の事業区分（Ⅰ）において、低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等を実施する申請者は、以下の要件を満たすこと。

（2） 低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件

石炭・石油等からガス等のより低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業又は、継続して化石燃料を使用する事業を実施する補助対象事業者に対しては、以下のコミットメントを求める。

＜コミットメント内容＞

将来的な化石燃料へのロックイン（利用の固定化）を回避するため、水素・アンモニア・合成メタン等の非化石エネルギーの社会実装局面において、水素・アンモニアの利用や合成メタンの追加的な導入など、非化石エネルギーへの転換に向けた取組※を行うことを検討し、技術的かつ経済的に可能な範囲内でそれを実施すること。

※ 合成メタンについては、社会実装局面において、ガス供給事業者が設定する合成メタンを利用した料金メニューの契約などを通じて、申請事業者が明示的に合成メタンを導入する取組を想定。

- SIIのホームページで公表するフォーマットにて、上記の意思を表明すること。
 なお、省エネ法上の特定事業者等（年間エネルギー使用量が原油換算1，500kl以上の事業者）については、上記の旨を省エネ法の中長期計画書に記載すること。具体的には、省エネ法の中長期計画書の「Ⅳ 非化石エネルギーへの転換に関する計画」のうち、「3．その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報」に記載することを想定。7月末までの国への提出後に、該当箇所の写しをSIIへ提出すること。

1－7. 省エネ法特定事業者等の要件について

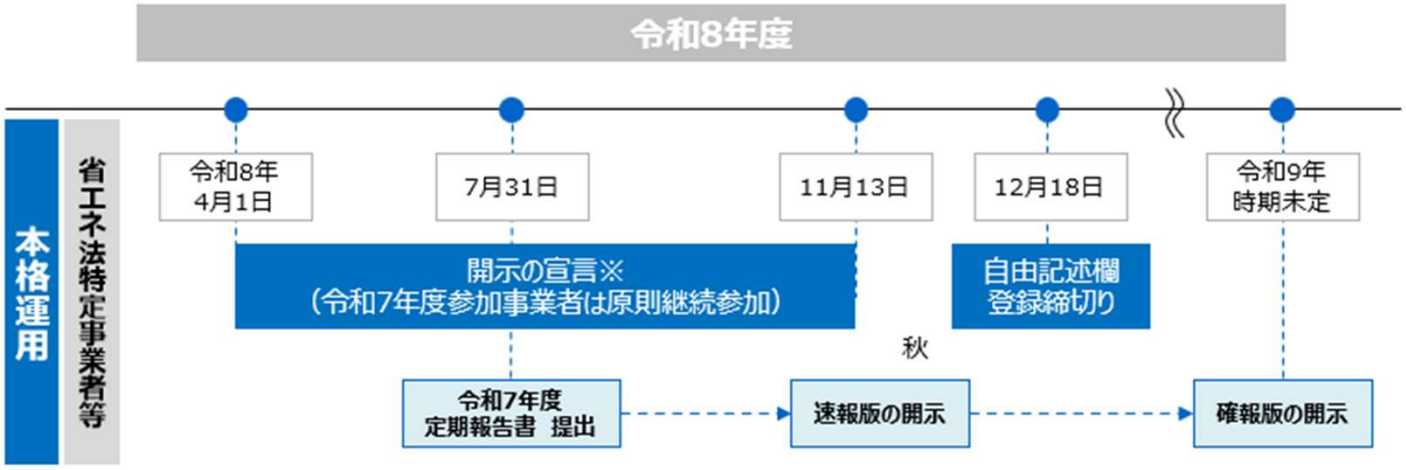
- 省エネ法特定事業者等は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和8年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。なお、開示シートの公表に当たっては、省エネ法に基づく定期報告書等を期日までに提出するとともに、修正指示等があった場合には速やかに対応すること。また、本補助金による計画及び実績（省エネ効果を含む）を、開示シートを作成する際に開示シート上の自由記述欄に記載すること。なお、期日までに開示の宣言が行えない場合には、SIIに相談すること。
 - ※ 令和7年度から継続参加する事業者も含む。継続参加しているかの確認は、EEGS（省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム）から確認可能。
 - ※ 令和8年度から新規参加する場合は、EEGS等から参加宣言をする必要がある。
 - ※ 交付決定までに、EEGSから開示制度への参加登録時または「参加表明メール再送」ボタン押下時に送付される自動返信メールの写しを提出すること。
 - ※ 上記の要件を満たしていない場合には、補助金の返還を求める場合がある。

＜省エネ法定期報告情報の開示制度＞
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/

➢ 開示制度について

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）では、事業者全体のエネルギー使用量（原油換算）が合計して1,500kl/年以上である事業者を特定事業者等として指定し、毎年度エネルギーの使用状況等の報告を求めている。
近年、サステナビリティ投資やその関連情報の開示が進展する中で、事業者の省エネ・非化石エネルギー転換の取組の情報発信を促すため、資源エネルギー庁は、昨年、省エネ法に基づく定期報告書等の情報を、特定事業者等からの同意に基づき開示する制度を創設した。
本制度により、事業者は、業界内の他社の取組を自社の省エネ・非化石転換の取組の参考とすることができ、業界・産業界全体の省エネ・非化石転換の取組の底上げに繋がることが期待される。また、事業者によるサステナビリティ投資家を含めたステークホルダーへのさらなる情報発信や、エネルギーサービス事業者による新たなサービス開発などに繋がることが期待される。

【令和8年度開示スケジュール】



※開示の宣言は「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」にて受け付けます。

1－8．申請単位

原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請すること。

工場・事業場間一体省エネルギー事業及び複数事業者の連携事業の場合は、既存の複数の事業所のエネルギー使用量全てを合算し、これを1つの申請単位とすること。（工場・事業場間一体省エネルギー事業及び複数事業者の連携事業については26ページ参照）

➢ エネルギー管理を一体で行う事業所単位とは

事業所で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギーコストを正確に把握している事業所の単位のことをいう。

※省エネ法に基づき、定期報告書を提出している場合、定期報告書内の事業所単位で申請すること。

※定期報告書を提出していない場合、電気・ガス・油等のエネルギー契約を行う事業所単位で申請すること。

※エネルギー管理を一体で行う事業所が、複数の事業者の共同管理である場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること。また、導入設備の所有者と使用者が異なる場合、設備の所有者と使用者による共同申請とすること。（共同申請については20～21ページ参照）

1－9．申請パターン

申請パターンは以下の3つとなる。

※③の場合も1つの補助事業として計画し、1通の交付申請書を作成すること。

①	（Ⅰ）工場・事業場型	（Ⅰ）工場・事業場型を単独で申請
②	（Ⅳ）エネルギー需要最適化型	（Ⅳ）エネルギー需要最適化型を単独で申請
③	（Ⅰ）工場・事業場型 ＋（Ⅳ）エネルギー需要最適化型	（Ⅰ）工場・事業場型に加えて （Ⅳ）エネルギー需要最適化型を申請

1－10. 工場・事業場間一体省エネルギー事業

（Ⅰ）工場・事業場型において、同一事業者が自らの異なる事業所間で、ユーティリティ設備の共有や生産設備の統合によるエネルギーや生産品等の相互融通等を行い、一体となって省エネルギーを行う事業のことをいう。（申請例は38～42ページ参照）

工場・事業場間一体省エネルギー事業の場合、以下の要件を満たすこと。

- 複数の事業所を一体として、事業実施前後のエネルギー使用量を比較し、該当する事業区分の申請要件を満たすこと。また、事業所毎の原油換算表、及び複数の事業所を合算した原油換算表を事業の実施前後それぞれで作成・提出すること。

1－11. 複数事業者の連携事業（連携省エネルギー計画の認定制度）

（Ⅰ）工場・事業場型において、複数の事業者が連携し、一体となって省エネルギーを行う事業のことをいう。（申請例は38～42ページ参照）

複数事業者の連携事業の場合、以下の要件を満たすこと。

① 複数事業者の事業所を一体として、事業実施前後のエネルギー使用量を比較し、該当する事業区分の申請要件を満たすこと。

② 原則として、連携省エネルギー計画の認定申請を行う事業（すでに申請を行っている者及び認定を受けている者を含む。）とする。

（留意事項）

- 当該事業に関係する全ての事業者による共同申請とし、申請者の中から事業全体の管理者を選定し、事業全体の手続きを取りまとめること。設備所有者が複数の場合は、設備所有者毎の持分比率を明らかにすること。（共同申請については20～21ページ参照）
- 大企業は、申請できる者に制限がある。このため、連携事業の申請者に大企業が含まれる場合は、全ての大企業が15ページの要件を満たすこと。

➢ 連携省エネルギー計画

連携省エネルギー計画の認定制度とは、複数の事業者が連携して省エネ取組（連携省エネルギー措置）を行う場合に、省エネ法の定期報告書において連携による省エネルギー量を事業者間で分配して報告することができる制度のことをいう。制度を利用するためには、「連携省エネルギー計画」を作成のうえ、経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、認定を受ける必要がある。

詳細は「連携省エネルギー計画申請の手引き」（以下URL）を参照のこと。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/renkei-nintei/index.html

1－12. 複数年度事業

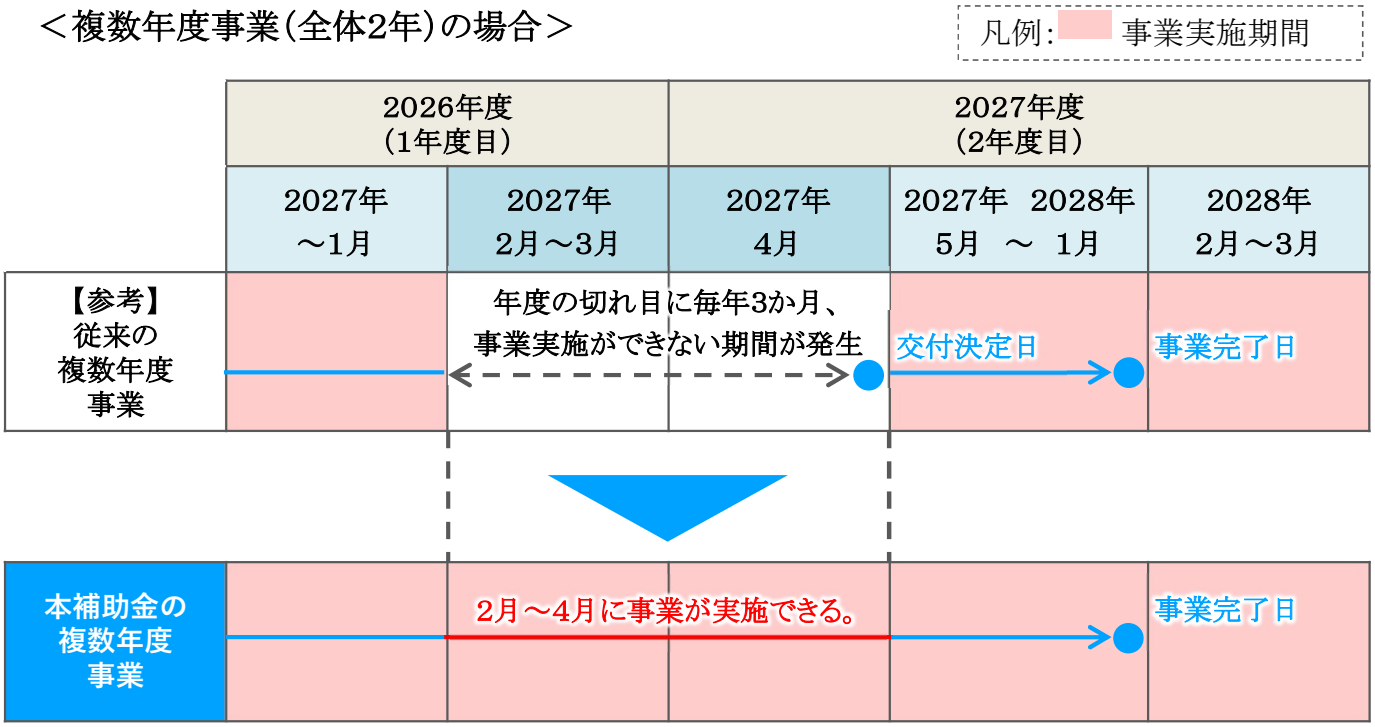
本補助金では、事業規模が大きく（事業区分（Ⅰ）は原則として補助対象経費が5千万円以上の事業。5千万円未満の事業については個別に判断する。）、単年度での実施が困難な事業であって年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は、複数年度事業として申請することができる。

- 複数年度事業の2026年度分（1年度目）については、補助金限度額の下限額を設けない。
 ※ただし、補助事業に係る契約・発注は、必ず2026年度中に行うこと。
- 各年度の補助金上限額は、交付申請書に記載された補助金申請額とする。
 ※やむを得ない事由により、事業全体の補助金上限額の範囲内で事業内容の一部を変更しようとする場合には、あらかじめSIIに連絡すること。
- 交付申請書において、複数年度にわたる継続工事等や複数年度で類似の工事等がある場合は、各年度の実施内容の差異が明確に区別できるようにすること（各年度で同一項目がある場合は内訳により年度間の差異を明示する。）。補助金の総額については当該交付申請書に記載された総額を超えることはできない。
- 実施計画で計画した工事等の実績に応じた支払いをその年度に完了させること。
- 補助金限度額等の要件は事業採択初年度の要件によるものとする。また、2年度目以降に事業を取りやめた場合（事業廃止）は、既に交付した補助金の返還が必要となることがある。
- 各年度事業実施分の前払い等を行う場合は、各年度内で設計、設備、工事等の項目毎にその支払い金額相当の成果品（設計図書、設備機器購入、工事実績）があること（材料の購入のみは不可）。
 ※前払いに対する成果物が年度をまたぐ場合は、あらかじめSIIに相談すること。

➢ 複数年度事業の事業期間

従来の省エネ補助金では、投資・事業計画が複数年にわたる事業は、年度の切れ目に約3か月間、事業が実施できない期間が発生していた。本補助金では、国庫債務負担行為を活用し、複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応できる制度とし、複数年度事業を支援する。

＜複数年度事業（全体2年）の場合＞



1－13．補助対象経費

補助対象経費は（Ⅰ）工場・事業場型、（Ⅳ）エネルギー需要最適化型いずれも補助対象設備に係る設計費、設備費、工事費とする。
詳細は下表のとおり。

区　分	内　容
設　計　費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等
設　備　費	補助事業の実施に必要な機械装置の購入、製造（改修を含む。）に要する経費
工　事　費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

（Ⅳ）エネルギー需要最適化型における、EMSの設備費については、以下の省エネルギーに寄与するものに限る。

項目	内容
主装置・盤	計測制御主装置、ローカルサーバー、ロガー、主装置盤 等
計測計量機器	電力量センサ、ガスメーター、流量計、水量計、温湿度センサ、熱量計、パルス検出器 等
機械監視装置	生産量制御管理装置、設備稼働状況監視装置 等
制御機器	制御用センサ、リレースイッチ、コントローラ、インバータ、流量調整弁、自動制御設備、制御PLC（Programmable Logic Controller）、VAV（Variable Air Volume System） 等
通信装置	モデム、ルーター、通信PLC（Power Line Communication） 等
モニター装置	監視用端末、PC、タブレット、モニター、ローカルサーバ 等
ソフトウェア	導入拠点での需要予測、最適化計算、最適制御機能 等

（注1）個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物（設計図書等）が作成される場合、これらを設計費として計上することができる。
（注2）工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めず、工事費に含める。
（注3）以下の経費については、補助対象外とする。

- SIIが補助対象外と判断した機器、設備、構造物、基礎工事等に係る経費
- 補助金交付決定が行われる以前に係る経費（事前調査費等）
- 建屋等の建築物・外構工事に係る経費、及び事業に直接関係のない工事に係る経費
- 既存設備・システムの解体・撤去・移設に係る経費
- 消費税及び地方消費税

➢ 自社調達を行う場合の扱い（利益等排除の考え方）

補助対象経費の中に申請者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に申請者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、申請者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価等）をもって補助対象経費に計上する。

1－14. 補助率及び補助金限度額

（Ⅰ）工場・事業場型の補助率は、下表のとおりとする。

	中小企業者等	大企業・その他
先進枠	2／3以内 うち、オーダーメイド型設備、指定設備 1/2以内	1／2以内 うち、オーダーメイド型設備、指定設備 1/3以内
一般枠	1／2以内 投資回収年数7年未満の事業 1/3以内	1／3以内 投資回収年数7年未満の事業 1/4以内
中小企業 投資促進枠	1／2以内 投資回収年数5年未満の事業 1/3以内	対象外
サプライチェーン 連携枠	1／2以内 投資回収年数5年未満の事業 1/3以内	1／3以内 投資回収年数7年未満の事業 1/4以内

- 先進枠において、先進設備・システムに加えてオーダーメイド型設備、指定設備を導入する場合は、その補助対象経費については、一般枠の補助率が適用される。

※補助対象の範囲において、明確に分けることができない共有部分（工事費等）の費用は、その費用に対して当該共有部に係る設備費の割合等を乗じたものを補助金額とする。

【（Ⅰ）工場・事業場型の補助対象設備に発電設備が含まれる場合の留意点】

当該発電設備の発電量全てを自家消費する場合は、上記に定める補助率とする。

導入する発電設備の発電量を5割以上売電する事業は対象外とする。

なお、発電量の5割以上を自家消費し、かつ売電量が増加しない場合は、上記に定める補助率の1／2とする。

※共同申請の範囲で消費する電力については、自家消費とみなす。

（Ⅳ）エネルギー需要最適化型の補助率は、下表のとおりとする。

	中小企業者等	大企業・その他
（Ⅳ） エネルギー需要 最適化型	1／2以内	1／3以内

（Ⅰ）工場・事業場型の1事業（申請）当たりの補助金限度額は、下表のとおりとする。

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">上限額</td><td rowspan="2">下限額</td></tr>
<tr><td>複数年度事業</td><td>連携事業</td></tr>
<tr><td>先進枠</td><td>30億円
（40億円）
／事業全体</td><td rowspan="3">30億円
（40億円）
／事業全体</td><td rowspan="4">100万円/年度
※複数年度事業は初年度を除く</td></tr>
<tr><td>一般枠</td><td rowspan="3">20億円
（30億円）
／事業全体</td></tr>
<tr><td>中小企業
投資促進枠</td></tr>
<tr><td>サプライチェーン
連携枠</td><td>―</td></tr>
</table>

※（）括弧内は非化石燃料設備を導入する申請の場合の上限額を示す。
※複数年度事業および連携事業の年度当たりの上限額は15億円（非化石申請時は20億円）。
※サプライチェーン連携枠は、それぞれの事業者が計画する事業1件当たりの補助金限度額とする。

（Ⅳ）エネルギー需要最適化型の1事業（申請）当たりの補助金限度額は、下表のとおりとする。

	上限額	下限額
（Ⅳ） エネルギー需要 最適化型	1億円／事業全体	30万円/事業全体

※（Ⅰ）工場・事業場型と（Ⅳ）エネルギー需要最適化型を組み合わせて申請する場合は、それぞれの上限額の合計を、事業全体の上限額とする。

1－15. 補助事業期間

① 事業開始日

交付決定日を事業開始日とする。

※契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行うこと。

※当該発注・契約に関する3者以上の見積依頼・競争入札については、1次公募の公募要領の公開日（2026年3月25日（水））以降の発行日であれば、交付決定前の実施も有効とする。

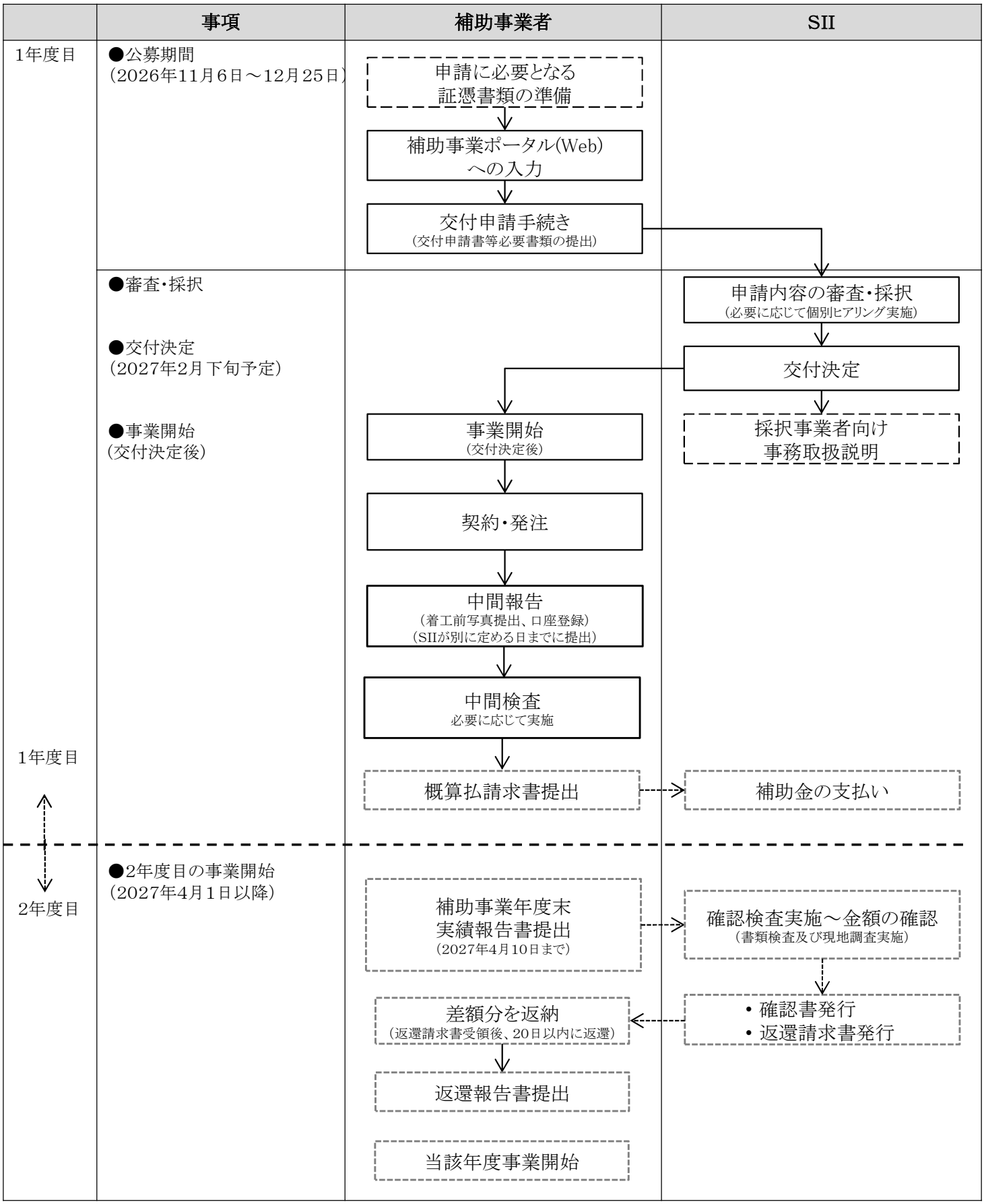
② 事業完了日

- 導入した補助対象設備を検収及び事業に関わる補助対象経費の支払いが完了する日を事業完了日とする。
- 各年度3月末までに必要な補助対象経費を、SIIが定める期日までに概算払請求書に記載のうえで報告すること。SIIは概算払請求書の審査を行い、概算払いを行う。
- 最終年度は、その年度の1月末までに補助事業を完了させること。
- 申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延の場合は、補助対象とならない場合がある。なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。
- 原則、既存設備は事業完了日までに撤去すること。ただし、一定期間、既存設備を並行稼働させる必要がある等のやむを得ない事情がある場合、事前にSIIに相談のうえで、交付申請時に理由書を提出すること。

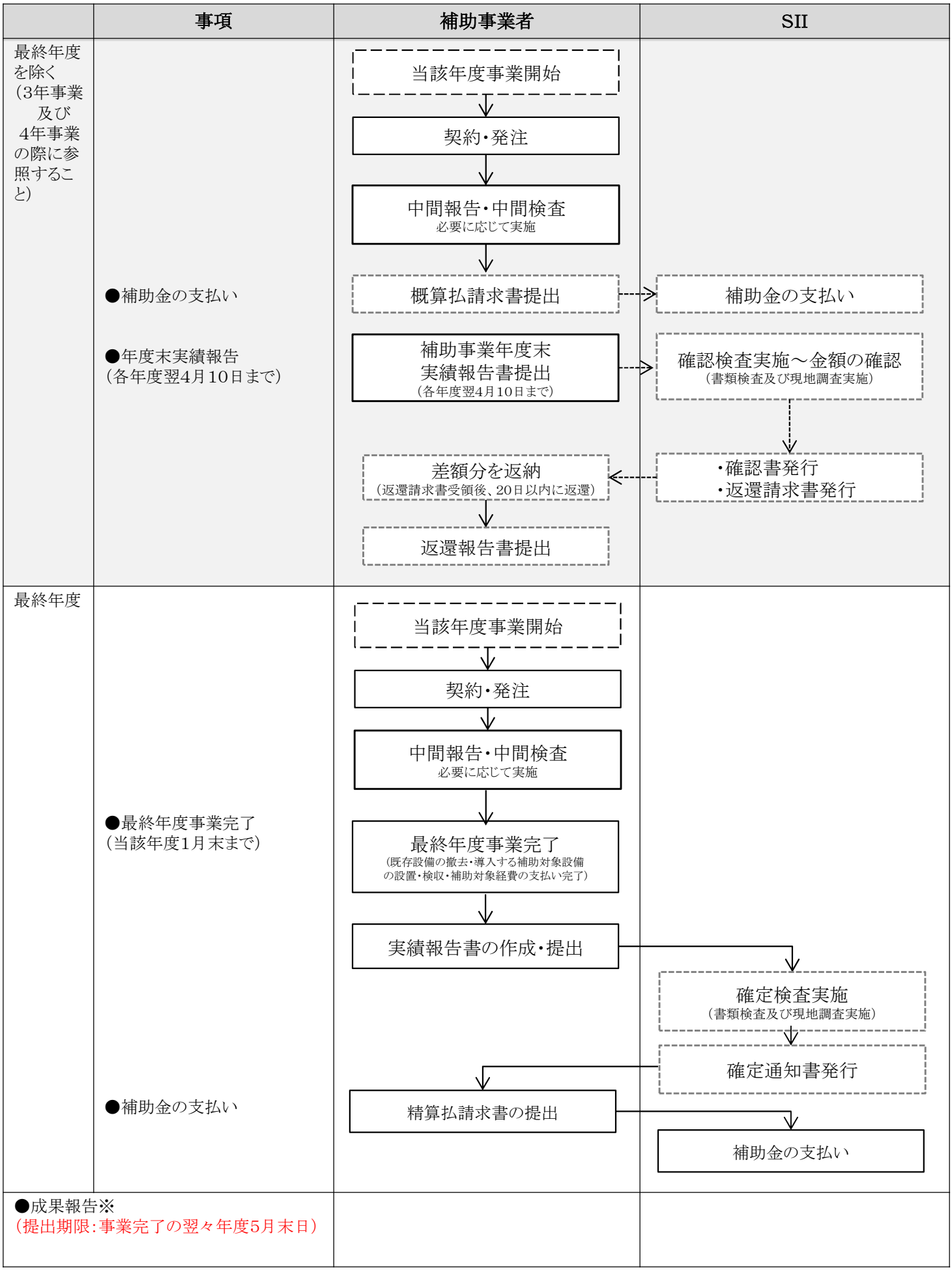
1－16. その他留意事項

導入した補助対象設備等に関する使用状況やその設備導入による事業効果等について、国又はSIIが調査を実施する場合は、必ず協力すること。なお、必要に応じて事業の成果の発表、事例の作成等への協力を依頼する場合があるので、あらかじめ了承すること。

1－17. 事業全体スケジュール（複数年度事業）（5次公募）



1. 事業概要



※ただし、（Ⅳ）エネルギー需要最適化型の場合は、成果報告の方法・期日等が異なる。

【省エネルギー計算の考え方・まとめ】

省エネルギー計算の留意事項等をまとめて記載する。

➢ 計画省エネルギー量、計画省エネルギー率、原単位改善率

計画省エネルギー量、計画省エネルギー率、原単位改善率の算出に当たっては、以下を留意すること。

【計画省エネルギー量について】

①エネルギー使用量は原油換算係数表を用いて熱量換算したうえでその合計を原油換算すること。
②計画省エネルギー量は、年間量で示すこと（事業完了時に直ちに効果が発生しないもの、処分制限期間、継続して効果が発生しないものは含めないこと。）。
また、他の省エネルギー事業の省エネルギー量を含まないこと。
③計画省エネルギー量については、2025年度（2025年4月～2026年3月）のエネルギー使用量の実績データにより算出すること。省エネ法上のエネルギー管理指定工場等は、2024年度または2025年度の定期報告書の写し等を使用してもよい。
④計画省エネルギー量の算出に使用した置き換え対象設備及び事業所全体の実績データの確証を申請時に添付すること。
⑤単純に生産量や稼働時間を減らすだけの省エネルギー量を計算に入れないこと。
⑥計画省エネルギー量（申請時の省エネルギー量（kl））は、省エネルギー量の成果報告において計画値を達成することが必要であるため、実態に応じた計算結果に裕度（安全率）を乗じたものとすること。
※例えば、最大1，000klの省エネルギー量が達成できる計算で、製品自体の性能誤差や測定誤差を考慮し、10％の安全率を加味するのであれば、900klとする。
1，000kl±10％のような記載はしないこと。
⑦新たに非化石燃料を使用する設備を導入する場合、省エネルギー量に見合う非化石燃料の入手量の確証として購入契約書等を添付すること。

【計画省エネルギー率について】

計画省エネルギー率は、申請単位で消費する全エネルギーに対する割合で示すこと。

【原単位改善率について】

個々の生産設備（例えば、製造ライン）で原単位改善率を求めるのではなく、事業所全体の原単位改善率を求めること。複数の生産設備がある場合は、加重平均で事業所全体の改善率を求めること。
※原単位改善率の算出シートがあるので、詳細はSIIに問い合わせのこと。

＜連絡先＞
一般社団法人環境共創イニシアチブ
「省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）」の申請に関するお問い合わせ窓口
TEL：03－5565－3840
〈受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土曜、日曜、祝日を除く）〉

➢ 交付申請時の裕度設定・成果報告時の補正計算

裕度とは、成果報告時の省エネルギー量が、交付申請時の計画省エネルギー量を未達成とならないようにするために、安全率として設定するものである。

ⅰ．裕度設定の考え方

本事業の交付申請時に用いる計画省エネルギー量について、原則以下いずれか、又は双方に該当する場合に、裕度の設定を認めることとする。

①設備更新により、設備を更新する範囲の元々のエネルギー使用量を把握できていない。
（例：事業場全体のエネルギー使用量は把握しているが、更新範囲の設備のエネルギー使用量を実測や実績から算定ができない場合）

②更新する範囲における既存設備の稼働条件（負荷率、稼働時間等）を明確に把握できていない。
（例：更新範囲の既存設備について、製品カタログに記載の定格消費電力及び実績の消費電力量を把握できていないため、負荷率の算定ができない場合）
（例：更新範囲の既存設備の稼働時間を日報等で把握できていない場合）

（留意事項）
・計画省エネルギー量が減少する（評価項目のマイナス要素72ページ参照）ので、十分に検討したうえで、裕度の数値を設定すること。
・申請者は、交付申請を行う際に、上記①、②に該当するか申告すること。

ⅱ．補正計算の考え方

成果報告（83ページ参照）において行う補正計算は、『生産活動の中で更新した設備の稼働条件が変動した場合、あるいは生産量増減等の影響により交付申請時の計画省エネルギー量の計算条件が変わってしまった場合』に、交付申請時の計算条件に合わせて再計算を行い、計画どおりの省エネ効果を生んでいるかを検証するために行うものである。
そのため、原則として交付申請時の計画省エネルギー量の算出における計算条件（負荷率や稼働時間等）が明確である場合に限り、成果報告時の補正計算を認めることとする。

補正計算の適用可否及び裕度設定の理由は、次ページの対応表に従うこと。

（次ページへつづく）

➢ 交付申請時の裕度設定・成果報告時の補正計算

（つづき）

【補正計算適用可否の対応表】

分類	設備を更新する範囲の元々のエネルギー使用量	更新する範囲における既存設備の稼動条件	交付申請時の裕度設定可否	成果報告時の補正計算適用可否
【1】	○（把握している）	○（把握している）	△（設定してもよい）	○（適用可）
【2】	○（把握している）	×（把握していない）	○（設定可）	×（適用不可）
【3】	×（把握していない）	○（把握している）	○（設定可）	○（適用可）
【4】	×（把握していない）	×（把握していない）	○（設定可）	×（適用不可）

上記の対応表のとおり、成果報告において補正計算が適用可能な分類は、【1】、【3】のみである。
【2】、【4】においては、計画省エネルギー量の計算時に、負荷率や稼働時間等の稼働条件を把握していないため、補正計算は認められない。
以下のとおり、裕度と補正で同じ理由を用いることは認められない。

上記分類【1】～【4】に係る説明

【1】エネルギー使用量及び稼働条件が分かる場合
裕度は任意で設定可。その場合の裕度設定の理由は、『計測機器の測定誤差』、『設備自体の性能誤差』となる。そのため、根拠に基づく稼働条件を用いて、補正計算は認められる。

【2】エネルギー使用量のみ分かる場合
裕度設定の理由は、『既存設備の負荷率や稼働時間等の運転条件を把握していないこと』となる。そのため、稼働条件の変更による補正計算は認められない。

【3】稼働条件のみ分かる場合
裕度設定の理由は、『更新範囲の設備のエネルギー使用量の実態を把握していないこと』となる。
そのため、根拠に基づく稼働条件を用いて、補正計算は認められる。

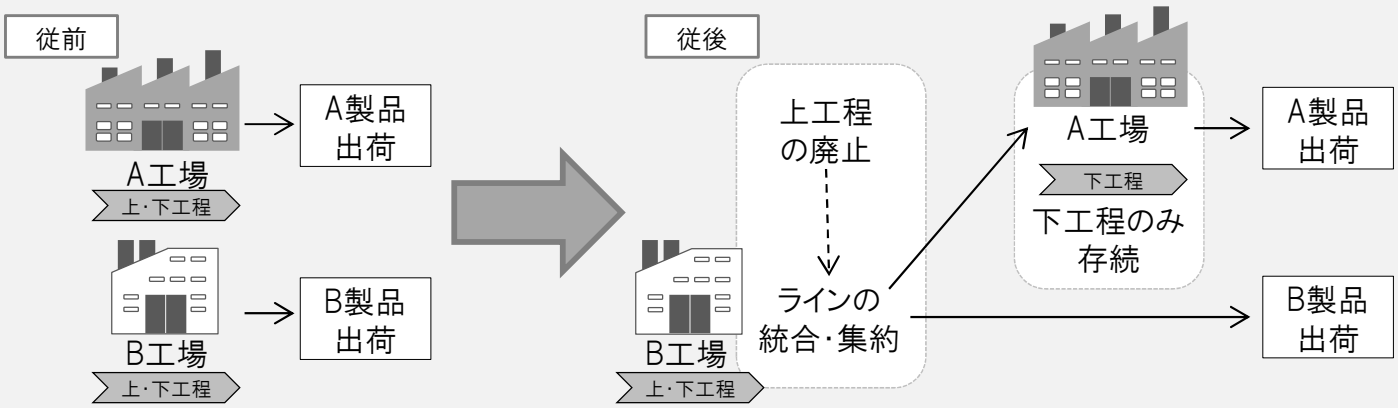
【4】エネルギー使用量及び稼働条件が分からない場合
裕度設定の理由は、『更新範囲の設備のエネルギー使用量の実態を把握していないこと』及び『既存設備の負荷率や稼働時間等の運転条件を把握していないこと』となる。そのため、補正計算は認められない。
なお、当該分類は計算した計画省エネルギー量が、実態と乖離し、未達となる可能性があるため、慎重に裕度を検討すること。

※なお、裕度設定にあたり、上記以外の理由の場合には、事前にSIIに相談のうえで、交付申請時に理由書を提出すること。

【付録】工場・事業場間一体省エネルギー事業、複数事業者の連携事業の申請例

1. 生産ラインの一体化による省エネルギー事業

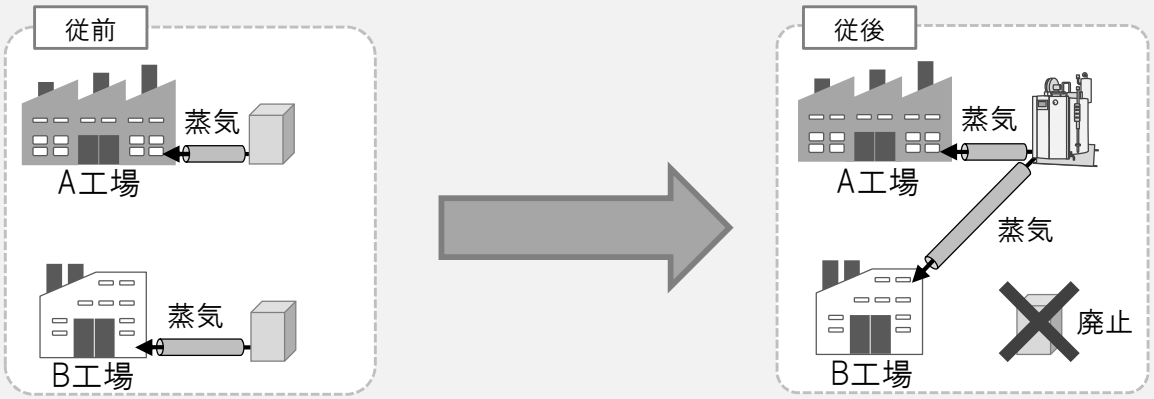
① A工場及びB工場それぞれの工場で上工程、下工程を経て製品を出荷。
② A工場の上工程を、B工場に集約（新規設備設置）する。
③ B工場で上工程を終えた製品をA工場に渡し、下工程を経て出荷。B工場は従来どおりに出荷。



	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合 （A社A工場、A社B工場）	A社の単独申請	B工場の 増設ライン	A工場、B工場の 全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 （A社A工場、B社B工場）	A社、B社の 共同申請	B工場の 増設ライン	A工場、B工場の 全エネルギー	B社	B社

2. ユーティリティ設備の共有による省エネルギー事業①

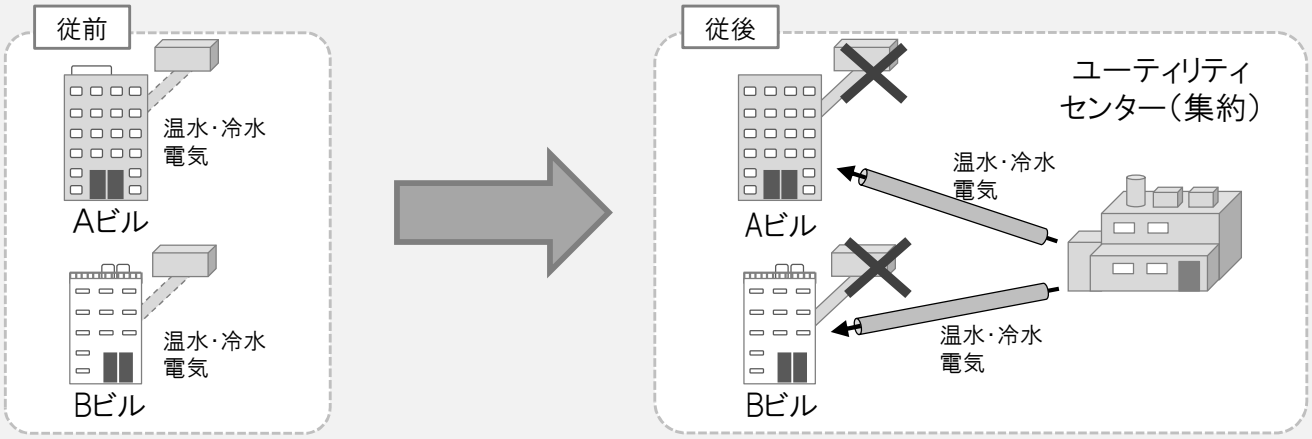
① A工場とB工場において、それぞれ蒸気を生成。
② B工場の蒸気生成設備を廃止。A工場からB工場への蒸気融通に必要な配管等を敷設。
③ A工場とB工場が一体となり、A工場の蒸気生成設備からB工場に蒸気を融通し、同設備の高効率運転を実現することで、2工場両方の省エネルギーを実現する。



	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合 （A社A工場、A社B工場）	A社の単独申請	蒸気生成設備 及び 蒸気輸送配管	A工場、B工場の 全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 （A社A工場、B社B工場）	A社、B社の 共同申請	蒸気生成設備 及び 蒸気輸送配管	A工場、B工場の 全エネルギー	A社 or B社	A社 or B社

3. ユーティリティ設備の共有による省エネルギー事業②

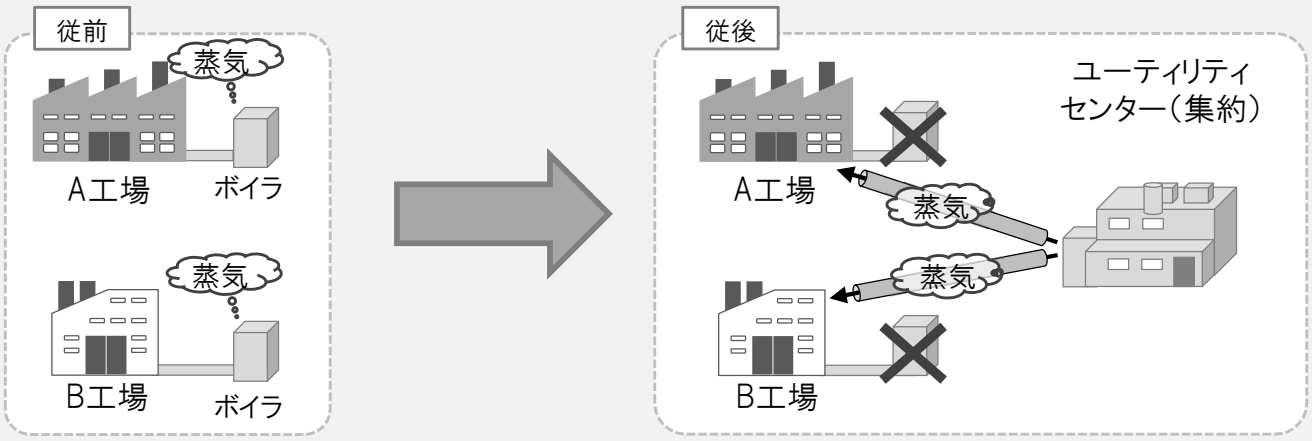
① 既存のAビルとBビルがそれぞれが熱・電気を生成。
② AビルとBビルの熱・電気生成設備を停止。ユーティリティセンターからAビル、Bビルへ必要な配管等を敷設。
③ AビルとBビル両方に熱・電気生成設備を融通することで、ユーティリティセンターの高効率運転が実現でき、エネルギー管理を集約して2つのビル両方の省エネルギーを実現する。



	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合	A社の単独申請	冷温水輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合（A社が集約設備所有）	A社、B社の共同申請	冷温水輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合（B社が集約設備所有）	A社、B社の共同申請	冷温水輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	B社	B社
複数事業者の場合（A社とB社が集約設備所有）	A社、B社の共同申請	冷温水輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	設備所有者	事業全体の管理者
他事業者の場合（別会社C社が集約設備所有）	A社、B社、C社の共同申請	冷温水輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	C社	C社

4. ユーティリティ設備の共有による省エネルギー事業③

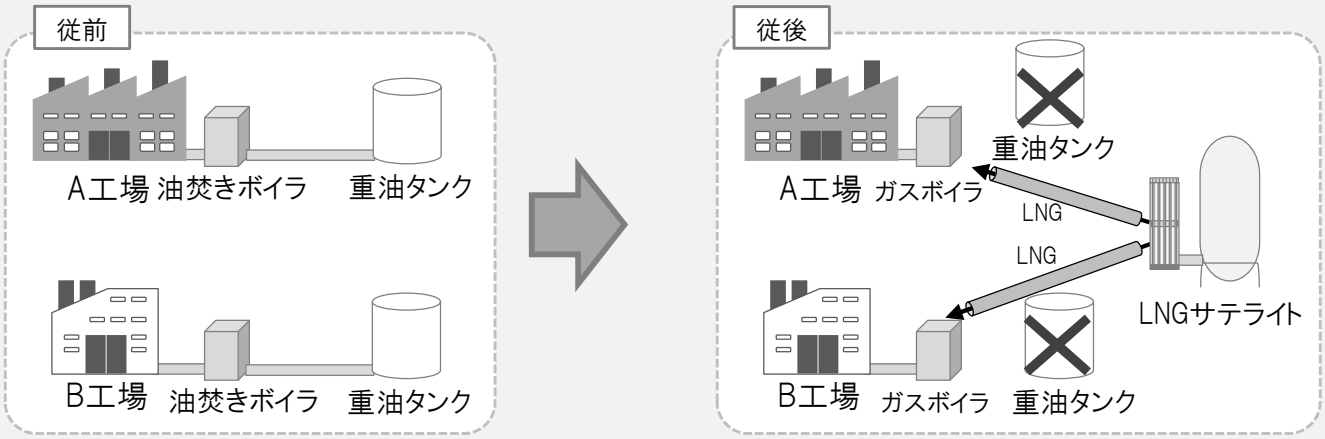
① 既存工業団地において、A工場とB工場それぞれ蒸気を生成。
② A工場とB工場の蒸気生成設備を停止。ユーティリティセンターからA工場、B工場への蒸気融通に必要な配管等を敷設。
③ A工場とB工場両方に蒸気を融通することで、ユーティリティセンターの蒸気生成設備の高効率運転が実現でき、エネルギー管理を集約して2工場両方の省エネルギーを実現する。



	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合 （A社A工場、A社B工場、A社が集約設備所有）	A社の単独申請	増設設備及び蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 （A社A工場、B社B工場、A社が集約設備所有）	A社、B社の共同申請	増設設備及び蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 （A社A工場、B社B工場、B社が集約設備所有）	A社、B社の共同申請	増設設備及び蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	B社	B社
複数事業者の場合 （A社A工場、B社B工場、A社とB社が集約設備所有）	A社、B社の共同申請	増設設備及び蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	設備所有者	事業全体の管理者
他事業者の場合 （A社A工場、B社B工場、C社が集約設備所有）	A社、B社、C社の共同申請	増設設備及び蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	C社	C社

5. 低炭素燃料供給設備（LNGサテライト）の共有による省エネルギー事業

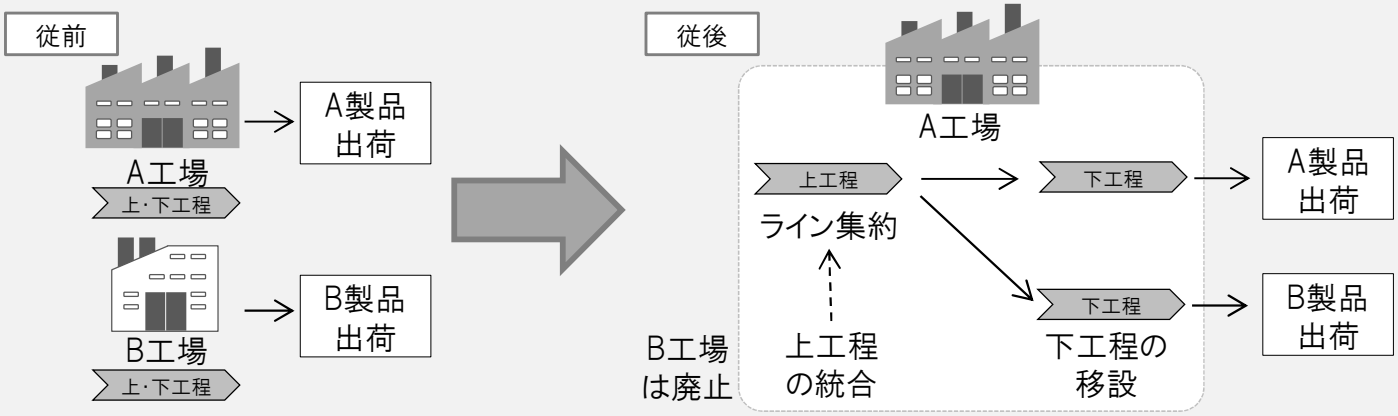
① 既存工業団地において、A工場とB工場それぞれ油焚きボイラで蒸気を生成。
② A工場とB工場の油焚きボイラをガス焚きボイラへ更新。燃料ガスの供給設備（LNGサテライト）は集約し、両工場に供給。



	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合（A社A工場、A社B工場、A社が集約設備所有）	A社の単独申請	ガスボイラ及びLNGサテライト	A工場、B工場の全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合（A社A工場、B社B工場、A社が集約設備所有）	A社、B社の共同申請	ガスボイラ及びLNGサテライト	A工場、B工場の全エネルギー	A社 or B社	A社 or B社

6. 移設を伴う生産ライン集約一体化による省エネルギー事業

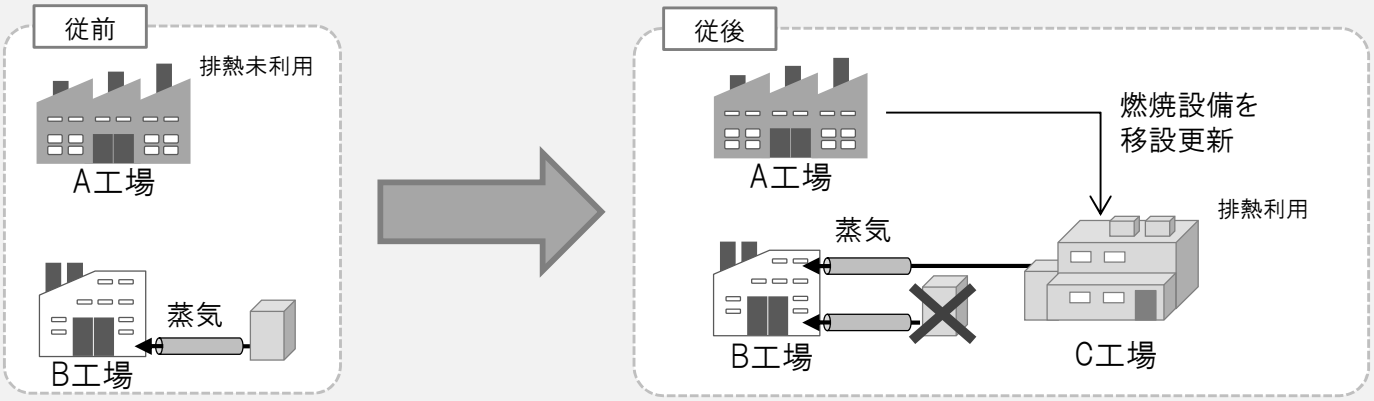
① A工場及びB工場それぞれの工場で上工程、下工程を経て製品を出荷。
② A工場の上工程にB工場の工程を統合。B工場の下工程ラインをA工場内へ移設。
③ A工場に全てのラインを統合する。



	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合（A社A工場、A社B工場）	A社の単独申請	A工場 上工程ラインの更新設備等	A工場、B工場の全エネルギー	A社	A社

7. 移設を伴う排熱利用による省エネルギー事業

① A工場の燃焼設備の排熱は未利用。B工場で蒸気を生成。
② A工場の設備を一部撤去し、B工場に隣接するC工場に燃焼設備を移設更新。
③ B工場の蒸気生成設備を停止。C工場からB工場へ蒸気融通に必要な配管等を敷設。
④ C工場からB工場に蒸気を融通することで、従来未活用であった排熱の活用を実現する。



	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合 （A社A工場、A社B工場、A社C工場）	A社の単独申請	蒸気生成設備及び蒸気輸送配管	A工場、B工場、Cの工場の全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 （A社A工場、B社B工場、A社C工場）	A社、B社の共同申請	蒸気生成設備及び蒸気輸送配管	A工場、B工場、Cの工場の全エネルギー	A社	A社

※複数事業者の場合は、エネルギー使用量の範囲について詳しく検討する必要があるため、事前にSIIに問い合わせのこと。

＜連絡先＞
一般社団法人環境共創イニシアチブ
「省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）」の申請に関するお問い合わせ窓口
TEL：03－5565－4463
〈受付時間：10：00～12：00、13：00～17：00（土曜、日曜、祝日を除く）〉

2. 各事業区分の概要
（Ⅰ）工場・事業場型

2－1. 補助対象設備

＜先進設備・システム＞

先進設備・システムは、SIIがあらかじめ公募を行い 、「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会において審査のうえ、採択したものである。

※ 先進設備・システムは、SIIホームページから確認すること。

＜オーダーメイド型設備＞

オーダーメイド型設備は、機械設計又は事業者の使用目的に合わせて設計・製造する設備等であって、設計図書等の納品物があるものである。

※ 塩害仕様への変更、取り付け工具の変更等、単なるオプションの追加や組み合わせ設備等はオーダーメイド型設備として申請することはできない。

※ 工事用図面、単線結線図のみを設計図書等として提出することはできない。

具体的な想定設備は、以下のとおり。

① 新規設計の設備 （フルオーダー品）
使用用途等に応じて、設備全体のエネルギー消費効率等を考慮して新たに設計・製造した設備

② 類似設計の設備 （カスタマイズ品）
既存機器・システムを応用、又は組み合わせて特別な仕様の部品等を製造するために設計した設備等

③ システム設計を伴う設備 （生産設備等を組み合わせた製造ライン）
製造工場等において、各工程で使用する生産設備等を組み合わせて設計した製造ライン

④ システム設計を伴う設備 （自動化装置等を組み合わせた製造ライン）
製造した加工品の作業工程を自動化するために、搬送機械等と上記①又は②の設備を連携させて設計した製造ライン

（次ページへつづく）

＜指定設備＞

指定設備は、以下の設備区分に該当する設備であって、SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として公表したものである。

指定設備の対象基準は、91～112ページの別表1「（Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表」を参照のこと。

※指定設備は、SIIホームページから確認すること。

➢ 指定設備の設備区分

① 高効率空調（業務・産業用エアコン等）	②産業ヒートポンプ	③ 業務用給湯器
④ 高性能ボイラ	⑤ 高効率コージェネレーション	⑥ 低炭素工業炉（※1）
⑦ 変圧器	⑧ 冷凍冷蔵設備	⑨ 産業用モータ（※1）
⑩ 制御機能付きLED照明器具	⑪ 工作機械	⑫ プラスチック加工機械
⑬ プレス機械	⑭ 印刷機械	⑮ ダイカストマシン

上記①～⑮に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。（※2）

※1 低炭素工業炉及び圧縮機（コンプレッサ）を除く産業用モータ（モータ単体、ポンプ、送風機）は、原則指定設備として事前に製品型番を公表しないため、申請者自らが基準を満たしている設備であるか確認のうえ、申請すること。

※2 （Ⅰ）工場・事業場型に申請可能な「その他SIIが認めた高性能な設備」は、SIIホームページで公表する。

（1）その他の設備の要件

補助対象設備は、以下を全て満たすこと。

① 既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、その設備自体が省エネルギーに寄与する設備であること。

※導入する設備や機器の能力・出力が、省エネルギーとなる範囲で、置き換える前の既存設備や機器の能力・出力を超えてもよい。

※オプション等で直接省エネルギーに寄与しない機能・設備の追加や単なる運用の工夫等による省エネルギーで、設備・システム自体の高効率化ではない事業等は、原則対象外とする。

※既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行った場合に、その設備のエネルギー使用量を計測する機器（積算電力量計・流量計等）及び、エネルギー使用量のモニター装置・監視装置等（見える化機器）は、補助対象設備に関連する設備として補助対象とすることができる（対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。）。

② 「廃棄エネルギー（蒸気・熱等）」を再利用する場合は、現在、事業所で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーを再利用する設備であること。

③ 更新前後で使用用途が同じであること。

④ 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。

⑤ 中古品でないこと。

⑥ その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。

⑦ 先進設備・システムのうち付帯設備を導入する場合、接続する他社のエネルギー負荷設備(本体設備) の安全性等の保証が担保される製品である根拠を明示できること。

（2）既設の事業所を廃止して新設する事業所に設備を導入する場合は、既存設備の更新と認められる範囲内において補助対象設備とする。

2．（Ⅰ）工場・事業場型

2－2．（Ⅰ）の省エネルギー効果の要件

原油換算量ベースで以下のいずれかの要件を満たす事業について、申請をすることができる。
※非化石化を図る事業を申請する場合は、本ページと併せて59～62ページ「4．非化石化の要件について」を確認すること。

＜先進枠＞

先進設備・システムを含む設備導入により、事業所全体で以下のいずれかの要件を満たす事業。

① 計画省エネルギー率 ： 30%以上
② 計画省エネルギー量 ： 1,000kl以上
③ 計画エネルギー消費原単位の改善率 ： 15%以上

＜一般枠＞

オーダーメイド型設備、複数の指定設備のいずれかあるいは両方の設備導入により、事業所全体で以下のいずれかの要件を満たす事業。

① 計画省エネルギー率 ： 10%以上
② 計画省エネルギー量 ： 700kl以上
③ 計画エネルギー消費原単位の改善率 ： 7%以上

上記に加えて、更新対象となる設備単位ごとに定められた省エネ要件を満たすこと。

＜中小企業投資促進枠＞

中小企業者等がオーダーメイド型設備、複数の指定設備のいずれかあるいは両方の設備導入により、事業所全体で以下のいずれかの要件を満たす事業。

① 計画省エネルギー率 ： 7%以上
② 計画省エネルギー量 ： 500kl以上
③ 計画エネルギー消費原単位の改善率 ： 5%以上

上記に加えて、更新対象となる設備単位ごとに定められた省エネ要件を満たすこと。

また、中小企業投資促進枠で申請する場合は、上記要件に加えて、SIIのホームページで公表するフォーマットにて、一般枠の省エネルギー効果の要件を満たす中長期的な目標・計画を作成して提出すること。また、作成した目標・計画は事業完了後に公表すること。

＜サプライチェーン連携枠＞

サプライチェーン上の4者以上の事業者がオーダーメイド型設備、複数の指定設備のいずれかあるいは両方の設備導入により、事業所全体で以下の要件を満たす事業。
※補助金交付を受けない幹事企業は含めない。

計画省エネルギー率 ： 1者当たり5%以上
※いずれの事業者も上記要件を満たす事。4者以上の平均値等は認められない。
上記に加えて、更新対象となる設備単位ごとに定められた省エネ要件を満たすこと。

また、サプライチェーン連携枠で申請する場合は、上記要件に加えて、SIIのホームページで公表するフォーマットにて、一般枠の省エネルギー効果の要件を満たす中長期的な目標・計画を作成して提出すること。また、作成した目標・計画は事業完了後に公表すること。

（省エネルギー計算）
事業の効果を算出するための計算過程を、「省エネルギー計算」という。
事業者は、省エネルギー計算をする範囲（エネルギー管理を一体で行う事業所単位）のエネルギー使用量等のデータをあらかじめ収集し、事業者が自ら決定した計算方法の計算過程、及び計算結果を申請書に記入し、申請すること。
※ 事業所全体のエネルギー使用量には、化石燃料に加えて非化石燃料の使用量も加味すること。

（計画省エネルギー率・計画省エネルギー量・計画エネルギー消費原単位改善率の算出方法）

① 計画省エネルギー率[%]

$$\frac{\text{事業所全体の事業実施前の年間エネルギー使用量[kl]}-\text{事業実施後の年間エネルギー使用量[kl]}}{\text{事業所全体の事業実施前の年間エネルギー使用量[kl]}}\times 100$$

② 計画省エネルギー量[kl]

事業所全体の事業実施前の年間エネルギー使用量[kl] － 事業実施後の年間エネルギー使用量[kl]

③ 計画エネルギー消費原単位改善率[%]

$$\text{エネルギー消費原単位} = \frac{\text{事業所全体の年間エネルギー使用量}}{\text{生産量}}$$

$$\text{原単位改善率} = \left(1 - \frac{\text{事業実施後のエネルギー消費原単位}}{\text{事業実施前のエネルギー消費原単位}}\right)\times 100$$

- 生産量とは、生産活動によって生み出される生産物の量のこと。
- 2025年度との比較において、設備更新後の生産量が増加し、かつエネルギー使用量も増加する事業は、エネルギー消費原単位で申請することができる。
- 更新設備は、生産活動に直接関係する設備であること。
- 5年間の成果報告の間に、生産量が2025年度の実績を超えたうえで、計画したエネルギー消費原単位の改善を達成すること。

※ 原単位改善率については、35ページ参照のこと。

2.（Ⅰ）工場・事業場型

➢ 設備単位で満たす必要がある省エネ要件

「一般枠」「中小企業投資促進枠」および「サプライチェーン連携枠」の補助対象となるには、事業所全体での省エネ効果に加え、設備単位での性能向上が必須条件となる。
（事業所全体の要件を満たしている場合であっても、設備単体での省エネ効果が著しく低いものは補助対象とならない。）
また、複数の設備を組み合わせた「一体不可分なシステム」として構築されているものについては、当該システム単位での導入前後比較が認められる。この場合、個々の構成設備を分別して比較する必要はない。

＜設備単位の省エネ要件＞
オーダーメイド型設備：経費当たり省エネ量が1kl/千万円以上であること。

指定設備：以下のいずれかを満たすこと。
① 省エネ率：10％以上
② 省エネ量：1kl以上
③ 経費当たり省エネ量：1kl/千万円以上

※非化石化を図る設備については、非化石使用量及び、非化石割合増加率も考慮して良い。

＜イメージ＞

	事業前 （kl）	事業後 （kl）	省エネ量 （kl）	省エネ率 （％）	補助対象 経費 （円）	経費当たり 省エネ量 （kl/千万円）
事業所全体	500	436	63	13	300,000,000	2.1
（内訳）						
空調 （補助対象）	200	140	60	30	100,000,000	6.0
オーダーメイド型 設備 （補助対象）	100	97	3	3	200,000,000	0.2
その他 （補助対象外）	200	200	—	—	—	

上記の例では、一般枠の要件である「事業所全体の省エネ率10％以上」は達成しているが（赤枠）、オーダーメイド型設備単体では、「経費当たり省エネルギー量」の個別要件を満たしていない。したがって、本申請は補助対象外となる。
このような場合は、事業計画から当該設備を除外するか、あるいは要件を満たす設備へ選定し直した上で、改めて事業計画を策定する必要がある。

➢ サプライチェーン連携枠について

【サプライチェーン連携枠の事業目的と概要】

本事業は、サプライチェーン全体での脱炭素化を加速させるため、GX推進に資する大企業等と中小企業が共同で策定する省エネ取組を支援するものである。

具体的には、サプライチェーンの上流（原材料調達・部品製造）から下流（組立・流通）に至る複数企業が緊密に連携し、一体的な省エネ計画を策定。計画に基づく設備更新やシステム導入等に対し重点的な支援を行うことで、個社単位では困難な、サプライチェーン一体でのカーボンニュートラル実現を後押しする。

＜申請単位＞

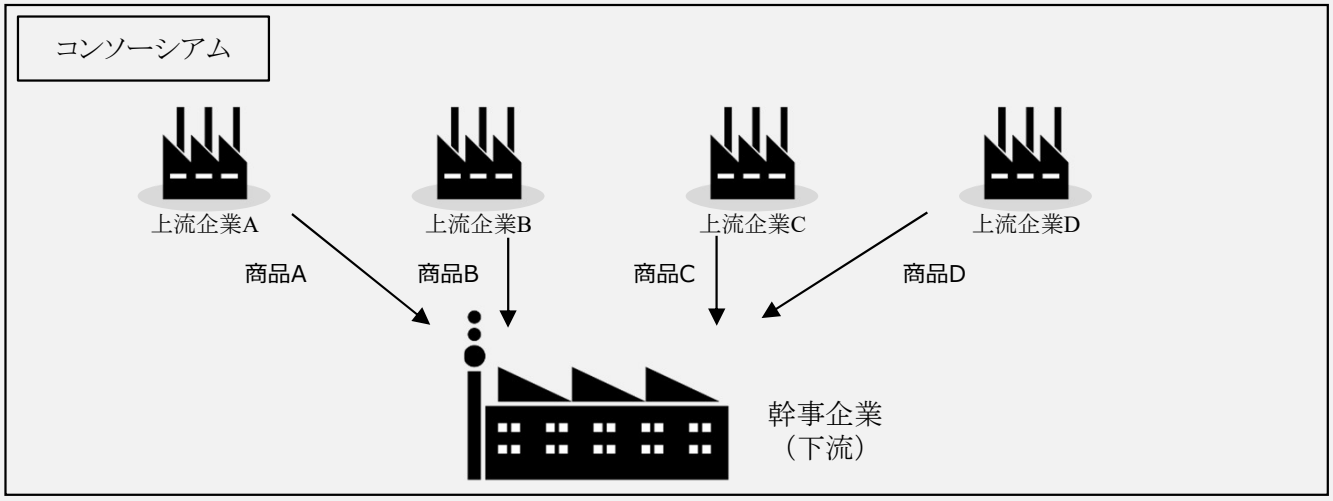
幹事企業とサプライチェーン上の最低4者以上のコンソーシアム形式で申請することとする。

サプライチェーンについては、特定の商品に限定せず、サプライヤー・バイヤーの契約関係にあれば対象とする。また、その関係にあれば、幹事企業の企業体については指定しない。

なお、同一コンソーシアム内において、以下①又は②の関係にある複数の企業が参加することは認められない。ただし、幹事企業とそれ以外の企業が①又は②の関係に該当することは認める（この場合、幹事企業は設備更新の支援を受けることはできないこととする）。

① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合



＜サプライチェーン連携枠の省エネルギー効果等の要件＞

以下、いずれの要件も満たすこと。

① 計画省エネルギー率（%）

<u>計画省エネルギー率＋非化石割合増加率 ： 1者当たり5%以上</u>

※ いずれの事業者も上記要件を満たす事。4者以上の平均値等は認められない。

② 中長期計画の策定・提出

一般枠の省エネルギー効果の要件を満たす中長期的な目標・計画を作成して提出すること。また、作成した目標・計画は事業完了後に公表すること。

※ SIIのホームページで公表するフォーマットを使用すること。

3. 各事業区分の概要
（Ⅳ）エネルギー需要最適化型

3.（Ⅳ）エネルギー需要最適化型

3－1. 補助対象事業

事業区分（Ⅳ）エネルギー需要最適化型の対象となる事業は、SIIが指定したEMS機器を導入し、EMS機器の対象範囲内においてエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を行い、効果的にエネルギー使用量およびエネルギー需要の最適化を図る事業をいう。
なお、新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入するEMS及び、既存の事業所において、新たな製造ラインやエリアに設置するEMSも対象とする。

3－2. 補助対象設備

本事業で対象となるEMS機器は、機能により、以下の5種類に分類される。
SIIが指定した「EMSのシステム要件」を満たし、あらかじめSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているものとする。（システム要件の詳細は115～119ページ参照）

No.		名称	機能
①	①-1	見える化型EMS	（伴走型） エネルギー使用量の計測・見える化機能を有したEMS。エネマネ事業者により、収集したデータを用いた分析・提案を行う。 ※ エネマネ事業者によるエネルギー管理支援を受けること
	①-2		（高機能型） エネルギー使用量を計測し、自ら分析した結果をダッシュボード上で見える化するなど、気付きやアドバイスを行う機能を有した、事業者が自ら省エネ活動が展開できるEMS。
②		制御型EMS	エネマネ事業者のエネルギー管理支援に必要な計測・見える化・制御機能およびセンターシステムを有したEMS。 ※ エネマネ事業者によるエネルギー管理支援を受けること
③	③-1	高度型EMS	（オートチューニング型） AIで実際の稼働状況を学習し自動でチューニングする機能を有するEMS。
	③-2		（モデル予測制御型） モデル予測制御により最適化された運転を実現するEMS。

3－3. エネルギー管理支援を行えるエネマネ事業者

EMS機器の導入を行うエネマネ事業者は、SIIに登録されたエネマネ事業者とする。
※エネマネ事業者は、SIIホームページで公表する。
※エネマネ事業者は、申請・報告等に必要な情報を補助事業者に提供しなければならない。
※補助事業者は、エネマネ事業者からエネルギー管理支援サービスを受ける場合、エネマネ事業者が3年間、データ登録（オープンデータ）を行うため、このデータ登録を考慮し、エネルギー管理支援サービスを締結すること。

3－4．申請要件

以下のすべての要件を満たす事業について、申請をすることができる。

- EMS機器を活用した省エネのEMS活用計画を作成すること。
 計画の主な記載内容は以下のとおり。
 ✓ 省エネ推進体制の構築
 （対象範囲を管理する主要部署は参加を必須とし、立ちあげ予定時期を定めること）
 ✓ 対象範囲で考える具体的な省エネ取り組み（3項目以上）
 ※策定する計画期間は、2年間とする。
 ※省エネルギー率2%改善を目安とする。

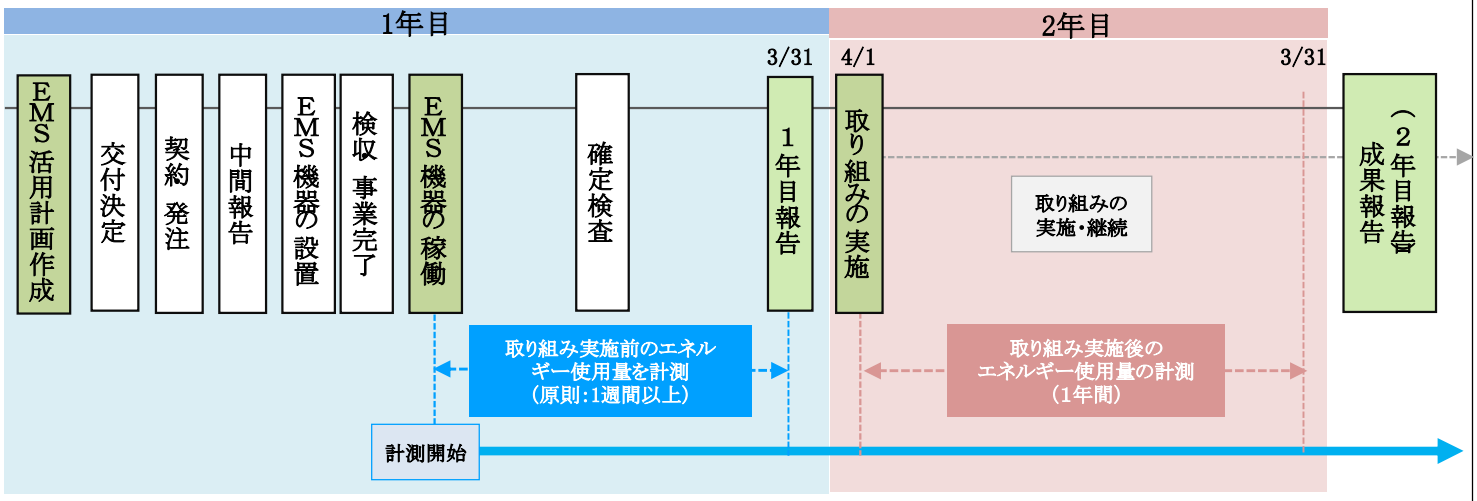
- EMS機器を活用した省エネのEMS活用計画による改善の成果を報告し、公表すること。
 ＜報告内容＞
 1年目、2年目のそれぞれで、SIIが定めたフォーマットに則り以下内容を記載の上、SIIに報告を求める。
 【1年目報告】
 EMS機器導入後、省エネ取り組み実施までにエネルギー使用量を計測し、計測したデータをもとに、省エネ効果の見込みの値等を算出し、報告すること。

 【2年目報告】
 1年目報告で計測した取り組み実施前のエネルギー使用量と取り組み実施後のエネルギー使用量を比較し、省エネルギー量を報告すること。

 ＜公表内容＞
 2年目報告の終了時に、SIIが定めたフォーマットに則り以下内容を記載の上、補助事業者のホームページにおいて公表を行うこと。
 ✓ EMS機器の計測範囲および、取り組み実施後の使用エネルギーの削減量
 ✓ 省エネ推進体制
 ✓ 実施した省エネ取り組み
 ※報告時までに実施予定の取り組みが実施できなかった場合は、その理由を求める。

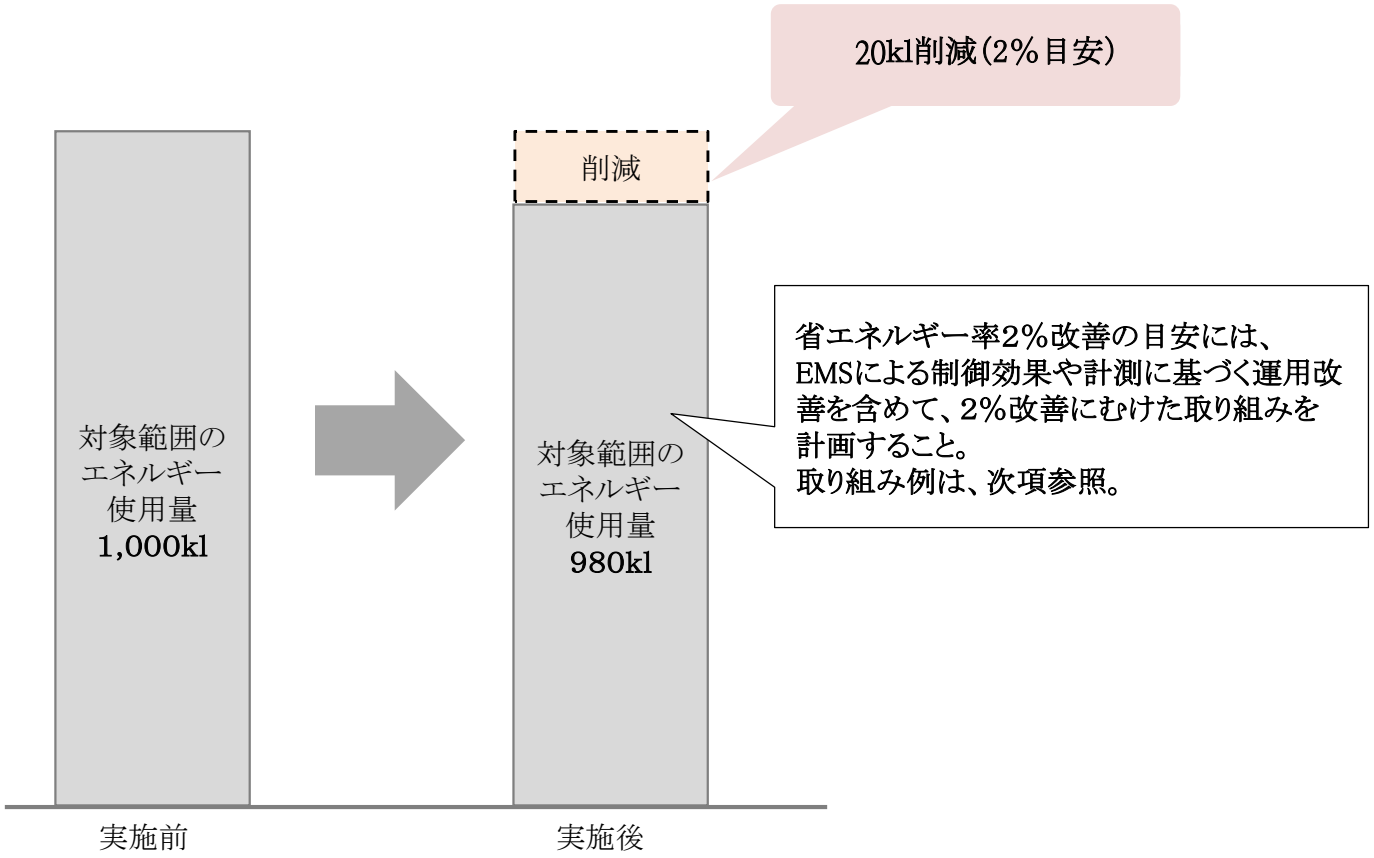
3.（Ⅳ）エネルギー需要最適化型

➢ 具体的な事業スケジュール（イメージ）　※Ⅳ型単独、単年度事業の事例として記載



➢ エネルギー需要最適化型の省エネルギー効果ついて

EMS機器を活用した省エネ計画には、「**EMSの制御効果**」、「**計測に基づく運用改善効果**」を必ず含めること。
また、EMS活用計画で省エネ取り組みの対象とした設備の省エネ改善効果を含めること。



【ＥＭＳ制御による省エネルギー量の事例】

機器種別	事 例
照明	制御事例：照明計測による調光制御等
	● 制御対象照明の各回路を直接実測した値 ● 各分電盤別電力使用量を実測、分電盤内の照明以外の電力使用量（ＯＡ・コンセント系）を実測し、差し引いて計算した照明の値 ● 調光制御を行う場合、調光出力と使用電力の比例関係を求めて計算した値
空調	制御事例：空調機ファンのＩＮＶ制御、外気冷房制御、最小外気取入れ制御（CO_2濃度制御）等
	● 制御前、制御中の空調機使用電力量実測値から空調機自体の削減量を算出した値 ● 熱源エネルギー削減量も加える場合、負荷計測温度等から熱量を算出し熱源負荷削減量として加算した値 ● 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値
熱源	制御事例：熱源機台数制御、最適起動停止制御、送水温度設定制御等
	● 外気取り入れ制御など負荷熱量調節で熱源負荷削減を図る場合、温度湿度計測値より外気エンタルピ演算にて負荷熱量を算出し、これを削減量とする値（実際の熱負荷削減量を演算している値） ● 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績等を根拠とした数値

※ＥＭＳプログラム変更や設定値の変更などによる効果は、ＥＭＳ制御による省エネルギー効果に含むこと。

【ＥＭＳを活用した運用改善の事例】

機器種別	事 例
照明等	● 使用実態に合わせた照明点灯時間の調整（タイマー等によるもの） ● エリア別照度計測結果による照明照度や点灯エリアの調整、点灯エリアの細分化
空調等	● 空調立ち上げ時間変更や運転台数調整等によるもの ● 冷温熱と搬送動力を組み合わせた効率の改善 ● 室温やCO_2濃度実測結果に基づく温度設定やダンパ開度の最適化 ● 冷却水温度の最適化
生産設備等	● 燃焼機器の燃焼効率調整、空気比の調整 ● 圧縮機等の適正圧力調整 ● ボイラー・圧縮機等の運転台数や台数制御の見直し・運転スケジュール調整 ● ＥＭＳの計測結果をもとに生産ラインにおける稼働条件の見直し（生産計画の改善・待機時間の削減）

上記のＥＭＳを活用した取り組みに加え、以下のような取組を記載しても差し支えない。ただし、ＥＭＳによる制御や運用改善に関する省エネ取り組みを必ず記載すること。

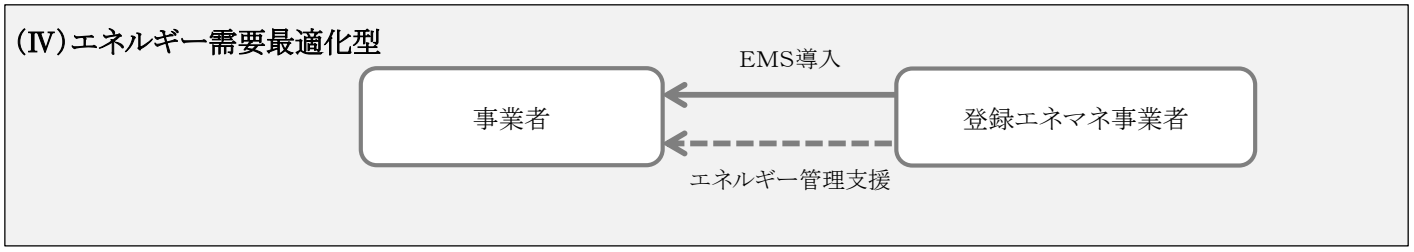
【その他のＥＭＳを活用した省エネ取り組みの例】

事 例
● 使用していないＰＣなどのコンセントを抜く ● 冷房の温度設定を室温２８℃を目安に設定する ● エアコンとサーキュレーターを併用する ● エアコンのフィルターは２週間に１回を目安に掃除する ● こまめな消灯等、自発的な節電活動 ● クールビズ・ウォームビズ等の推奨活動など ※ 上記取り組みを行う場合も、ＥＭＳの計測値に基づいて取り組みが必要。

3－5．事業スキーム

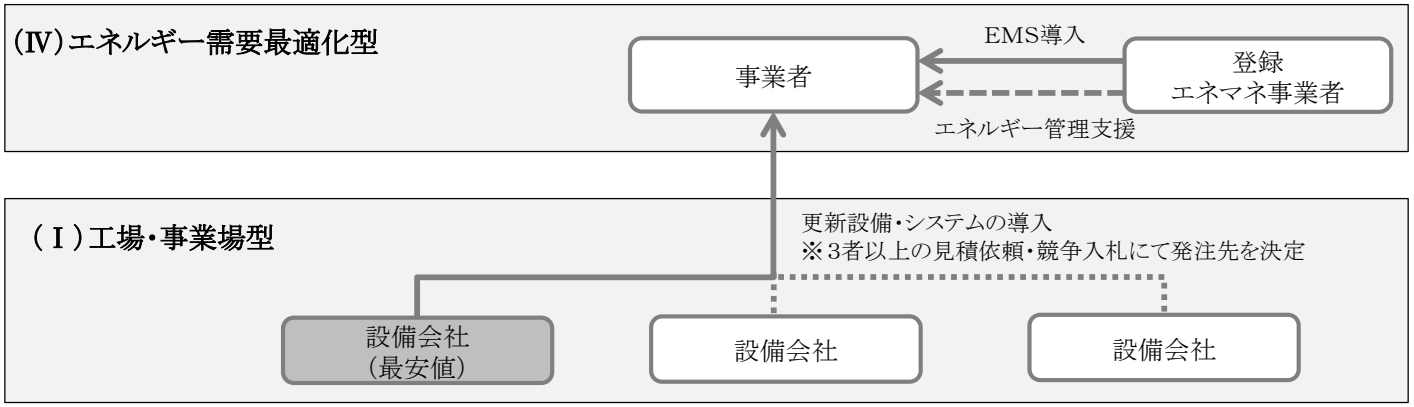
エネルギー需要最適化型を実施する場合の事業スキームは、以下のとおりとする。

① エネルギー需要最適化型単独の場合

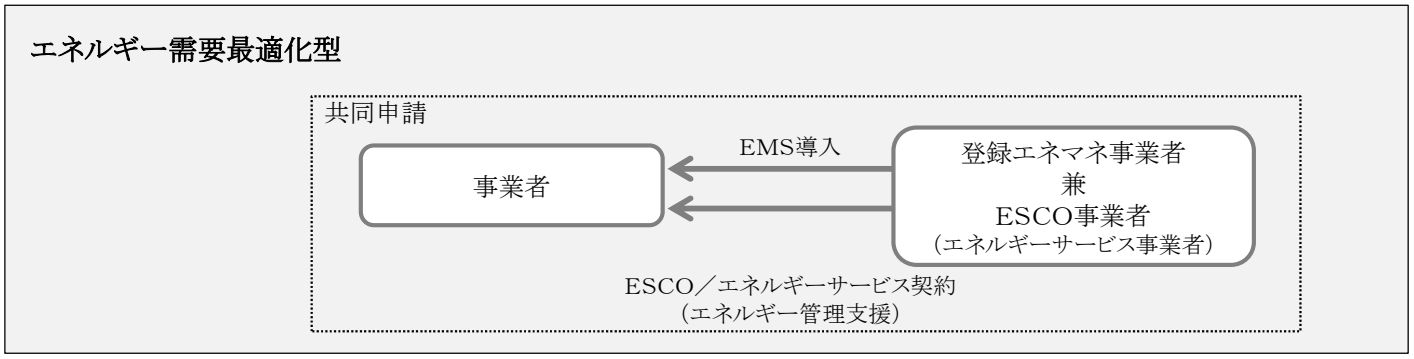


※エネルギー管理支援を受ける場合、EMS機器の導入に係る経費については3者見積を課さない。なお、エネルギー管理支援を受けず、3者見積も行わない場合は、事前にSIIに相談のうえで、交付申請時に理由書を提出すること。

② 事業区分（Ⅰ）と組み合わせて申請する場合

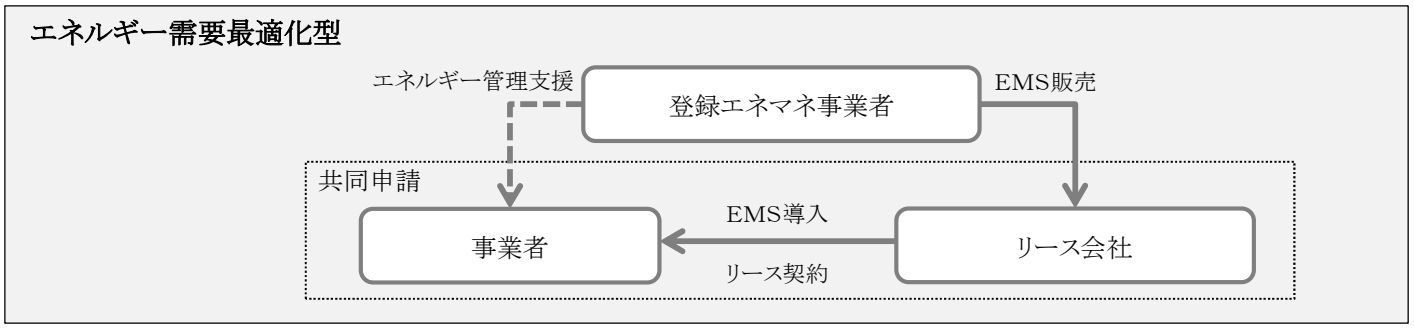


③ エネマネ事業者がESCO／エネルギーサービス事業を行う場合



④ エネマネ事業者とリースを利用する場合

EMSをリース活用して導入する場合、事業者（設備使用者）とリース会社との共同申請となる。EMSはリース会社が購入し、エネルギー管理支援サービス契約は設備使用者とエネマネ事業者の間で締結すること。



4. 非化石化の要件について

4. 非化石化の要件について

省エネ法改正に伴い、初めて非化石化の要件が定められた本事業において、非化石化を図る事業を申請する場合、必ず下記の内容を理解して申請すること。

4－1. 非化石化について

政府は2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、令和4年5月20日に「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」を公布し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（通称、省エネ法）を改正した。

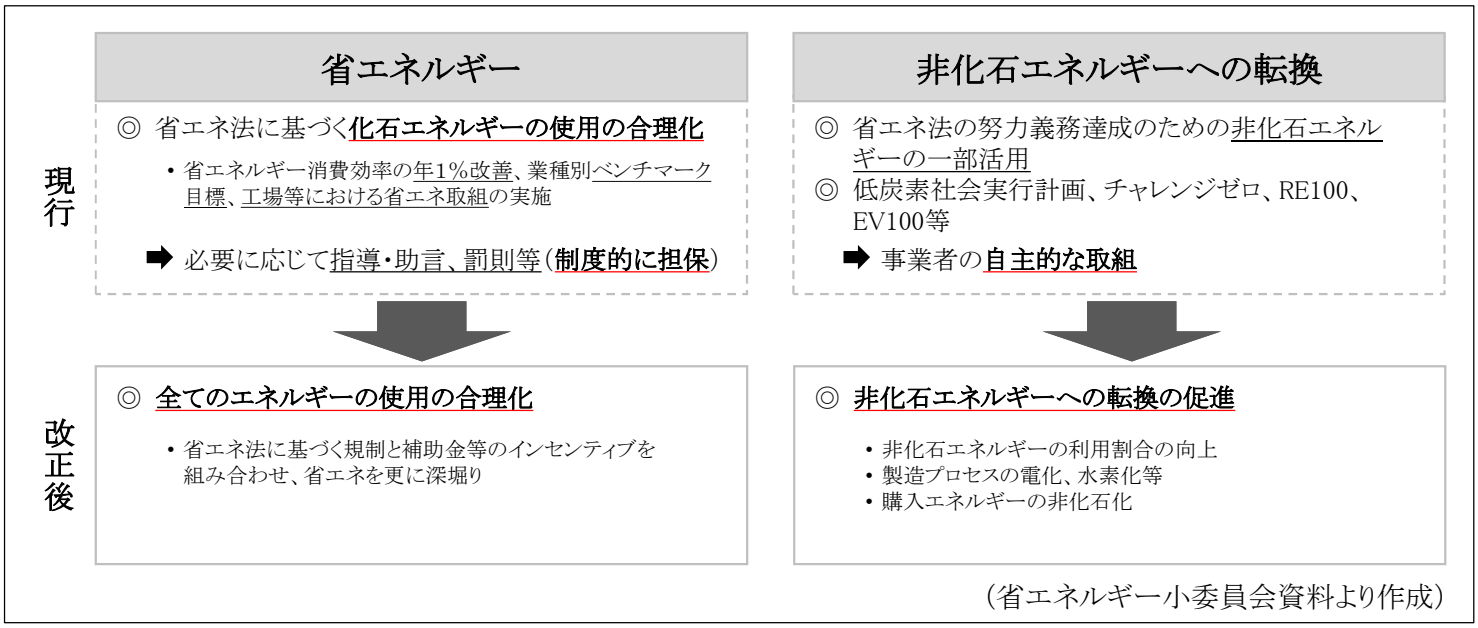
それまでは、原油、ガソリン、重油、天然ガス、石炭等の化石燃料と、それら化石燃料から得られた熱と電気を「エネルギー」と定義していたが、改正後では、水素、バイオマス燃料等の非化石エネルギーもエネルギーの定義に加え、名称も「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」とした。

そのため、一定量以上エネルギーを使用する特定事業者は非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用の合理化が求められ、また非化石エネルギーの利用割合の向上の目標及びその達成方法等に関して中長期計画書を作成し、その進捗を毎年報告することが必要となる。

そうすることで非化石エネルギーを含むエネルギー使用の合理化(省エネ化)することが可能となり、エネルギー全体の安定化を図り、カーボンニュートラルの実現に寄与する。

過去事業においても、非化石エネルギーを使用することにより、結果として化石エネルギーの使用量が減り省エネルギー化を達成している事業があったが、本事業では非化石エネルギーへの転換を促すために新たな要件を定めて非化石エネルギーの使用量や使用割合を評価し、成果報告時にも非化石エネルギーの使用量を報告することが必要となる。

【エネルギー定義の見直しと非化石エネルギーへの転換】



（省エネルギー小委員会資料より作成）

➢ 留意事項

- 本事業では、非化石燃料を使用する設備を対象としており、燃料消費を伴わない太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーに係る設備は対象外とする。
- 本事業は、省エネ化を図ることを基軸としており、非化石化を行った際の非化石エネルギーを新たに定められた原油換算係数により原油換算した結果が増エネとなる場合は、対象外とする。非化石エネルギーについても、エネルギーとして原油換算が必要となるので注意すること。

4. 非化石化の要件について

4－2. 非化石化を図る事業の省エネルギー効果の要件

原油換算ベースで、事業区分毎に定められた以下①～③のいずれかの要件を満たす事業について、申請をすることができる。

省エネルギー効果の要件		先進枠	一般枠	中小企業 投資促進枠	サプライチェーン 連携枠
①	計画省エネルギー率 ＋非化石割合増加率	30%以上	10%以上	7%以上	5%以上
②	計画省エネルギー量 ＋非化石使用量	1,000kl以上	700kl以上	500kl以上	－
③	エネルギー消費原単位改善率	15%以上	7%以上	5%以上	－

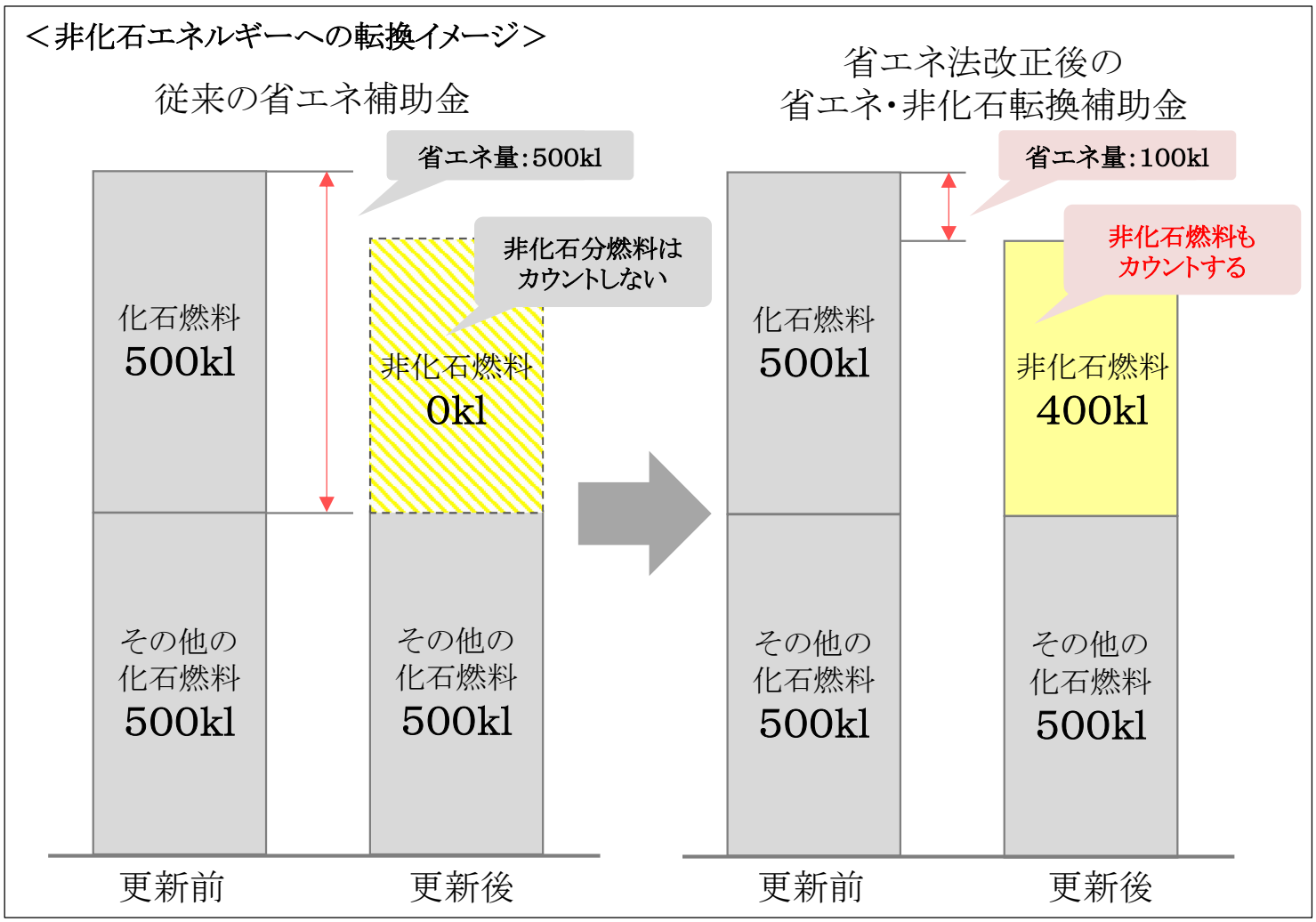
※ 複数の対象設備を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと。

※ 非化石使用量及び非化石割合増加率については、本事業で補助対象として導入する非化石燃料設備の効果のみとすること。
（補助対象外で導入する太陽光発電分等を含めることはできない）

※ 新たに定められた非化石燃料の換算係数に基づき原油換算を行うこと。

※ 非化石転換の場合も増エネとなる設備、あるいは増エネとなる事業は対象外とする。
（詳細は61～62ページ参照）

【省エネルギー効果の考え方】



4. 非化石化の要件について

4－3. 非化石化要件の考え方

非化石化を図る事業について、本補助金における各省エネ効果の考え方等は以下のとおり。

■非化石使用量［kl］

非化石エネルギーに転換した部分に相当する化石エネルギーの使用量。

事業実施前の化石エネルギーのうち、非化石エネルギーに転換した使用量［kl］
※ 事業実施後の、転換した部分の非化石エネルギー使用量（原油換算）を上限とする。

■非化石割合増加率［%］

非化石使用量を、事業実施前における事業所全体のエネルギー使用量で除した割合。

$$\frac{\text{非化石使用量[kl]}}{\text{事業実施前における事業所全体の年間エネルギー使用量[kl]}} \times 100$$

■エネルギー消費原単位改善率［%］

エネルギー消費原単位算出において、非化石燃料は係数（0．8）を乗じることとする。

$$\text{エネルギー消費原単位} = \frac{\text{事業所全体の年間エネルギー使用量（非化石燃料}\times 0.8\text{）}}{\text{生産量}}$$

$$\text{原単位改善率} = \left(1 - \frac{\text{事業実施後のエネルギー消費原単位}}{\text{事業実施前のエネルギー消費原単位}} \right) \times 100$$

■経費当たり計画省エネルギー量［kl/千万円］

計画省エネルギー量に非化石使用量を足した量を補助対象経費で除した数値。

$$\frac{\text{計画省エネルギー量[kl]} + \text{非化石使用量[kl]}}{\text{補助対象経費［千万円］}}$$

■投資回収年数

投資回収年数は、計画省エネルギー量に非化石使用量を足した量を用いて算出する。

$$\frac{\text{補助対象経費[円]}}{\text{（計画省エネルギー量[kl]} + \text{非化石使用量[kl]）} \times \text{燃料評価単価[円/kl]}}$$

4－4.「増エネとならないこと」の計算方法

本補助金においては増エネとならないことが申請要件となる。ただし、改正省エネ法においては、非化石燃料の使用による2割程度とされる効率の低下を考慮し、係数（0．8）を乗じることとしている。本補助金においても、非化石燃料に係数（0．8）を乗じた使用量が、事業前後で増加していなければ、増エネではないとする。

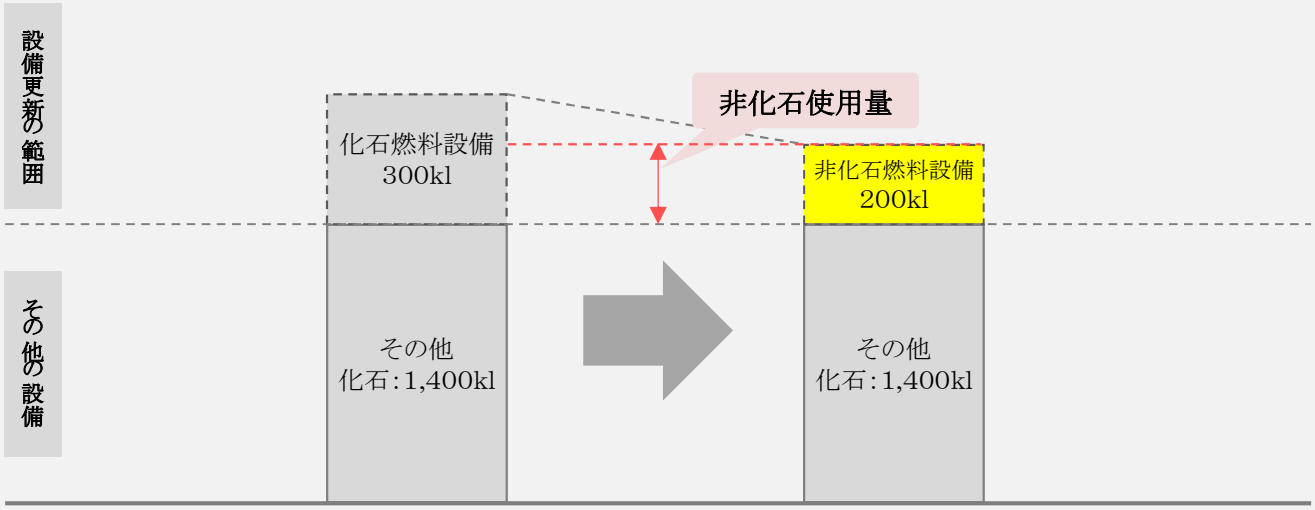
■「増エネとならないこと」の計算式

【導入前】化石燃料使用量　≧　【導入後】化石燃料使用量＋（非化石燃料使用量×０.８）

4. 非化石化の要件について

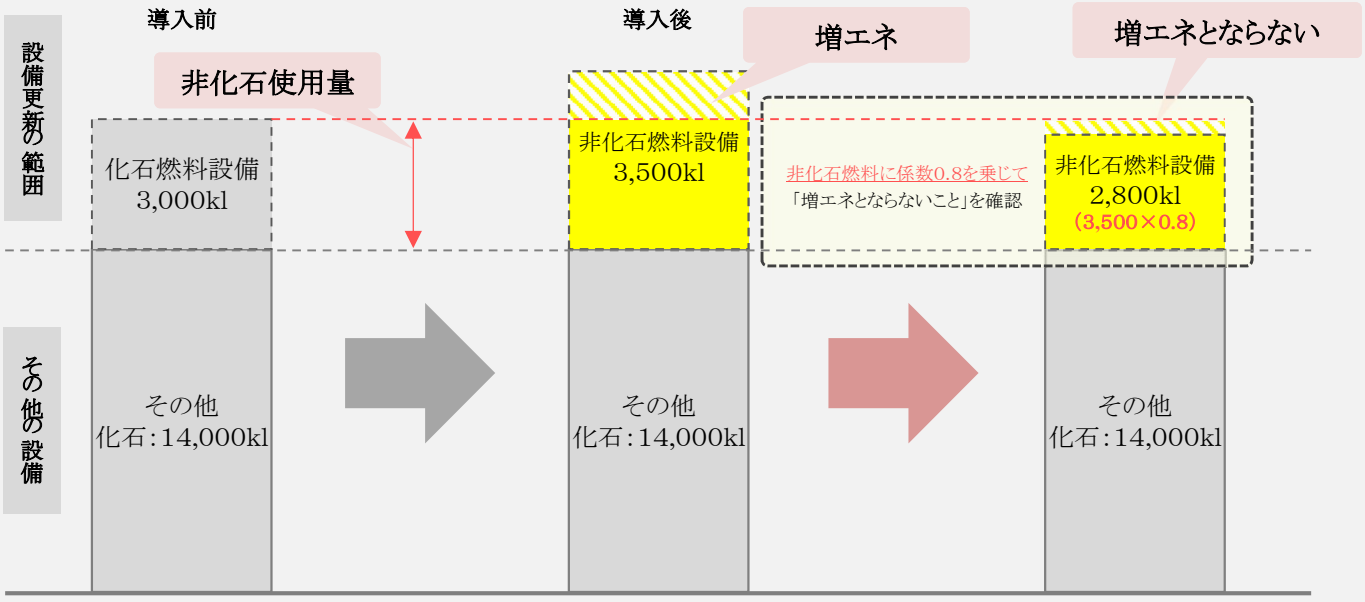
【付録】非化石設備導入の申請例

1. 非化石エネルギー転換によりエネルギー使用量が減少するケース



省エネ効果・数値		算出式	要件	
省エネ量	100kl	1,700kl－1,600kl	300kl	（Ⅰ）工場・事業場型の一般枠の要件①を満たす
非化石使用量	200kl	－		
省エネ率	5.8%	100kl÷1,700kl	17.5%	
非化石割合増加率	11.7%	200kl÷1,700kl		

2. 非化石エネルギー転換によりエネルギー使用量が増加するケース



省エネ効果・数値		算出式	要件	
非化石使用量	3,000kl	－	2,500kl	（Ⅰ）工場・事業場型の先進枠の要件②を満たす
省エネ量	－500kl	17,000kl－17,500kl		
非化石割合増加率	17.6%	3000kl÷17,000kl	14.7%	
省エネ率	－2.9%	－500kl÷17,000kl		
増エネ判定	導入前使用量（化石）　≧　導入後使用量（化石＋（非化石×0.8）） 17,000kl　≧　16,800kl			

5. 交付申請～採択

5－1. 公募

① 補助事業の公募

SIIは、一般公募を行う。

SIIホームページ（https://sii.or.jp/）に公募関連情報を随時公表する。

② 公募期間（5次公募）

2026年11月6日（金） ～ 12月25日（金）17時（必着）

5－2. 交付申請

- 申請者は、事業実施の確実性や予算の有効利用の観点から事業計画全体を十分に検討のうえで申請を行うこと。
- 申請者は、SIIホームページにてアカウント登録し、電子メールで補助事業ポータルのアカウント情報（ユーザ名等）を取得すること。
- 当該アカウントを用いて補助事業ポータルにログインし、必要事項を入力して申請書類を作成のうえ、全ての申請書類を「一般社団法人環境共創イニシアチブ」宛てに郵送すること。
（郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。宛名については71ページ参照）
※ 補助事業ポータルに入力する内容は申請書類の内容と必ず一致させること。一致していない場合、不備として申請を受理しない場合がある。

交付申請の手順

公募要領の確認	• 公募要領の内容を確認。 ※ 各種補足資料（SIIホームページに掲載）も併せて確認のこと。
計画立案・書類作成	• SIIホームページより実施計画書等の様式をダウンロードし、実施事業の計画を立案のうえ、申請書類を作成。
アカウントの登録	• SIIホームページ（https://sii.or.jp/）でアカウント登録。 ※ 登録から数日以内に、SIIからユーザ名等をメールで送付。
補助事業ポータルにログイン	• メールで通知されたURLにアクセスし、補助事業ポータルにログインする。
補助事業ポータルに入力	• 申請に必要な情報を補助事業ポータルに入力。
書類の出力	• 入力した情報を確認のうえ、書類作成機能から申請書類を出力。 ※ 自由書式の書類は別途作成すること。 ※ 添付書類を取り揃えること。 ※ 提出書類に不備・不足がある場合は、審査の対象外となり得るので留意すること。
書類の郵送	• 「5－4. 提出書類一覧」に則り、必要書類をファイリングしてSIIに郵送。

5－3. 申請手続

申請を行う者は、手順に沿って不備なく申請するように努めること。なお、審査上の不備の訂正等でSIIから問い合わせを行う際の問合せ窓口担当を明記すること。問い合わせ窓口の担当者は、申請内容を十分に把握し、求めに応じて速やかに対応できること。

【作成する書類】

- 申請者は以下の書類の作成を行うこと。

① 交付申請書
② 補助事業計画変更承認申請書
③ 補助事業事故報告書
④ 補助事業実績報告書
⑤ 精算（概算）払請求書
⑥ 補助事業年度末実績報告書
⑦ 成果報告書
⑧ その他SIIが指示する手続き

（申請者及び問合せ窓口担当者の責務及び不正行為に対する措置）

- 申請者は、省エネ計算や省エネ型設備の情報等、専門的な部分について、販売事業者やエネマネ事業者と十分に連携し、不備や不足等がないように申請手続きを行うこと。
- SIIが、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るために問合せ窓口担当者に対して協力を求めた場合は、これに応じること。
- 手続きを虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合、SIIは必要に応じて調査を実施する。不正行為が認められたときは、SIIが実施する全ての補助金について一定期間の問い合わせ窓口担当の停止や、問合せ窓口担当者の名称及び不正の内容の公表等の措置を講じることがある。

5. 交付申請～採択

5－4. 提出書類一覧（1）

「●」は必須で提出。「△」は組み合わせ申請する場合に提出。

書類区分	文書番号	書類名称		導入予定設備別の提出要否			ポータルより出力/指定様式/自由様式
				（Ⅰ）		（Ⅳ）	
				(a) 先進	(b)(c) ｵｰﾀﾞｰ/指定設備	(d) EMS	
共通の提出書類	様式第1	交付申請書（かがみ）		●	●	●	ポータルより出力
	様式第1	交付申請書（2枚目）		●	●	●	ポータルより出力
	別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額		●	●	●	ポータルより出力
	別紙2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額		●	●	●	ポータルより出力
	別紙3	役員名簿		●	●	●	指定様式
	1-1	実施計画書 省エネルギー計画	申請総括表	●	●	●	ポータルより出力
	1-1（別紙1）		事業者情報	●	●	●	ポータルより出力
	1-1（別紙2）		問合せ窓口担当届出書	○	○	○	ポータルより出力／指定様式
	1-1-2		資金調達計画	●	●	●	ポータルより出力
	1-1-3		事業実施に関連する事項	●	●	●	ポータルより出力
	1-2		所要資金計画（総括）	●	●	●	指定様式
	1-3		発注区分表（総括）	●	●	●	指定様式
	1-4		導入前後の比較図	●	●	●	指定様式
	1-5		新設備の配置図	△	△	●	自由様式
	1-6		事業場の全体図	●	●	●	自由様式
	1-7		事業スケジュール	●	●	●	指定様式
導入予定設備別の提出書類	a-2-1	（a）先進設備・システム	事業概要（a）先進設備・システム	●	－	－	ポータルより出力
	a-2-2		省エネルギー計算（a）	●	－	－	指定様式
	a-2-2-4		エネルギー使用量の原油換算表（a）	●	－	－	指定様式
	a-2-3		参考見積書（a）	●	－	－	自由様式
	a-2-4		既存設備と導入設備の比較表（a）	●	－	－	指定様式
	a-2-5		新設備の配置図（a）	●	－	－	自由様式
	a-2-6		旧設備の撤去範囲（a）	●	－	－	自由様式
	bc-2-1	（b）オーダーメイド設備/（c）指定設備	事業概要（b）オーダーメイド型設備/（c）指定設備	－	●	－	ポータルより出力
	bc-2-2		省エネルギー計算（b）（c）	－	●	－	指定様式
	bc-2-2-4		エネルギー使用量の原油換算表（b）（c）	－	●	－	指定様式
	bc-2-3		参考見積書（b）（c）	－	●	－	自由様式
	bc-2-4		既存設備と導入設備の比較表（b）（c）	－	●	－	指定様式
	bc-2-5		新設備の配置図（b）（c）	－	●	－	自由様式
	bc-2-6		旧設備の撤去範囲（b）（c）	－	●	－	自由様式
	d-3-1	（d）EMS	事業概要（d）EMS機器	－	－	●	ポータルより出力
	d-3-2		EMS活用計画書	－	－	●	指定様式
	d-3-3		参考見積書（d）	－	－	●	自由様式
	d-3-4		新設備の配置図（d）	－	－	●	自由様式
	d-3-5		システム概要図	－	－	●	指定様式
	d-3-6		計測・制御対象一覧	－	－	●	指定様式

5－4. 提出書類一覧（2）　※その他必要書類（添付）

「●」は必須で提出。「○」は該当する場合に提出。「-」は不要。

文書番号	書類名称	導入予定設備別の提出要否			指定様式/定型様式/自由様式	備考
		（Ⅰ）		（Ⅳ）		
		(a)	(b)(c)	(d)		
添付1	会社情報（法人概要申告書）	●	●	●	指定/自由	• 会社のパンフレット等を添付し「業種」「資本金」「従業員数」が確認できる該当ページに付箋を貼り、該当する箇所にマーキングすること。 ※ 地方公共団体は提出不要。 • 中小企業団体等は認可証の写しを提出のこと。
添付2	決算書	●	●	●	自由	• 直近1年分の単独決算の貸借対照表を添付すること。（決算短信でも可。表紙も添付のこと。） ※ 地方公共団体は提出不要。
添付3	中小企業者であることの宣誓書	○	○	○	指定	• 中小企業者の場合は、添付のこと。
添付4	商業登記簿謄本 ※個人事業主の場合は確定申告書	●	●	●	定型	• 発行から6か月以内のもの。写し可。 ※ 個人事業主の場合は、確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを添付のこと。 ※ 地方公共団体は提出不要。
添付5	補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本	●	●	●	定型	• 発行から6か月以内のもの。写し可。 ※ 地方公共団体は提出不要。
添付6	エネルギー使用量実績の確証、燃料評価単価算出根拠	●	●	-	自由	• 事業所における2025年度のエネルギー使用量、及びエネルギーコストを一覧表にすること。 ※ エネルギーコストの領収書等の写しを添付。 ※ エネルギー管理指定工場等の場合は、2024年度または2025年度定期報告書の写し等（使用状況届出書）とエネルギーコストの領収書等の写しを添付。
添付7	生産量実績の確証	●	●	-	自由	• 「エネルギー使用量の原油換算表」に記載した生産量実績の根拠となる資料を提出すること。 社内で使用している管理資料等の写しでも可。 エネルギー管理指定工場等の場合は、2024年度または2025年度定期報告書の写しを提出すること。 ※ 生産量が無いビル等の場合は延床面積を生産量の単位として代用可能。 ※ 集計期間は添付6と合わせること。
添付8	省エネルギー量計算の根拠書類	-	●	-	指定/自由	• 省エネルギー計算の過程と計算結果を記載した資料、計算に使用したデータの根拠資料を添付のこと。 ※ 省エネルギー量独自計算書（様式）を使用しても良い。 • 設備単位毎の省エネルギー効果を示すこと。
添付9	エネルギー管理支援サービスの契約書案	-	-	○	自由	• エネルギー管理支援サービスを契約する場合は、締結予定のサービス契約書案（約款部分を含む）を提出のこと。
添付10	GX要件を満たすことの表明書	●	●	-	指定/自由	• 事業区分（Ⅰ）を申請する場合は、添付のこと。 • 2022年度CO_2排出量が20万t以上の大企業でGXリーグに参加していない場合は、要件①を満たすことの根拠となる資料を添付のこと。 • 継続して化石燃料を使用する事業を実施する省エネ法上の特定事業者等は、非化石エネルギーへの転換に向けた取組を記載した中長期計画書の写しを添付すること。
添付11	定期報告書の「特定第1表」の写し	○	○	○	定型	• エネルギー使用量が1,500kl以上である事業者の場合は、添付のこと。
添付12	開示制度に参加していることを証する資料	○	○	○	定型	• 省エネ法上で定期報告書の提出義務がある特定事業者等は、EEGSからダウンロードし、添付のこと。
添付13	経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し	○	○	○	定型	• 該当する場合は、経営力向上計画に係る認定申請書、及び認定書の写しを添付のこと。
添付14	省エネ診断報告書（表紙）の写し	○	○	○	定型	• 2023年度以降に省エネ診断を受けた場合は提出。
添付15	パートナーシップ構築宣言の写し	○	○	○	定型	• パートナーシッ プ構築宣言を行う企業の場合は提出。
添付16	中長期計画書の写し	○	○	○	指定/定型	• 該当する場合は、中長期計画書の写しを添付のこと。 ※「中小企業投資促進枠」「サプライチェーン連携枠」は必ず添付のこと。

5. 交付申請～採択

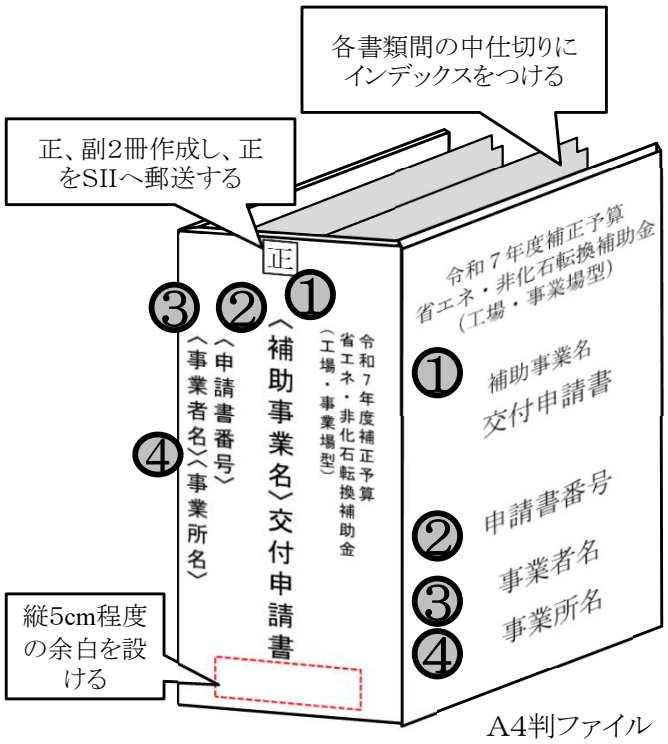
5－4. 提出書類一覧（3）　※その他必要書類（添付）

「●」は必須で提出。「○」は該当する場合に提出。「-」は不要。

文書番号	書類名称	導入予定設備別の提出要否			指定様式/定型様式/自由様式	備考
		（Ⅰ）		（Ⅳ）		
		(a)	(b)(c)	(d)		
添付17	エネルギー集約型企業の計算書	○	○	○	自由	• 該当する場合は、エネルギーコストと売上高を月毎にまとめた一覧表を作成し、併せて計算の根拠資料を添付のこと。 ※ Ⅰ型の場合はエネルギーコストと売上高の集計期間は「添付6 エネルギー使用量実績の確証、燃料評価単価算出根拠」と合わせる。 ※ 計算は、企業の全社単位で行う。
添付18	ベンチマーク改善に資することが認められる資料	○	○	○	定型	• ベンチマークに該当する場合は、定期報告書を添付のこと。
添付19	経営革新計画承認企業であることの承認申請書及び承認書の写し	○	○	○	定型	• 該当する場合は、経営革新計画に係る承認申請書及び承認書の写しを添付のこと。
添付20	地域経済牽引事業計画認定書の写し	○	○	○	定型	• 該当する場合は、地域経済牽引事業計画の認定書の写しを添付のこと。
添付21	エネルギー転換事業であることの確証	○	○	-	指定	• 該当する場合は、添付のこと。
添付22	補助事業の実施体制	○	○	○	指定	• 共同申請の場合は、添付のこと。 • サプライチェーン連携枠の申請の場合は、本事業のコンソーシアムを示すものを添付のこと。
添付23	対象設備に関するリース契約書案	○	○	○	自由	• リースの場合は、添付のこと。
添付24	対象設備に関するリース料計算書	○	○	○	自由	
添付25	ESCO契約書案	○	○	○	自由	• ESCOの場合は、添付のこと。
添付26	ESCO料金計算書	○	○	○	自由	
添付27	商業用ビル等の場合の証憑	○	○	○	自由	• 申請者のエネルギー管理単位の下に、設備使用者である店子（A、B…）がいる場合は、申請者と店子（A、B…）との契約書等の写しを提出すること。
添付28	設備設置承諾書	○	○	○	指定	• 申請者が店子（設置場所の所有者以外）の場合は、建築物の所有者の承諾書を添付のこと。
添付29	事業実施に関連する事項	○	○	○	指定	• 「文書番号1-1-3」において該当する事項がある場合は、必要事項を記入のうえ添付のこと。
添付30	代替燃料確保の確証	○	○	-	自由	• 代替燃料を使用する場合は、添付のこと。
添付31	原単位改善計画	○	○	-	自由	• 原単位改善率の申請要件で申請する場合は、要件を満たすことを示す資料を添付のこと。
添付32	連携省エネルギー計画認定申請書の写し	○	○	-	定型	• 連携事業の場合は、添付のこと。
添付33	令和7年度定期報告書の表紙及び「特定第4表」の写し	○	○	○	定型	• 大企業のうち、省エネ法の事業者クラス分け評価制度で『Aクラス』に該当する事業者として申請する場合は添付のこと。
添付34	サプライチェーン取組に係る証憑	○	○	○	自由/定型	• 「サプライチェーン」に係る評価項目に該当する場合は、添付のこと。 • サプライチェーン連携枠の申請の場合は、添付のこと。
添付35	パートナー金融機関による確認書	○	○	○	指定	• 「省エネ・地域パートナーシップ」に係る評価項目に該当する場合は、添付のこと。

5. 交付申請～採択

◇ ファイリングの参考例



A4判ファイル

【ファイルの作成方法】

指定ファイル：A4判・2穴タイプ

※ 背表紙があるファイルを使用

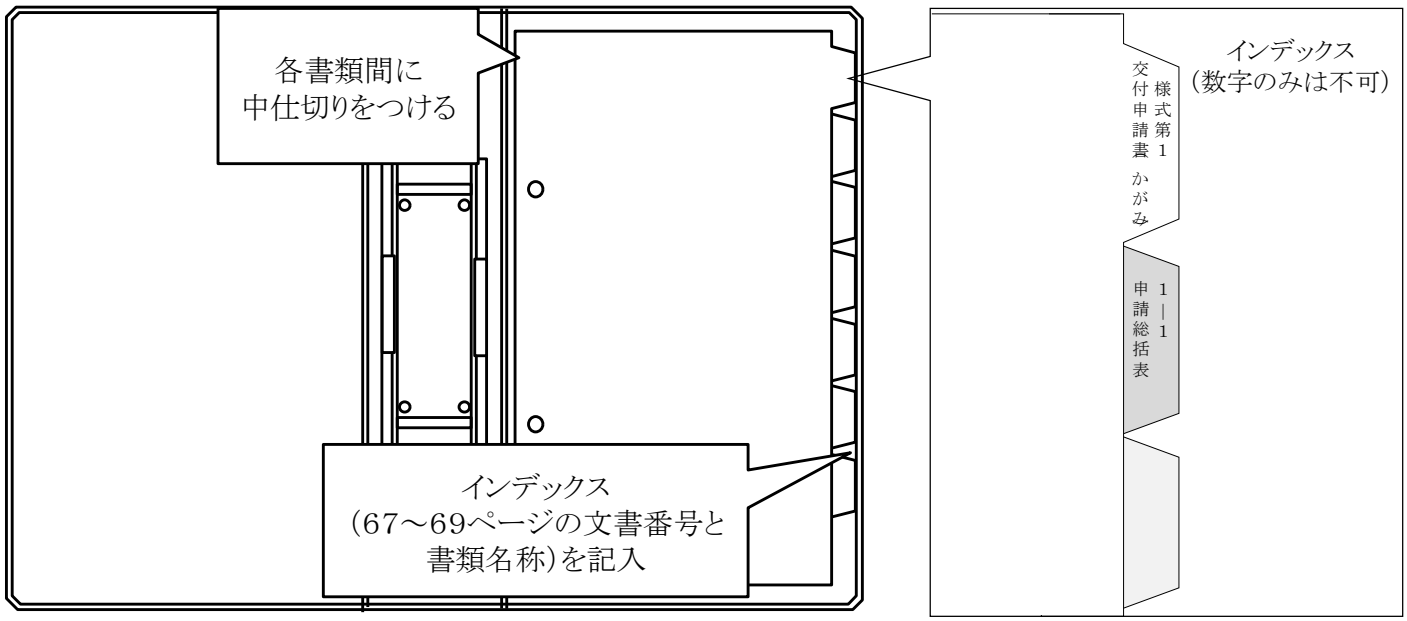
- 申請書類はA4判のファイル（2穴タイプ、ハードタイプ）で綴じ、表紙には以下の項目を記入すること。
 - ① 補助事業名
 - ② 申請書番号※
 - ③ 事業者名
 - ④ 事業所名

 ※ 補助事業ポータル入力時に発番される。

 背表紙には以下の項目を記入すること。
 - ① 補助事業名
 - ② 申請書番号
 - ③ 事業者名
 - ④ 事業所名
- ファイルは、中身の書類に応じた厚さにすること。
- 全ての書類には穴を開け、直接ファイリングすること（クリアフォルダには入れない）。書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。
- 袋とじは不可。
- 書類のホチキス留めは不可。
- 提出書類は片面印刷とすること。
- **申請者は提出書類全ての写しをとって控え書類を作成して保管し、保管書類をもってSIIからの問い合わせ等に対応できるようにすること。**

【ファイリングの方法】

- 各書類の最初には、「5－4. 提出書類一覧（1）～（3）」に示す提出書類の名称を記載したインデックスつきの中仕切りを挿入すること（書類自体にはインデックスをつけない）。
- ファイルラベル・インデックスを使用する場合、A4用紙等に貼りつけて使用すること。



5－5. 書類提出先と締切日

補助事業ポータルでの事業内容の入力が完了し、申請書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式を2026年12月25日（金）17時までに提出（必着）すること。

※ SIIは、提出書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持する。
※ 補助事業ポータルでの必要事項の入力完了だけでは申請と認められない。必ず提出書類一式を郵送すること。
※ 申請書類は、配送状況が確認できる手段(簡易書留等）で郵送すること（直接持ち込みは不可）。申請書類の到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできないので注意すること。
※ 郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。
※ 申請書類は返却しないため、必ず提出書類全ての写しを控えておくこと。
※ 申請書類に不備・不足がある場合は、原則申請を受理しないので注意すること。なお、交付申請書（副本）、契約書原本が含まれ、返送を希望する場合の送料については、申請者の負担で返送する。

≪書類提出先≫

〒115－8691
赤羽郵便局私書箱43号
一般社団法人環境共創イニシアチブ　事業第1部
「省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）」
5次公募　交付申請書在中

※ 上記をカラーコピーし、宛先として使用しても可。
※ 郵送時は、必ず赤字で「省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）」5次公募　交付申請書在中と記入のこと。

≪お問い合わせ先≫

一般社団法人環境共創イニシアチブ

「省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）」の申請に関するお問い合わせ窓口

（Ⅰ）工場・事業場型	先進枠	TEL：03－5565－3840
	一般枠・中小企業投資促進枠 サプライチェーン連携枠	TEL：03－5565－4463
（Ⅳ）エネルギー需要最適化型		TEL：03－5565－4773

事業ページはこちら

＜受付時間：10：00～12：00、13：00～17：00（土曜、日曜、祝日を除く）＞

5－6. 交付決定前の変更等

申請を行った後、交付決定を受ける前に、以下の変更が生じた場合は、必ずSIIへ変更届等を提出すること。また、変更届等を提出する前にあらかじめSIIに問い合わせて指示を受けること。

変更する内容	手続書類の名称	手続き
①代表者が変わるとき	申請者情報変更届	所定書類の提出
②事業者名が変わるとき		
③住所が変わるとき		

5－7. 審査

SIIは、補助事業の内容等について以下の項目に従って審査を行う（必要に応じて申請者へのヒアリングを実施）。SII内に設置した有識者で構成される外部審査委員会による評価を踏まえ、総合的な評価を行い、採択事業者を決定する。

① 審査項目

- 補助対象事業者及び補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- 補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が適切であり、事業遂行の確実性、事業の継続性が十分であると見込まれること。
- 補助事業に要する経費（設備費、設計費、工事費）は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること。

② 評価項目

- 計画省エネルギー量
- 計画省エネルギー率
- 経費当たり計画省エネルギー量（補助対象経費1千万円当たりの計画省エネルギー量）
- EMSを活用した省エネ取り組み（中長期計画 等）

※非化石燃料設備を導入する場合は、「非化石使用量」及び「非化石割合増加率」も考慮する。

以下の項目に該当する場合には追加の評価を行う。

1. エネルギー政策関連

（1）省エネ法定期報告対象事業者向け

- 省エネ法定期報告書（令和6年・令和7年度提出分）に基づく事業者クラス分け評価制度において、2年連続で優良事業者（Sクラス）を取得した者が取り組む省エネルギー事業

（2）全事業者向け

- エネルギー転換を行うことで、省エネルギーに寄与する事業

- 売上高に対するエネルギーコストの割合が10%以上のエネルギー集約型企業の省エネルギー事業

- 複数事業者間の連携による省エネルギー事業

- サプライチェーンの下流に位置する企業がサプライチェーン全体でのCO_2排出削減について対外的なコミットをしており（※）、かつ、申請事業者（中小企業等）が当該サプライチェーンに入っていること（例：プレスリリース、仕様書等）が確認できる事業
 ※例として、（ⅰ）グリーン調達ガイドラインを設定している、（ⅱ）パートナーシップ構築宣言の「グリーン化の取組」において具体的な取組を記載している、（ⅲ）GXリーグに参画している、のうちいずれかが確認できれば、対外的なコミットをしているとみなす。

2. 中小企業取組関連
- 中小企業者等が行う省エネルギー事業

- 資源エネルギー庁の「省エネ・地域パートナーシップ」におけるパートナー金融機関による支援を受けた事業者が行う省エネルギー事業

- 2023年度以降に省エネルギー診断を受けた省エネルギー事業
 ※以下のいずれかの事業における省エネルギー診断を受診した事業所の場合を評価対象とする。
 ○「エネルギー利用最適化診断等事業」
 ○「地域プラットフォーム構築事業」
 ○「地域エネルギー利用最適化取組支援事業」
 ○「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業」
 ○「地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業」

- 省エネ法上のベンチマーク改善に資することが認められる事業 （詳細は15ページ参照）
 ※企業体が大企業の場合は除く。

- 年間エネルギー使用量が1,500kl未満の事業所であって「中小企業者に該当しない会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）（みなし大企業を含む）」以外の者が実施する、中長期計画書の実効性を高めるための省エネルギー事業

- 中小企業等経営強化法第17条第1項に基づき認定（第18条第1項に基づく変更の認定を含む。）を受けた「経営力向上計画」に記載された事業、または、同法第14条第1項に基づき（第15条第1項に基づく変更の承認を含む。）経営革新計画の認定を受けた企業が実施する省エネルギー事業

- 「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画（公募締切日が当該計画の実施計画であるものに限る）を作成し、都道府県からの承認を受けている企業」又は「地域未来牽引企業に選定されており、地域未来牽引企業としての目標を経済産業省に提出している企業」が実施する省エネルギー事業
（詳細は75ページ参照）

- 『パートナーシップ構築宣言』登録企業（内閣府・中小企業庁、ポータルサイトは公益財団法人全国中小企業復興機関協会運用）の省エネルギー事業
（パートナーシップ構築宣言については75ページを参照のこと）

③ 採択方法

採択事業者の決定に当たっては、事業区分毎に評価項目に従って審査を行い、外部審査委員会の評価を踏まえ、上位者から予算の範囲内で採択を行う。
事業区分毎の予算額については、申請状況等を考慮したうえで、決定する。
なお、交付申請額の合計額が予算額を超える場合は、公募予算額の範囲でなるべく多くの事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞込みを行うことがある。

④ 留意事項

- 提出書類に不備・不足等がある場合、SIIから不備・不足について連絡を行う。連絡を受けた申請者は、速やかに当該不備・不足を解消すること。
- 当該不備等が解消されない場合、審査の対象外とすることがある。
- 交付決定前に既に補助対象設備等の契約・発注等を行った場合は対象外となるため、設備等の契約・発注は必ず交付決定後に行うこと。

補足1 地域経済牽引事業、地域未来牽引企業

地域経済牽引事業

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を作成し都道府県知事の承認を受けている事業者が当該計画に記載された実施場所で行う省エネルギー設備の導入について、都道府県からの承認を受けている企業が行う省エネルギー事業として扱う。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

地域未来牽引企業

地域経済の中心的な担い手となりうる事業者として経済産業省に選定されている地域未来牽引企業のうち、経済産業省に地域未来牽引企業としての目標を提出している事業者が行う省エネルギー設備の導入について、「目標」を 経済産業省に提出している企業が行う省エネルギー事業として扱う。詳細については、以下ホームページを参照すること。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyou/index.html

【制度全体に関する問い合わせ先】
＜経済産業省　経済産業政策局　地域経済産業政策課＞
TEL：03－3501－1697

補足2 パートナーシップ構築宣言を公表している企業

自社として策定した「パートナーシップ構築宣言」の写しの提出があり、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表していることが確認された企業を、パートナーシップ構築宣言を公表している企業とみなす。

＜参考＞パートナーシップ構築宣言について

「パートナーシップ構築宣言」は、取引先との共存共栄の取組や「取引条件のしわ寄せ」防止について、企業の代表者の名前で宣言するもの。
2020年5月に、経団連会長、日商会頭、連合会長及び関係大臣（内閣府特命担当大臣（経済財政担当）、経済産業大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」が開催され、そこでの議論を踏まえて宣言の仕組みが構築された。

ポータルサイトにおける宣言の公表手続き等の詳細については、以下ホームページを参照すること。

https://www.biz-partnership.jp/index.html

【パートナーシップ構築宣言に関する問い合わせ先】
＜経済産業省　中小企業庁　事業環境部取引課＞
TEL：03－3501－1511

5－8. 交付決定

SIIは採択事業者に対し、交付決定通知書をもって、補助金の交付決定について通知する。（個別の問い合わせには応じられないのであらかじめ了承のこと。）
交付決定を通知する際に、必要な手続きを記載した事務取扱説明書を案内する。交付決定後は、その説明書に従って事業を実施すること。

5－9. 公表

交付決定後、採択結果については事業者名、エネマネ事業者名、事業概要、補助金交付決定額等をSIIのホームページ等に掲載（個人又は個人事業主を除く。）する。ただし、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。
なお、交付決定等（事業者名、補助金交付決定額等）の内容は、国のgBizINFO（ジービズインフォ）においてオープンデータとして原則公開される。（法人番号のない者（個人事業主）を除く。）
ジービズインフォ：https://info.gbiz.go.jp/

5－10. 個人情報の取得と利用について

1. 個人情報の取得について

SIIは、執行する令和7年度補正　省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金（以下、「本事業」という。）の実施のため、以下「2.」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得する。これらの取得した情報を、「3.」に記載する利用目的で利用し、「5.」に記載する範囲・目的で提供することに、申請者は同意するものとする。
SIIの個人情報保護方針は以下を確認すること。
https://sii.or.jp/privacy/

2. 取得する情報

SIIは、本事業の実施期間に以下の情報を取得する。
① 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報等の補助事業者情報
② エネルギー消費量（計画値、実績値）、発電量、売電量、買電量等のエネルギー使用情報
③ 製品名、型番、性能値等の設備情報
④ その他、本事業に必要な情報

なお、申請者等がSIIに提供する上記の情報に、申請者等が自ら取得した個人情報が含まれる場合、SIIへの提供およびSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとする。

3. 利用目的

SIIは「2.」で取得した情報を以下の目的で利用する。
① 本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握等
② 省エネルギー効果の計算・把握等
③ SIIの各種情報案内、アンケート・調査等の実施
④ その他、本事業の運営に必要な業務

4. 第三者への提供について

SIIは「2.」で取得した情報を、以下の場合および「5.」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行わない。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、本人に同意を得たものに限る。

① 法令により提供を求められた場合
② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

5. 本事業における提供先及び提供情報について

本事業では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに（※1）提供する。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行う。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国	• 本事業の申請状況・効果分析 • その他省エネ・省CO2に資する調査・研究	2. ①②③④	メール、Webストレージ	
一般	• 交付決定事業者名（法人のみ）、事業内容、交付決定金額の確認	事業名、事業者名（法人のみ）、交付決定金額	SIIホームページへの掲載	公開情報に直接的な個人情報は含まない。
学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人	• 学術・研究・調査・商品/サービス開発	2. ①の住所のうち、市区町村まで、②	SIIホームページ	提供先の会社名、連絡先を取得したうえで、利用目的を明示し、同意を取得した方のみ
経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関	• 効果的な政策立案及び政策の効果検証（EBPM）	2. ①②③④	メール、Webストレージ	

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う
※2 「9.」に示す外部委託先は提供先として扱わない

6. 匿名加工情報の提供について

本事業では、SIIのホームページ等で省エネルギー分野における技術やサービスのさらなる向上に寄与することを目的として、「2.」で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、外部へ提供する場合がある。
提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得する。SIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下を確認すること。
https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html

7. 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがある。

8. 共同利用

取得した「2.」の情報は、「3.」の利用目的で、本事業体を構成するDNPと共同利用する。
DNPの個人情報保護方針は以下を確認すること。
https://www.dnp.co.jp/privacy/

9. 外部委託

SIIは「2.」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがある。委託会社等に対しては、適切な管理および保護を行う。

10. 開示請求等について

SIIが保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応する。手続きは下記の相談窓口まで連絡すること。ご請求内容を確認のうえ、対応する。

＜相談窓口＞
一般社団法人環境共創イニシアチブ
個人情報取扱管理担当
p-support@sii.or.jp

6. 事業の実施

6. 事業の実施

6－1. 補助事業の開始

- 補助事業に係る契約・発注等は交付決定後に行うこと。
 （交付決定前に既に発注等を完了させた事業については、補助金の交付対象とはならない。）
 ※交付決定前に既存設備の事前撤去を行わざるを得ない場合は、公募開始前の撤去ではないことの証明として、申請書番号と撮影日を記載したA3用紙と既存設備が写った写真及び撮影位置を記載した図面等を必ず用意しておくこと。
- 補助事業者は、事業の実施に当たって、3者以上の見積依頼・競争入札等を実施し、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を選定すること。競争入札等によることが困難又は不適当である場合（導入設備が（特許技術を含む等の）特別仕様であり、販売会社が1者しか存在しない場合等）を除き、原則3者以上の競争により決定すること。
 ※3者以上の見積依頼・競争入札については、1次公募の公募要領の公開日（2026年3月25日（水））以降の発行日であれば、交付決定前の実施も有効とする。
 ※原則、オーダーメイド型設備については、特定メーカー又は機種を指定しての見積依頼・競争入札等を行わないこと（仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定されてしまう場合を含む。）。
 ※見積依頼先に同一資本関係にある法人（関係会社等）が含まれる場合は、必ず同一資本関係にない法人2者以上から見積書を取得すること。

6－2. 交付決定後の計画変更等

- 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめSIIの変更承認を得ること。
- 計画変更等についてSIIの承認を得ることなく、当初の事業内容と異なる事業を行っていた場合、補助金の支払いが認められない場合がある。
- 補助事業者は、補助事業の実施中に事業内容や計画を変更しようとする場合は、あらかじめSIIに報告し、その指示に従うこと。また、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIへ報告を行うこと。
- 補助事業の目的に沿わない変更等については、承認されない場合があるため、留意すること。

変更する内容	手続書類の名称	備考
① 補助事業の内容を変更したいとき	補助事業計画変更承認申請書	補助対象設備の仕様、数量、金額等を変更しようとするとき
② 事業完了が遅れると見込まれるとき	補助事業事故報告書	速やかにSIIへ報告すること
③ 代表者が変わるとき	補助事業者情報変更届	速やかにSIIへ報告すること
④ 事業者名が変わるとき		
⑤ 住所が変わるとき		

6－3. 中間報告

補助事業者は、SIIが別に定める期日までに、以下の手続きを行うこと。

① 着工前写真の提出

補助事業者は、既存設備写真等をSIIに提出すること。

② 補助金振込口座の登録

補助事業者は、補助事業ポータル上で補助金振込口座の登録を行うこと。

※補助事業ポータルへの登録に当たっては、正確な情報を入力するよう留意すること。

6－4. 中間検査

SIIは、必要に応じて事業期間中に現地調査を含む中間検査を行うことがある。

6－5. 概算払請求書及び年度末実績報告

複数年度事業を実施する補助事業者は、SIIが別に定める期日までに、以下の手続きを行うこと。

① 概算払請求書

補助事業者は、最終年度を除き各年度3月末までに必要な補助対象経費を、SIIが定める期日までに概算払請求書に記載のうえで報告すること。SIIは概算払請求書の審査を行い、概算払いを行う。

※各年度に実施した工事等の検収及びそれに係る補助対象経費の支払いを、各年度内に完了させる必要がある。そのため、特に初年度においては、交付決定の時期を十分に加味し、事業を計画すること。

② 年度末実績報告

補助事業者は、補助事業が各年度内に終了しなかったときは、翌年度の4月10日までに年度末実績報告書を提出すること。SIIは、年度末実績報告書を受理した後、確認検査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確認書により補助事業者に通知する。

※確認の結果、交付済みの補助金の額と差額が発生した場合、SIIは補助事業者に対し補助金の返還を求める。

6－6. 実績報告及び補助金の確定

① 補助事業の完了

- 補助事業者が、導入された省エネルギー設備等を検収及び調達先等に対して補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とする。
- 補助事業者は、最終年度の1月末までに補助事業を完了させること。
- 支払条件は、金融機関による振込とすること（割賦払いや手形払い等は不可）。

② 実績報告及び補助金の確定

- 補助事業者は、事業完了日から30日以内又は最終年度に属する2月5日のいずれか早い日までに、実績報告書及び補助事業の実施体制に関する資料をSIIに提出すること。

※補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）をしている場合については、契約先の事業者名、住所、補助事業者との契約関係、契約金額及び契約内容を記述した資料を提出すること。

- SIIは、実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者に通知する。

※申請どおりの省エネルギー量等が得られないことが明らかになった場合、補助金の支払いを行わない。実績報告時に行う省エネルギー量等の報告は、原則として1か月以上の実績データにより算出すること。

※申請どおりの設備が設置されていない場合、補助金の支払いを行わない。

※補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達分（工事等を含む）がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を除した額を補助対象経費の実績額とする。

6－7. 精算払請求書及び補助金の支払い

- 最終年度において、補助事業者はSIIから確定通知書を受理した後、精算払請求書をSIIに提出する。
- SIIは、補助事業者から精算払請求書を受理した後、補助事業者に補助金を交付する。

6－8. 取得財産等の管理

- 補助事業者は、補助事業の完了後においても、本事業により取得した補助対象設備を、SIIが交付規程で定める取得財産等管理台帳に記載のうえ、善良な管理者の注意をもってその設備等を管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- 取得財産等を処分制限期間内に処分しようとするときは、補助事業財産処分承認申請書を提出のうえ、あらかじめSIIの承認を受けなければならない。その場合、補助金の返還が発生する場合がある。

6－9. 成果報告

補助事業者は、事業完了日からエネルギー使用量等のデータを取得し、成果報告として、翌年度4月～3月の省エネルギー実績を翌々年度5月末日までにSIIへ報告すること。

※成果報告時の省エネルギー量等の実績が、交付決定時の計画値に対して未達の場合や、データを取得していなかった場合は、支払い済みの補助金が返還となる場合がある。

※交付申請時に原単位改善率の効果で交付決定を受けた場合は、原則、補助事業完了後5年以内に、生産量の増加及び計画原単位改善率を達成すること。

※（Ⅳ）エネルギー需要最適化型は、省エネ量、省エネ推進体制、実施した省エネ対策を1年目、2年目それぞれでSIIが定める期日までに報告すること。

※導入した補助対象設備等に関する使用状況やその設備導入による事業効果等について、国又はSIIが調査を実施する場合、必ず協力すること。

6－10. 交付決定の取消し、罰則等

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- 補助金適正化法第17条第2項の規定による交付決定の取消し。
- 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

7. 資料

【付録】原油換算係数表

➢ 原油換算係数表（1）

※エネルギー使用量は、原則以下の省エネ法改正後の換算係数を用いて熱量換算し、その合計を原油換算すること。

※省エネルギー率、省エネルギー量、エネルギー消費原単位については、「エネルギー使用量の原油換算表」に基づいて算出すること。

⇒詳細はSIIホームページに掲載の「交付申請の手引き（Ⅰ）工場・事業場型（Ⅳ）エネルギー需要最適化型」を参照のこと。

【原油換算係数表（化石燃料）】

発熱量10（GJ）＝原油換算量0．258（kl）		
燃料名・量		発熱量（GJ）
原油	1kl	38．3
原油うちコンデンセート	1kl	34．8
揮発油	1kl	33．4
ナフサ	1kl	33．3
ジェット燃料油	1kl	36．3
灯油	1kl	36．5
軽油	1kl	38．0
A重油	1kl	38．9
B・C重油	1kl	41．8
石油アスファルト	1トン	40．0
石油コークス	1トン	34．1
液化石油ガス（LPG）	1トン	50．1
石油系炭化水素ガス	千m3	46．1
液化天然ガス（LNG）（窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。）	1トン	54．7
その他可燃性天然ガス	千m3	38．4
輸入原料炭	1トン	28．7
コークス用原料炭	1トン	28．9
吹込用原料炭	1トン	28．3
輸入一般炭	1トン	26．1
国産一般炭	1トン	24．2
輸入無煙炭	1トン	27．8
石炭コークス	1トン	29．0
コールタール	1トン	37．3
コークス炉ガス	千m3	18．4
高炉ガス	千m3	3．23
発電用高炉ガス	千m3	3．45
転炉ガス	千m3	7．53
都市ガスの熱量については都市ガス会社に確認すること。		

【原油換算係数表（電気）】

発熱量10（GJ）＝原油換算量0．258（kl）		
電気の量		発熱量(GJ)
買電	1千kWh	8．64

＜次ページに原油換算表（非化石燃料）、（熱）＞

【付録】 原油換算係数表

➢ 原油換算係数表（2）

【原油換算係数表（非化石燃料）】

発熱量10（GJ）＝原油換算量0．258（kl）		
燃料名・量		発熱量（GJ）
黒液	1トン	13．6
木材	1トン	13．2
木質廃材	1トン	17．1
バイオエタノール	1kl	23．4
バイオディーゼル	1kl	35．6
バイオガス	千m3	21．2
その他バイオマス	1トン	13．2
RDF	1トン	18．0
RPF	1トン	26．9
廃タイヤ	1トン	33．2
廃プラスチック	1トン	29．3
廃油	1kl	40．2
廃棄物ガス	千m3	21．2
混合廃材	1トン	17．1
水素	1トン	142
アンモニア	1トン	22．5

【原油換算係数表（熱）】

発熱量10（GJ）＝原油換算量0．258（kl）		
熱の種類・量		発熱量（GJ）
産業用蒸気	1GJ	1．17
産業用以外の蒸気	1GJ	1．19
温水	1GJ	1．19
冷水	1GJ	1．19

※ 上記の換算係数表は、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」より抜粋。

別表１　（Ｉ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

7．資料

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

以下の設備区分毎の補助対象となる設備の基準値は、下表のとおりとする

ユーティリティ設備

① 高効率空調（業務・産業用エアコン等）

➢ **対象設備の基準値（1／3）**

種別	性能区分		定格冷房能力（kW）	〈参考〉能力クラス	基準値 APF 2006
1-1.電気式パッケージエアコン（業務用エアコン）	店舗用（複数組み合わせ形のもの及び下記以外のもの）	4方向カセット形	3.6	40形	6.3以上
			4.0	45形	6.2以上
			4.5	50形	6.2以上
			5.0	56形	6.1以上
			5.6	63形	6.1以上
			7.1	80形	6.0以上
			10.0	112形	6.3以上
			12.5	140形	6.0以上
			14.0	160形	5.8以上
			20.0	224形	5.4以上
			25.0	280形	5.0以上
		4方向カセット形以外	3.6	40形	5.4以上
			4.0	45形	5.2以上
			4.5	50形	5.2以上
			5.0	56形	5.1以上
			5.6	63形	5.1以上
			7.1	80形	5.0以上
			10.0	112形	5.4以上
			12.5	140形	5.0以上
			14.0	160形	4.9以上
			20.0	224形	4.5以上
			25.0	280形	4.2以上
	ビル用（マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの） ※「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。		8.0	80形	6.0以上
			10.0	100形	6.0以上
			11.2	112形	5.8以上
			14.0	140形	5.5以上
			16.0	160形	5.2以上
			20.0	200形	6.0以上
			22.4	224形	5.8以上
			25.0	250形	5.6以上
			28.0	280形	5.4以上
			30.0	300形	5.2以上
			33.5	335形	5.0以上
			40.0	400形	5.0以上
			45.0	450形	4.8以上
			50.0	500形	4.6以上
			50.4	504形	4.5以上
	設備用（室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの） ※「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。	直吹き形	20.0	224形	5.0以上
			25.0	280形	5.0以上
		ダクト形	20.0	224形	4.8以上
			25.0	280形	4.8以上

＜備考＞

1. 寒冷地仕様については、性能区分毎の基準エネルギー消費効率に係数（店舗用・ビル用・設備用：0.9）を乗じた数値を満たしていれば、補助対象とする。
2. ハイブリッド空調の室外機マルチ形については、ガスヒートポンプエアコンと電気式パッケージエアコンそれぞれの基準値を満たすこと。
3. ハイブリッド空調の室外機一体形については、ガスヒートポンプエアコンの基準値を満たすこと。
4. 各性能区分の定格冷房能力において、最小の能力未満の設備については、最小の能力における基準値を満たすこと。最大の能力超える設備については対象外とする。なお、室外機を連結して導入する場合は、連結前の室外機がそれぞれ基準値を満たしていれば、補助対象とする。
5. 区分間の定格冷房能力を有する設備については、その下の能力における基準値を満たすこと。
 例）ビル用　定格冷房能力18.0kWの設備→16.0kWの基準値（5.2）を満たすこと
 その他、詳細はトップランナー制度「エアコンディショナー　目標年度が2015年度以降の各年度のもの【業務用】」に準ずる。

■その他の注意事項

- 水冷式は、トップランナー基準がないため補助対象外とする。
- 店舗用の床置き形は、「店舗用・4方向カセット形以外」の基準を満たすこと。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

７．資料

別表1　（Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

➢ 対象設備の基準値（2／3）　（つづき）

種別	性能区分	基準値 APFp
1-2.ガスヒートポンプエアコン	冷房能力が7.1kW超 28kW未満	1.19 以上
	冷房能力が28kW以上 35.5kW未満	1.32 以上
	冷房能力が35.5kW以上 45kW未満	1.46 以上
	冷房能力が45kW以上 56kW未満	1.70 以上
	冷房能力が56kW以上 71kW未満	1.80 以上
	冷房能力が71kW以上 85kW未満	1.70 以上
	冷房能力が85kW以上	1.75 以上

＜備考＞

1. 期間成績係数〈APFp〉については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。
2. ハイブリッド空調の室外機マルチ形については、ガスヒートポンプエアコンと電気式パッケージエアコンそれぞれの基準値を満たすこと。
3. ハイブリッド空調の室外機一体形については、ガスヒートポンプエアコンの基準値を満たすこと。
4. GHPチラーとして導入する場合は、定格冷房能力を定格ガス消費量（高位発熱量基準）で除して得た数値が1.0以上のものに限る。

■その他の注意事項

- APFp2015の製品カタログ記載値が基準を満たすこと（GHPチラーを除く）。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

種別	性能区分	基準値
1-3.チリングユニット	空冷式　※1	3.0 以上　※1
	水冷式　※2	3.8 以上　※2

＜備考＞

※1 冷水または冷温水を供給する空冷式のチリングユニット（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。

※2 冷水を供給する水冷式のチリングユニット（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.8以上のものに限る。

■その他の注意事項

- 空調以外の目的（産業プロセスにおける冷却用途）で使用する場合も、空調の温度条件（JISB 8613：2019）で計算した性能値が基準を満たすこと。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

➢ 対象設備の基準値（3／3） （つづき）

種別	性能区分	基準値
1-4.吸収式冷凍機	吸収冷凍機	1.38以上 ※1
	吸収冷温水機	1.21以上 ※2
	廃熱投入型吸収冷凍機（ジェネリンク）	1.38以上 ※3
	廃熱投入型吸収冷温水機（ジェネリンク）	1.21以上 ※4

＜備考＞

※1 空気調和用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、定格消費熱電効率（JIS B 8622 に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。）が1.38以上のものに限る。

※2 空気調和用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、冷房時の定格消費熱電効率が1.21以上のものに限る。

※3 冷凍機であって、廃熱により吸収液の予熱又は冷媒の再生を行う機構を有するもののうち、定格消費熱電効率が1.38以上のものに限る。

※4 冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するもののうち、冷房時の定格消費熱電効率が1.21以上のものに限る。（定格消費熱電効率：JIS B 8622 で成績係数（COP）として記載されているもののことである）

■その他の注意事項

- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件（JIS等）で計算した性能値が基準を満たすこと。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

種別	基準値
1-5.ターボ冷凍機	IPLV 7.0以上 ※

＜備考＞

※ 空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、期間成績係数（JIS B 8621 に基づいて算出された数値をいう。）が7.0以上のものに限る。

■その他の注意事項

- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件（JIS等）で計算した性能値が基準を満たすこと。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

② 産業ヒートポンプ

➢ 対象設備の基準値（1／3）

種別	熱源	方式	測定条件		基準値
			温水出口温度 （ΔT：温水入出口温度差）	外気温度	COP
2-1.空冷ヒートポンプチラー （温水利用）	空気熱源	循環式	45℃ （ΔT：7℃）	乾球温度：7℃DB 湿球温度：6℃WB	3.00

＜備考＞

※1 温水最高出口温度が45℃以上65℃未満の製品で、表に示す測定条件において、COPが基準値を満たすこと。

※2 COP：測定条件におけるエネルギー消費効率（加熱能力）/（消費電力）

種別	熱源	方式	測定条件		加熱能力	基準値
			温水出口温度 （ΔT：温水入出口温度差）	外気温度		COP
2-2.循環加温式 ヒートポンプ	空気熱源	循環式	60℃以上65℃以下 （ΔT：3℃以上7℃以下）	①[中間期] 乾球温度：16℃DB 湿球温度：12℃WB	10kW以下	2.15
					10kW超	3.09
				②[夏期] 乾球温度：25℃DB 湿球温度：21℃WB	10kW以下	2.50
					10kW超	3.09
				③[冬期] 乾球温度：7℃DB 湿球温度：6℃WB	10kW以下	2.00
					10kW超	2.10

＜備考＞

※　温水最高出口温度が60℃以上の製品で、表に示す①～③のいずれかの測定条件において、COPが基準値を満たすこと。

７．資料

別表1　（Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

➢ 対象設備の基準値（2／3）　（つづき）

種別	熱源	方式	測定条件		加熱能力	基準値
			温水出口温度 （ΔT:温水入出口温度差）	熱源水入口温度 ／外気温度		COP
2-3.温水ヒートポンプ（熱回収・水・空気熱源）	水熱源	循環式	45℃以上65℃未満 （ΔT:5℃以上10℃以下）	12℃以上22℃未満	100kW以下	4.27
					100kW超	3.79
			65℃以上75℃未満 （ΔT:5℃以上10℃以下）	0℃以下	ー	2.75
				12℃以上22℃未満	100kW以下	2.88
					100kW超	3.19
			75℃以上90℃未満 （ΔT:5℃以上10℃以下）	12℃以上22℃未満	ー	2.20
				30℃以上40℃未満	ー	3.38
			90℃以上 （ΔT:5℃以上10℃以下）	12℃以上22℃未満	ー	2.74
				50℃以上	ー	4.00
		一過式	65℃以上75℃未満 （ΔT:48℃以上）	12℃以上22℃未満	ー	4.23
				50℃以上	ー	10.19
			75℃以上90℃未満 （ΔT:48℃以上）	30℃以上40℃未満	ー	3.68
	水・空気両熱源	循環式	45℃以上65℃未満 （ΔT:5℃以上10℃以下）	5℃以上12℃未満	ー	2.40
			75℃以上90℃未満 （ΔT:5℃以上10℃以下）	12℃以上22℃未満	ー	2.02
		一過式	65℃以上75℃未満 （ΔT:48℃以上）	12℃以上22℃未満	ー	3.96
	空気熱源	一過式	75℃以上90℃未満 （ΔT:48℃以上）	［中間期］ 乾球温度:16℃DB 湿球温度:12℃WB	ー	3.45

＜備考＞

※1 温水最高出口温度が45℃以上の製品で、表に示す測定条件において、COPが基準値を満たすこと。

※2 冷温同時取出し機能を有する製品は、測定条件下における加熱能力と冷却能力の合算値を消費電力で除した値が基準値を満たすこと。

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

➢ 対象設備の基準値（3／3） （つづき）

種別	熱源	方式	測定条件		基準値
			熱風供給温度	その他測定条件	COP
2-4.熱風ヒートポンプ ※	空気熱源	一過式	80℃以上100℃未満 空気入口温度：20℃	外気温度 乾球温度　25℃DB 相対湿度　70RH%	3.50
	水熱源	一過式	80℃以上100℃未満 空気入口温度：20℃	熱源水入口温度：30℃ 熱源水入出口温度差：5℃	3.44
		循環式	60℃ 空気入口温度：50℃	熱源水入口温度：30℃ 熱源水入出口温度差：5℃	3.50

＜備考＞

※　熱風最高供給温度が80℃以上の製品で、表に示す測定条件において、COPが基準値を満たすこと。

種別	熱源	方式	測定条件		基準値
			蒸気供給温度	熱源水入口温度	COP
2-5.蒸気発生ヒートポンプ　※	水熱源	一過式	120℃以上150℃未満	65℃以上	3.50
			150℃以上165℃未満	90℃	3.00
			165℃以上	70℃	2.46

＜備考＞

※　蒸気最高供給温度が120℃以上の製品で、表の測定条件において、COPが基準値を満たすこと。

種別	性能区分	基準値
		COP
2-6.施設園芸用ヒートポンプ　※	空冷式（直膨式に限る）	3.00 以上

＜備考＞

※　施設園芸用途仕様（温度範囲：設定温度が10～25℃の範囲を含み、室内機が耐湿性、耐候性を有している）を備えた空冷式のもの。COPは標準条件と低温条件の平均で加味するが、低温条件のみの暖房COPでも代用できるものとする。
なお、室内機の送風機が圧力型の場合、暖房COPに0.2を加算できるものとする。

■その他の注意事項

・　基準値達成確認のため、性能区分の温度条件で計算したCOPが記載された製品カタログや仕様書を必ず添付すること。

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

③ 業務用給湯器

➢ 対象設備の基準値

種別	熱源	方式	加熱能力※2	基準値
				年間加熱効率 ※3
3-1.業務用ヒートポンプ給湯器 ※1	空気熱源	一過式	20kW以下	4.0
			20kW超	3.5

＜備考＞

※1 温水最高出口温度が65℃以上の製品で、表に示す測定条件において年間加熱効率※が基準値を満たすこと。

※2 （中間期：乾球温度：16℃DB 湿球温度：12℃WB）

※3 年間加熱効率：JRA4060にて規定する年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率

※ ハイブリッド給湯器（ヒートポンプユニットと潜熱回収型給湯器で構成されているもの）については、業務用ヒートポンプ給湯器と潜熱回収型給湯器それぞれの基準を満たしていること。

種別	基準値
3-2.潜熱回収型給湯器（ガス・石油） ※1	94%以上 ※1

＜備考＞

※1 燃焼ガス中の顕熱を回収する熱交換器及び燃焼ガス中の水蒸気が持つ潜熱を回収するための熱交換器を有する装置であり、性能基準給湯熱効率（定格）が94%以上（高位発熱量基準）であること。

※ ハイブリッド給湯器（ヒートポンプユニットと潜熱回収型給湯器で構成されているもの）については、業務用ヒートポンプ給湯器と潜熱回収型給湯器それぞれの基準を満たしていること。

④ 高性能ボイラ

➢ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値
		ボイラ効率
4-1.蒸気ボイラ ※1	-	95%以上 ※1
4-2.温水ボイラ ※2	-	95%以上 ※2

＜備考＞

※1 ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して水蒸気を発生させ、その蒸気を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ ― 熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上（低位発熱量基準）であること。

※2 ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して温水を発生させ、その温水を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ ― 熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上（低位発熱量基準）であること。又は、JIS B 8417真空式温水発生機とJIS B 8418無圧式温水発生機における熱効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出された熱効率が95%以上（低位発熱量基準）であること。

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑤ 高効率コージェネレーション

➢ **対象設備の基準値**

種別	基準値（次のいずれかを満たすこと）	
	総合効率	発電効率
5-1.高効率コージェネレーション	82% 以上	41% 以上

＜備考＞

※ ガス・石油等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給システムのうち、JIS B 8121 コージェネレーションシステムに準じて算出された総合効率又は発電効率（発電端）いずれかの基準を満たすこと（低位発熱量基準）。

■その他の注意事項

・ コージェネレーション設備によって生産された電力と熱を、全て自家消費するものを補助対象とする。

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑥ 低炭素工業炉

➢ **対象設備の基準値**

種別	性能区分		基準値
			炉効率 ※
6-1.燃焼式	加熱炉	連続式	40% 以上
		バッチ式	20% 以上
	熱処理炉	連続式	40% 以上
		バッチ式	20% 以上
	溶解炉	連続式	30% 以上
		バッチ式	30% 以上
	塗装乾燥炉	連続式	15% 以上
		バッチ式	10% 以上
6-2.抵抗加熱式	加熱炉	連続式	60% 以上
		バッチ式	50% 以上
	熱処理炉	連続式	30% 以上
		バッチ式	20% 以上
	溶解炉	連続式	60% 以上
		バッチ式	60% 以上
	塗装乾燥炉	連続式	15% 以上
		バッチ式	10% 以上
6-3.誘導加熱式	加熱炉	連続式	60% 以上
		バッチ式	45% 以上
	熱処理炉	連続式	55% 以上
		バッチ式	40% 以上
	溶解炉	連続式	60% 以上
		バッチ式	60% 以上
	塗装乾燥炉	連続式	15% 以上
		バッチ式	10% 以上
6-4.その他電気加熱式	塗装乾燥炉	連続式	15% 以上
		バッチ式	10% 以上

＜備考＞

※ 炉効率は、被加熱物の持ち去る熱量（含熱量）÷総投入熱量×100 から算出する。ただし、循環熱は投入熱量から除く。
ハイブリッド方式の場合は、主たる種別の基準値（炉効率）に準じて評価する。なお、「主たる種別」とは、供給熱に対するエネルギー消費量（原油換算：一次エネルギー換算評価）が多い種別とする。

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑦ 変圧器

➢ **対象設備の基準値**

種別	性能区分			基準(エネルギー消費効率)達成率
7-1.油入変圧器 ※絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。	単相	50Hz	500kVA以下	105％以上
		60Hz	500kVA以下	
	三相	50Hz	500kVA以下	
			500kVA超	
		60Hz	500kVA以下	
			500kVA超	
7-2.モールド変圧器 ※樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。	単相	50Hz	500kVA以下	
		60Hz	500kVA以下	
	三相	50Hz	500kVA以下	
			500kVA超	
		60Hz	500kVA以下	
			500kVA超	

＜備考＞

1. 定格一次電圧が600Vを超え、7,000V以下のものであって、かつ、交流の電路を使用する変圧器。ただし、以下のものを除く。
①絶縁材料としてガスを使用するもの、②H種絶縁材料を使用するもの、③スコット結線変圧器、④3以上の巻線を有するもの、⑤柱上変圧器、⑥単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの、⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2,000kVAを超えるもの、⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって、三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの、⑨定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの、⑩風冷式又は水冷式のもの。
2. エネルギー消費効率については、JIS C 4304及びJIS C 4306に規定する測定方法により測定した無負荷損（W）及び負荷損（W）から得られる全損失（W）とする。
3. JIS C 4304 及びJIS C 4306 に規定する標準仕様状態で使用しない変圧器については、表内の区分毎に油入変圧器は1.10を、モールド変圧器は1.05を、それぞれ算定式に乗じた値を目標基準値とする。

その他、詳細はトップランナー制度「変圧器　目標年度が2026年度以降の各年度のもの」に準ずる。

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑧ 冷凍冷蔵設備

➢ 対象設備の基準値（1／3）

種別	性能区分		基準値
			2016年省エネ基準達成率
8-1.電気冷蔵庫	冷蔵庫	縦型※1	100％以上
		横型※2	
	冷凍冷蔵庫	縦型※1	
		横型※2	
8-2.電気冷凍庫	冷凍庫	縦型※1	
		横型※2	

＜備考＞

※ インバータを搭載しているものを対象とする。

※ トップランナー制度で規定された代替フロン以外のグリーン冷媒（HFO混合冷媒も含む）を使用する製品である場合も対象とする。ただし、その他トップランナー基準の全ての規定に準じること。

※1「縦型」とはJIS B 8630（2009）に規定する外形寸法に基づく高さ（以下「外形高さ寸法」という。）（単位ミリメートル）が1000ミリメートル超の機器であって前開き形のものをいう。

※2「横型」とは、外形高さ寸法が、1000ミリメートル以下の機器であって前開き形のものをいう。

■その他の注意事項

・ 詳細はトップランナー制度「電気冷蔵庫 目標年度が2016年度以降の各年度のもの【業務用冷蔵庫】」、「電気冷凍庫 目標年度が2016年度以降の各年度のもの【業務用冷凍庫】」に準ずる。

・ 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

７．資料

別表1　（Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

➢ 対象設備の基準値（2／3）　（つづき）

種別	性能区分						基準値
	外気の遮断	形状	温度帯		冷却方式	扉の形態	2020年省エネ基準達成率
8-3.冷凍機内蔵形ショーケース	クローズドタイプ	箱形	冷蔵		冷気強制循環形	スイング　※3 スライド　※4	100％以上
		四面・五面ガラス式				スイング　※3	
		リーチイン（冷凍機が下置きのもの）				スライド　※4	
			冷凍			スイング　※3	
		ガラストップ式			冷気自然対流形	スライド　※4	
					冷気強制循環形		
	オープンタイプ	多段形（天井吹出形）（薄形）※1	冷蔵	中温	冷気強制循環形	－	
				高温			
		平形（片面）※2		低温			
				中温			
			冷凍	低温			
				中温			

＜備考＞

※1「薄形」とは、JIS B8631―1（2011）に規定する最大外形寸法に基づく奥行き（以下「製品奥行き寸法」という。）（単位ミリメートル）が800ミリメートル未満のものをいう。

※2「片面」とは、JIS B8631―1（2011）に規定する陳列室を一つのみ有するものをいう。

※3「スイング」とは、扉の一辺に回転軸を有し、その軸を中心に回動させて開閉する扉の形態をいう。

※4「スライド」とは、レールに沿って扉設置面に対し平行に移動させて開閉する扉の形態をいう。

■その他の注意事項

- 詳細はトップランナー制度「ショーケース（目標年度が2020年度以降の各年度のもの）」に準ずる。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

➢ 対象設備の基準値（3／3） （つづき）

種別	性能区分	基準値
	蒸発温度/庫内温度 ※2	成績係数 ※3
8-4.コンデンシングユニット ※1	蒸発温度 -10℃	1.33以上
	蒸発温度 -40℃	0.57以上
8-5.冷凍冷蔵ユニット ※1	庫内温度 10℃以上	1.30以上
	庫内温度 5℃	1.23以上
	庫内温度 0℃	1.17以上
	庫内温度 -20℃	0.62以上
	庫内温度 -25℃	0.60以上

＜備考＞

※1 JIS B 8623:2019における試験方法で規定もしくは測定された、容積形圧縮機と水冷式又は空冷式（リモート式を含む）凝縮器並びに受液器などの附属機器からなるコンデンシングユニット及び、コンデンシングユニットの派生製品であって、JRA 4029：2020（附属書 C）における試験方法で規定もしくは測定された冷凍冷蔵ユニットで、インバーター方式又は、5段階以上の容量制御が可能であること。但し、JISB8623:2019及び、JRA 4029：2020に記載されていない冷媒機器は、2018年度までに出荷したものまでは補助対象とする。

※2 複数の性能区分に対応する設備の場合は、基準値を満たすいずれかの区分での申請であること。

※3 各蒸発温度（吸い込み圧力に対する飽和温度）又は庫内温度における、冷凍能力を消費電力で除して算出した数値。

■その他の注意事項

・ 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑨ 産業用モータ

➢ 対象設備の基準値

種別	性能区分		基準値※1		
			2極	4極	6極
9-1. 産業用モータ※2 ※3 ※4 ※5（産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機）	60Hz	0.75kW	77.0%	85.5%	82.5%
		1.1kW	84.0%	86.5%	87.5%
		1.5kW	85.5%	86.5%	88.5%
		2.2kW	86.5%	89.5%	89.5%
		3.7kW	88.5%	89.5%	89.5%
		5.5kW	89.5%	91.7%	91.0%
		7.5kW	90.2%	91.7%	91.0%
		11kW	91.0%	92.4%	91.7%
		15kW	91.0%	93.0%	91.7%
		18.5kW	91.7%	93.6%	93.0%
		22kW	91.7%	93.6%	93.0%
		30kW	92.4%	94.1%	94.1%
		37kW	93.0%	94.5%	94.1%
		45kW	93.6%	95.0%	94.5%
		55kW	93.6%	95.4%	94.5%
		75kW	94.1%	95.4%	95.0%
		90kW	95.0%	95.4%	95.0%
		110kW	95.0%	95.8%	95.8%
		150kW	95.4%	96.2%	95.8%
		185～375kW	95.8%	96.2%	95.8%
	50Hz	0.75kW	80.7%	82.5%	78.9%
		1.1kW	82.7%	84.1%	81.0%
		1.5kW	84.2%	85.3%	82.5%
		2.2kW	85.9%	86.7%	84.3%
		3kW	87.1%	87.7%	85.6%
		3.7kW	87.8%	88.4%	86.5%
		4kW	88.1%	88.6%	86.8%
		5.5kW	89.2%	89.6%	88.0%
		7.5kW	90.1%	90.4%	89.1%
		11kW	91.2%	91.4%	90.3%
		15kW	91.9%	92.1%	91.2%
		18.5kW	92.4%	92.6%	91.7%
		22kW	92.7%	93.0%	92.2%
		30kW	93.3%	93.6%	92.9%
		37kW	93.7%	93.9%	93.3%
		45kW	94.0%	94.2%	93.7%
		55kW	94.3%	94.6%	94.1%
		75kW	94.7%	95.0%	94.6%
		90kW	95.0%	95.2%	94.9%
		110kW	95.2%	95.4%	95.1%
		132kW	95.4%	95.6%	95.4%
		160kW	95.6%	95.8%	95.6%
		200～375kW	95.8%	96.0%	95.8%

＜備考＞

次ページ参照。

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

➢ 対象設備の基準値

＜備考＞

※1 効率は、JIS C 4034-2-1（IEC 60034-2-1）に規定する方法により測定した値とし、出力（入力－全損失）を入力（W）で除した値（%）とする。トップランナー対象外である高圧モータ・低圧防爆モータは、JEC-2110：2017 誘導機に規定する方法により算定した効率値を用いる。効率クラスは IEC 60034-30-1（JIS C 4034-30-1）（低圧／固定速）、IEC/TS 60034-30-2:2016（可変速）、IEC 60034-30-3:2024（高圧／固定速）に定義される区分による。

※2 インバータ制御により、省エネ化を図るものを対象とする。
（インバータ制御が一体となる設備であること、又はインバータを追加設置すること。なお、既設のインバータ設備を流用する場合は、対象外とする。）

※3 IECが定めたIE3以上のモータは、基準を満たしているとみなし補助対象とする。なお、高圧IE3モータ及び低圧・防爆IE3モータはモータ単体（インバータ駆動を行わない）更新も対象とする。高圧モータ・低圧防爆モータは JEC-2110 に規定する方法により算定した効率値を用いる。

※4 3定格（6定格）を含む場合の200V/60Hz（400V/60Hz）については、トップランナー基準を満たしていれば、IE3相当とみなし、補助対象とする。

※5 トップランナー制度対象外のモータ（低圧防爆モータ・高圧モータ）も上記内容に従い、IE3以上の効率を有する場合は、モータ単体（インバータ駆動を行わない）更新も補助対象とする。
（IE2相当以上の既設モータからの更新は対象外とする。）

■その他の注意事項

・ 詳細はトップランナー制度については「産業用モータ　目標年度が2015年度以降の各年度のもの」に準ずる。

種別	設備要件
9-2. インバータ	産業用モータに印加する電圧・周波数を制御し、モータの回転速度を制御するインバータ

＜備考＞

・ インバータを追加設置し、その制御によって省エネ化を図るものを対象とする。

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑩ 制御機能付きLED照明器具

➢ 対象設備の基準値

種別	基準値（照明器具について）	
	光源色	固有エネルギー消費効率
10-1.無線式調光制御設備	昼光色・昼白色・白色	100lm/W以上
	温白色・電球色	50lm/W以上
10-2.有線式調光制御設備	昼光色・昼白色・白色	100lm/W以上
	温白色・電球色	50lm/W以上
10-3.人感・明るさセンサ付調光制御設備	昼光色・昼白色・白色	100lm/W以上
	温白色・電球色	50lm/W以上

＜備考＞

※ 本事業における調光制御設備（無線式、有線式、人感・明るさセンサ付）の定義は以下のとおりとする。

1. 照明器具

照明器具は次による。

(1)電気用品安全法等の国内法規に準じたもの。

(2)商用電源により点灯するものに限る。但しコンセントより給電する照明器具は対象外とする。

(3)既設照明器具の改造を伴う場合は対象外とする。

(4)蛍光ランプ、白熱電球、放電ランプ、電球形LEDランプと互換性を有する口金をもつものは対象外とする。

2. 調光制御設備

原則、同一メーカーの連続調光照明器具と照明制御器の組合わせとするほか、次による。

2-1. 連続調光器具

調光制御システムと組み合わせる器具は、調光信号により出力を連続的に制御し、調光下限値を35％以下としたものとする。

2-2. 照明制御器

(1)照明制御器は、センサ、照明制御部等で構成し、センサからの情報及びあらかじめ設定された条件から照明器具の光出力又は点滅を制御できるものとする。

(2)調光信号を送出し、25台以上の照明器具を制御できるものとする。

2-3. 無線式

無線通信機器付照明器具と無線通信機能付照明制御機器の組合せにより制御するシステムとする。

2-4. 有線式

専用の調光信号線により、連続調光器具と照明制御器を接続し制御するシステムとする。

3. センサ

照明制御器のセンサおよびセンサ付き器具のセンサは、次による。

3-1. 明るさセンサ

明るさセンサが感知した光量に応じて調光できるものとする。

3-2. 人感センサ

(1)人感センサは、センサから直線距離2.5m以上検知できるものとする。

(2)減光時の光束は感知時の全光束に対しての比率で30％以下で設定されているものとする。

4. 制御

調光制御設備の導入に当たり、以下の制御の内、一つ以上の制御を採用すること。

(1)スケジュール制御

あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する。

(2)明るさセンサによる一定照度制御

明るさセンサからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する。

(3)在／不在調光制御

人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅又は調光制御する。なお、調光制御にあたっては、緩やかに調光できるものとする。

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

生産設備

➢ **対象設備の基準値**

生産設備における補助対象設備の基準は、下表のとおりとする。

項目	内容
1	2015年以降に販売が開始されたモデルであること。 （最新モデルである必要はないが、中古品は対象外である。）
2	生産性の向上に資するものの指標（エネルギー効率、生産効率※）が同一の製造事業者における一代前モデルと比較して年平均1％以上向上している設備であること。

＜年平均1％以上について＞

（例）登録製品型番販売開始年：2018年、同一製造事業者内の一代前モデル販売開始年：2015年の場合、生産性の向上に資するものの指標は3（2018－2015）％以上（年平均1％以上のため）向上している必要がある。

※ 指標として「生産効率」を選択する場合は、同一生産量を製造した際にエネルギー使用量が削減されていること。

➢ **補助対象となる種別**

上記基準を満たした以下設備のうち、次ページ以降に記載のある種別が対象となります。

⑪ 工作機械
⑫ プラスチック加工機械
⑬ プレス機械
⑭ 印刷機械
⑮ ダイカストマシン

上記設備毎の対象となる設備及び要件については、次ページ以降参照。

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑪ 工作機械

➢ **対象種別**

種別	設備要件
11-1.旋盤（ターニングセンタ含む）	JIS B 0105:2012に基づき旋盤又はターニングセンタに分類され、数値制御（NC）機能を有するもの
11-2.マシニングセンタ	JIS B 0105:2012に基づきマシニングセンタに分類されるもの
11-3.レーザ加工機	主にJIS B 0105:2012に規定するNo.13500～13503に該当し、ファイバーレーザ発振器又はDDL発振器を搭載するもの
11-4.フライス盤	JIS B 0105:2012に基づきフライス盤に分類され、数値制御（NC）機能を有するもの
11-5.研削盤	JIS B 0105:2012に基づき研削盤に分類され、数値制御（NC）機能を有するもの
11-6.歯車加工機	JIS B 0105:2012に基づき【i）歯切り盤及び歯車仕上げ盤】に分類され、数値制御（NC）機能を有するもの
11-7.放電加工機	JIS B 0105:2012に規定するNo.13100～13103に該当し、数値制御（NC）機能を有するもの
11-8.工程集約型加工機	2種類以上の工作機械の加工機能を1つに集約した工作機械（複合加工機や5軸制御マシニングセンタ等）

＜備考＞

- 油圧ユニットがインバータ方式もしくはアキュムレータ仕様のもの、又は油圧を使用していないもの、又は主軸モータに高効率モータ（駆動時にドライブ・アンプを用いて可変速駆動を図るものを含む）を使用しているもの。（11-3.レーザ加工機、11-8.工程集約型加工機を除く。）
- 制御装置等の単独導入は対象外。

＜高効率モータの基準値＞

次ページ参照。

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

➢ 高効率モータの基準値

項目	回転速度区分	基準値（主軸モータ） ※1 ※2
高効率モータ（工作機械の主軸モータに高効率モータを使用する場合）	～500min-1	70%以上
	～1,000min-1	75%以上
	～1,500min-1	80%以上
	～2,000min-1	80%以上
	～2,500min-1	85%以上
	～3,000min-1	85%以上
	～3,500min-1	90%以上
	～4,000min-1	90%以上
	～4,500min-1	95%以上
	～5,000min-1	85%以上
	～5,500min-1	80%以上
	～6,000min-1	80%以上
	6,001min-1～	80%以上

＜備考＞
※1 JIS C 4034-2-1:6.2現地試験又はルーチン試験に対する試験方法に記載の方法を参考に測定した数値を用い求めた効率。
※2 モータ負荷率は、100%として測定した値とする。

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑫ プラスチック加工機械

➢ 対象種別

種別	設備要件
12-1.射出成形機	JIS B 8650:2006に基づき射出成形機に分類されるもの
12-2.押出成形機	JIS B 8650:2006に基づき 押出成形機に分類されるもの これに付随してフィルム、シート、パイプ、ペレット、フィラメント、ヤーン等への成形、ラミネート加工、被覆、成形品の巻き取り等を行う装置を含む
12-3.ブロー成形機	JIS B 8650:2006に基づきブロー成形機に分類されるもの
12-4.真空・圧空成形機※	プラスチックのフィルム、シート、プレート等を加熱軟化、型にセットし、型との間を真空にする又は圧縮空気によって型に密着させて形を整え、冷却して成形するプラスチック加工機械

＜備考＞

※ 真空及び圧縮空気を併用する成形機も含む。

⑬ プレス機械

➢ 対象種別

種別	設備要件
13-1.サーボプレス	主にJIS B 0111:2017に規定する1059 機械サーボプレス、2037 液圧プレスに該当するもの
13-2.プレスブレーキ	主にJIS B 0111:2017に規定する 1048 機械式プレスブレーキ、2024 液圧プレスブレーキ、2025 油圧プレスブレーキ、2026 C型、油圧プレスブレーキ、2027 ストレートサイド形油圧プレスブレーキに該当するもの
13-3. パンチングプレス（レーザ複合機含む）	主にJIS B 0111:2017に規定する3004 タレットパンチプレス、3005 シングルパンチプレスに該当するもの(レーザ複合機を含むものも対象)

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑭ 印刷機械

➢ 対象種別

種別	設備要件
14-1.印刷機（有版）	印刷機械用語（2008）の印刷機械及び紙工機械のうち、 版を有するもの（産業用デジタル印刷機（電子写真印刷機）、 産業用デジタル印刷機（インクジェット印刷機）に該当しないもの）
14-2.デジタル枚葉印刷機	印刷機械用語（2008）の印刷機械及び紙工機械のうち、 産業用デジタル印刷機（電子写真印刷機）、 産業用デジタル印刷機（インクジェット印刷機）に該当する 枚葉印刷機で、B2サイズ以上のもの
14-3.連帳デジタル印刷機	印刷機械用語（2008）の印刷機械及び紙工機械のうち、 産業用デジタル印刷機（電子写真印刷機）、 産業用デジタル印刷機（インクジェット印刷機）に該当する 連帳印刷機

＜備考＞

1. 印刷機（有版）印刷版区分（オフセット）のBF輪転機、シールラベル印刷輪転機、菊全以上の枚葉印刷機、印刷版区分（凸版）の輪転機（フレキソ輪転機を除く）については、UV乾燥機能を有するものに限る。
 ※ A全印刷機は以下の①②③を共に満たす装置
 ①最大用紙サイズ（長辺）：長辺の長さが999㎜以下であること
 ②最大印刷領域：594×841㎜（A全）≦A全印刷機
 ③最大印刷寸法：A全印刷機の最大印刷寸法＜短辺（636㎜）、または、長辺（939㎜）
2. 大判プリンターは連長（ロール式）及び枚葉（フラットベット）方式共に対象外。
 ※ ただし、以下の①②を共に満たす大判プリンターについては、対象とする。
 ①最大用紙サイズ（短辺）：1300㎜以上（シートタイプ、ロールタイプ共に短辺が最大1300㎜以上のもの）
 ②下記の4タイプ「(a)(b)(c)(d)」いずれかのインクを使用するもの
 (a)UVインク、(b)ソルベントインク（UVソルベントインク含む）、(c)ラテックスインク、(d)昇華インク

別表1 （Ⅰ）型に係る指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表

⑮ ダイカストマシン

➢ 対象種別

種別	性能区分	設備要件
15-1.コールドチャンバー ※1	サーボ油圧ポンプ式	電動サーボモーター付き油圧ポンプにより、ダイカストマシンを作動、もしくは制御するもの
	電動稼働式	電動モーターにより、ダイカストマシンの型締部、射出部又は押出部のいずれかを作動、もしくは制御するもの
15-2.ホットチャンバー ※2	サーボ油圧ポンプ式	電動サーボモーター付き油圧ポンプにより、ダイカストマシンを作動、もしくは制御するもの
	電動稼働式	電動モーターにより、ダイカストマシンの型締部、射出部又は押出部のいずれかを作動、もしくは制御するもの

＜備考＞

※ ダイカストマシンとは、一般社団法人日本ダイカスト協会のダイカストの標準DCS T＜用語編＞に規定されるダイカストマシン（金型を締め付け、また、開くための型締部、溶湯を金型内に圧入するための射出部、製品を金型から押し出すための装置を備え、さらにこれらを作動、もしくは制御するための油圧装置、電気装置などをもつ鋳造機械）をいう。

※1 一般社団法人日本ダイカスト協会のダイカストの標準DCS T＜用語編＞に規定されるダイカストマシンのうち、加圧チャンバー室が溶湯の中にないもの。

※2 一般社団法人日本ダイカスト協会のダイカストの標準DCS T＜用語編＞に規定されるダイカストマシンのうち、加圧チャンバー室が溶湯の中にあるもの。

別表2　エネルギー需要最適化型におけるシステム機器要件

別表2　エネルギー需要最適化型におけるシステム機器要件

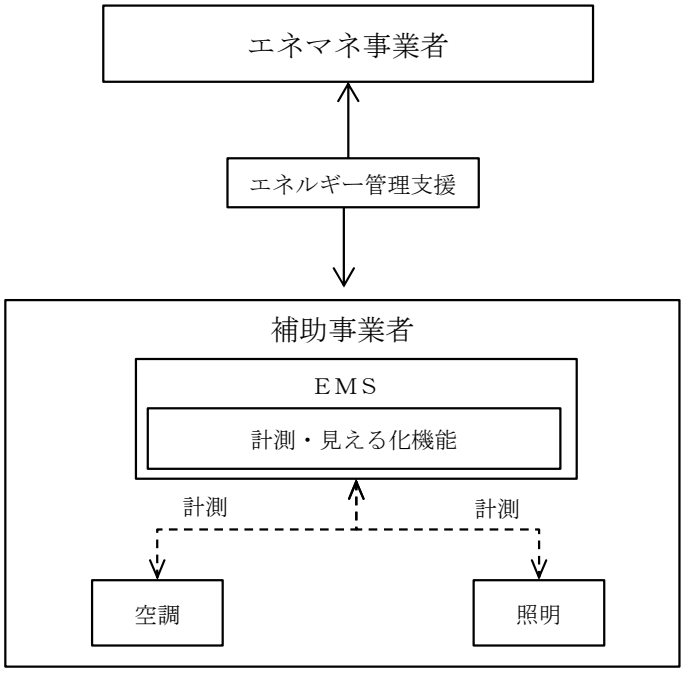
①-１ 見える化型ＥＭＳ（伴走型）（エネルギー管理支援を必要とする）のシステム要件

「①-１ 見える化型ＥＭＳ（伴走型）」は、以下の機能及び、自ら提供するエネルギー管理支援に必要な機能を有すること。分析・提案機能を備えていない「①-１ 見える化型ＥＭＳ（伴走型） 」を導入する場合は、エネマネ事業者による必ずエネルギー管理支援を行うこと。

区分	Ｎｏ.	項目	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測	• 補助対象設備及び事業者が自ら定める範囲について、設備単位又は工程・プロセス単位でのエネルギー消費量（及び運用改善に資するデータ）を計測できること。
	2	見える化	• 計測対象の設備又は工程・プロセスについて、ダッシュボード等、エネルギー消費量の変動内容を分析できる形で出力し、補助事業者にもエネルギー消費の変動状況がわかりやすい形で提示できること。 • 計測対象において、１カ月以内のエネルギー使用量を閲覧できること。 • 電力は事業者が自らが定めた計測範囲毎に３０分以内の使用量を閲覧できること。 • Ｗｅｂブラウザ経由での閲覧でも可とする。
	3	データ保存（※１）	• 計測対象について、エネルギー種別・設備ごとに３０分以内のエネルギー使用量データを１年間保存できること。

※1　センターシステムでの保存も可とする。

①-１見える化型ＥＭＳ（伴走型）のシステム構成例



別表2 エネルギー需要最適化型におけるシステム機器要件

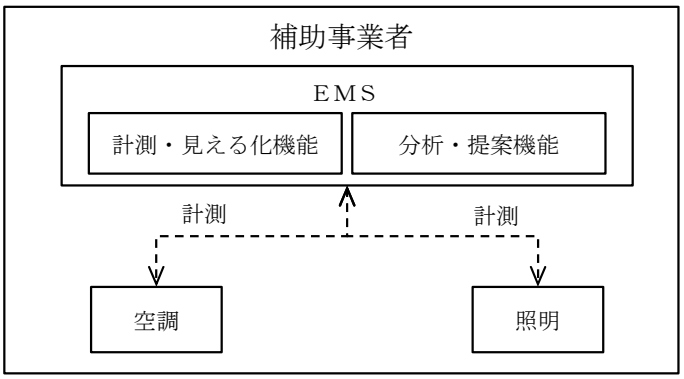
①-２ 見える化型ＥＭＳ（高機能型）（エネルギー管理支援を必要としない）のシステム要件

「①-２ 見える化型ＥＭＳ（高機能型）」は、以下の機能を有すること。
分析・提案機能を備えている「①-２ 見える化型ＥＭＳ（高機能型）」を導入する場合は、エネマネ事業者によるエネルギー管理支援は任意とする。

区分	Ｎｏ.	項目	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測	• 補助対象設備及び事業者が自ら定める範囲について、設備単位又は工程・プロセス単位でのエネルギー消費量（及び運用改善に資するデータ）を計測できること。
	2	見える化	• 計測対象の設備又は工程・プロセスについて、ダッシュボード等、エネルギー消費量の変動内容を分析できる形で出力し、補助事業者にもエネルギー消費の変動状況がわかりやすい形で提示できること。 • 計測対象において、１カ月以内のエネルギー使用量を閲覧できること。 • 電力は事業者が自らが定めた計測範囲毎に３０分以内の使用量を閲覧できること。 • Ｗｅｂブラウザ経由での閲覧でも可とする。
	3	データ保存（※１）	• 計測対象について、エネルギー種別・設備ごとに３０分以内のエネルギー使用量データを１年間保存できること。
	4	分析・提案	• 見える化の機能に加えて、エネルギー消費上無駄が生じている点を自動で検出し、独自で収集した影響因子の変数等を学習、設備の最適稼働を自動算出し、それに基づき補助事業者に対し気づきの共有・アドバイスの実施ができる機能を有すること。

※１　センターシステムでの保存も可とする。

①-２見える化型ＥＭＳ（高機能型）のシステム構成例



別表2　エネルギー需要最適化型におけるシステム機器要件

②制御型ＥＭＳのシステム要件

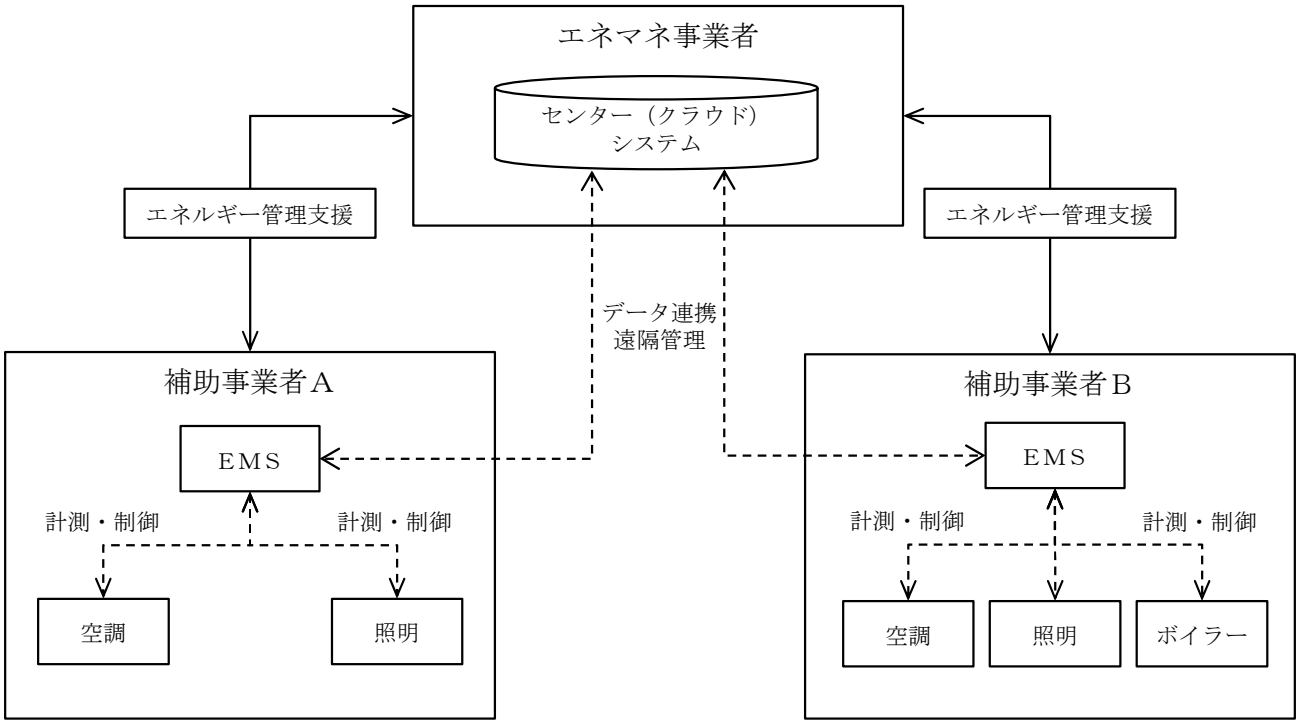
「②制御型ＥＭＳ」は、原則、エネマネ事業者が管理する「センター（クラウド）システム」と、補助事業者の事業所に設置する「拠点ＥＭＳ」から構成されるＥＭＳのことをいう。エネマネ事業者はＳＩＩが指定する以下の機能及び、自ら提供するエネルギー管理支援に必要な機能を実装したＥＭＳを用いること。

区分	Ｎｏ.	項目	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測（※１）	• 見える化機能の実現及び、エネルギー管理支援に必要な項目の計測を行えること。 • 補助対象設備及び事業所全体または事業者が自ら定める範囲について、設備単位又は工程・プロセス単位でのエネルギー消費量（及び運用改善に資するデータ）を計測できること。 • 更新設備及び事業所全体の受電電力量の計測は必須とする。 • ＥＭＳの制御対象にガス・油等が該当しない場合は、ガス・油等の計測を行わず、１ヶ月以内の検針票値入力でも可とする。
	2	見える化	• 電力・ガスその他エネルギーを含め、１カ月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量を統一単位（原油換算ｋｌ）で閲覧できること。 • 電力は全体と設備カテゴリ別（空調・照明等）の３０分以内の電力使用量を閲覧できること。 • Ｗｅｂブラウザ経由での閲覧でも可とする。 • 運用改善に資するデータを表示・確認できること。
導入拠点	3	接続機器の制御	• エネルギー管理支援に必要な制御が行えること。 • 省エネルギー更新設備や他既存設備に対し、自動でエネルギーを削減する制御機能を有すること。
	4	制御ログの保存	• ＥＭＳによる制御効果を把握するために、必要な制御ログ等を取得・保存できること。（アンサーバック等。）
	5	短期的な通信遮断への対応（※２）	• 短期的な通信遮断により、センターシステムとの通信が一時的に遮断されても、導入拠点のＥＭＳで制御・計測・データ保存を継続し、通信回復後にセンターシステムに通信遮断時間分のデータを連携できること。
	6	スタンドアロン稼働	• センターシステムとの通信を完全に遮断した場合またはエネルギー管理支援終了後でもスタンドアロンでＥＭＳを継続的に使用できること。 • 機器やソフトウエアの追加を行うことも可。 • 有償・無償は問わない。
センターシステム	7	遠隔管理	• 幹事社が管理するセンターサーバーで、コンソーシアム事業者分も含めて接続されている全工場・事業場の遠隔管理を行えること。 • 遠隔管理とは遠隔制御（ＯＮ／ＯＦＦ等）や制御設定変更（目標値変更等）機能と、見える化機能のことを言う。
	8	データ保存（※３）	• ＳＩＩが指定するフォーマットで３年間のデータ登録を行うために、必要な粒度・項目・期間でデータ保存が行えること。
	9	デマンドレスポンス（通知／制御機能）	• 電力会社等からの要請を受け取り、要請地域の導入拠点に対し必要な事前告知と制御を行う機能を有すること。

※１　電気、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外。
※２　２４時間以上は拠点ＥＭＳにデータを保存できること。
※３　指定報告フォーマット（属性・月間値・３０分値）はＳＩＩホームページからダウンロードして確認すること。
　　また、ＥＭＳにおけるデータ保存は、導入拠点での保存も可とする。

別表2 エネルギー需要最適化型におけるシステム機器要件

②制御型ＥＭＳのシステム構成例



［注意事項］

- 幹事社は、自社が管理権限を持つセンター（クラウド）システムでコンソーシアムがサービス提供する全補助事業者のエネルギーデータの閲覧・データ抽出・遠隔管理が行えるようシステム管理権限を必ず有すること。

別表2　エネルギー需要最適化型におけるシステム機器要件

③高度型ＥＭＳのシステム要件

「③高度型ＥＭＳ」は、ＡＩで実際の稼働状況を学習し、自動でチューニングする機能を有するＥＭＳ（③-１オートチューニング型）や、モデル予測制御により最適化された運転を実現するＥＭＳ（③-２モデル予測制御型）をいう。なお、エネルギーの計測・見える化・制御の機能・データ保存を有すること。

＜高度型ＥＭＳとして認められるケース＞

（オートチューニング型）

- ＥＭＳ自らが制御データと実際の出力状況を学習し、機器の設定を最適化させ、設備の使用における省エネルギーに取り組むシステム・機器。
- ＡＩを活用し、独自で収集した影響因子の変数等を学習、設備の最適稼働を自動算出し、それに基づき制御または運用改善を行うシステム・機器。

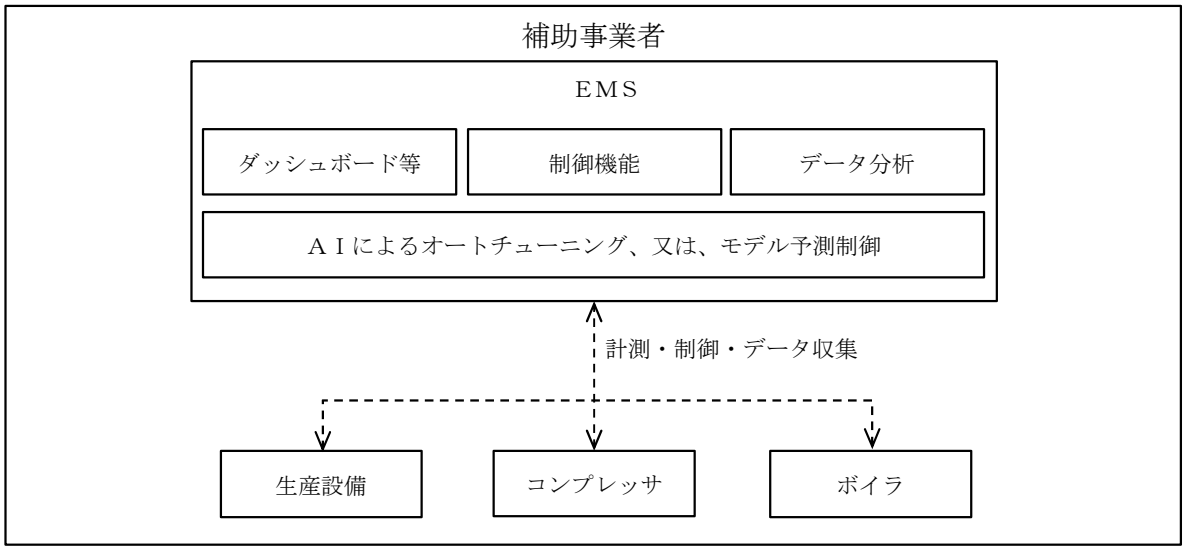
（モデル予測制御型）

- 工場等の複数の制御対象設備について、その稼働状況を数理モデルで表現するとともに、制御対象設備の実際の稼働状況等の数値を継続的に取得し、制御対象設備全体としてのエネルギー消費量がより少なくなるよう最適化問題を継続的に解くことによって、各設備に対して制御入力を行うための一連のシステム・機器。

＜高度型ＥＭＳとして認められないケース＞

- デマンドコントローラーのみの機能や、単一な制御機構に則ったチューニング機能のみを有するもの。
- ＡＩ学習機能や分析・提案機能を有するものの、エネルギーの計測・見える化・制御の機能・データ保存を有していないもの。

③高度型ＥＭＳのシステム構成例



※　データ保存は導入拠点、センターサーバーいずれでも可とする。

7．資料

資料1　日本標準産業分類

大分類		中分類	分類項目名
A	農業,林業	01	農業
		02	林業
B	漁業	03	漁業（水産養殖業を除く）
		04	水産養殖業
C	鉱業,採石業,砂利採取業	05	鉱業,採石業,砂利採取業
D	建設業	06	総合工事業
		07	職別工事業（設備工事業を除く）
		08	設備工事業
E	製造業	09	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業（家具を除く）
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29	電気機械器具製造業
		30	情報通信機械器具製造業
		31	輸送用機械器具製造業
		32	その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業
G	情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業,郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業（信書便事業を含む）
I	卸売業,小売業	50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
		52	飲食料品卸売業
	卸売業,小売業（続き）	53	建築材料,鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業
		57	織物・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
		61	無店舗小売業
J	金融業,保険業	62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	貸金業,クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業,商品先物取引業
		66	補助的金融業等
		67	保険業（保険媒介代理業,保険サービス業を含む）
K	不動産業,物品賃貸業	68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
		70	物品賃貸業
L	学術研究,専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
		72	専門サービス業（他に分類されないもの）
		73	広告業
		74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M	宿泊業,飲食サービス業	75	宿泊業
		76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業,娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業
		80	娯楽業
O	教育,学習支援業	81	学校教育
		82	その他の教育,学習支援業
P	医療,福祉	83	医療業
		84	保健衛生
		85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	86	郵便局
		87	協同組合（他に分類されないもの）
R	サービス業（他に分類されないもの）	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業
		96	外国公務
S	公務（他に分類されるものを除く）	97	国家公務
		98	地方公務
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業

公募に関するお問い合わせ・相談・連絡窓口

一般社団法人環境共創イニシアチブ

省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型） お問い合わせ窓口

（Ⅰ）工場・事業場型	先進枠	TEL：03－5565－3840
	一般枠／中小企業投資促進枠 サプライチェーン連携枠	TEL：03－5565－4463
（Ⅳ）エネルギー需要最適化型		TEL：03－5565－4773

＜受付時間：10：00～12：00、13：00～17：00（土曜、日曜、祝日を除く）＞

ホームページ https://sii.or.jp/